

第3章 復興支援活動

第1編 イラク人道復興支援行動史

第1節 全 般

1 活動間の環境の変化に関する事実経緯

平成16年1月26日、第1次イラク復興支援群派遣命令が発出され、2月3日に第一陣として施設部隊の出発以降、後続の主力部隊は三波に分かれてイラクに向け出国していった。そして2月19日には医療支援を皮切りに復興支援活動を開始した。

3月11日にスペインで列車爆破テロが発生し、4月8日にはイラク国内において女性を含む邦人3名が拉致され、犯行武装グループが「自衛隊撤退」を要求する事案、直後の4月14日に邦人ジャーナリスト2名の拉致事案、同年10月には邦人男性1名の拉致・殺害事案が発生した。更に、4月5日からは米軍のファルージャに対する総攻撃が開始され、陸上自衛隊の活動への波及が懸念された。

また、派遣当初、陸上自衛隊の活動地域であるサマーワが所在するムサンナ県の治安維持はオランダ軍が担当していたが、オランダが平成17年3月に部隊を撤退することを決定したため、小泉首相（当時）がオーストラリアのハワード首相に軍隊派遣を要請した結果、オーストラリア軍が増派されることとなり、ムサンナ県の治安維持は引き続き多国籍軍であるイギリス軍とオーストラリア軍が担当することとなった。

2 環境変化への対応

平成16年4月に発生した女性を含む邦人3名の拉致事案に際し日本政府は、「テロに屈せず人道復興支援を続ける。」と明言した。この声明により、その後の同種事案の発生に際しても、イラクからの撤収論議への影響を局限することとなった。また、同時期の米軍によるファルージャへの総攻撃開始に際しても、「この攻撃がイラク南東部に波及する公算は小さい。」との陸上幕僚監部の分析に基づき、派遣部隊は動揺することなく復興支援活動を実施することができた。

また、ムサンナ県の治安維持を担当していたオランダ軍の撤退決定に際し、小泉首相（当時）のオーストラリアに対する増派要請によりムサンナ県の治安維持が確保されたため、活動地域の治安維持を多国籍軍に依存する陸上自衛隊としては、それまでと同様の活動を継続することができた。但し、地域の治安維持は多国籍軍に依存したが、派遣部隊自体の安全は、自らの努力によって確保していた。

3 教訓事項

派遣間には派遣に関わる環境は必ず変化するため、活動の終始を通じて常に全般情勢を多様な側面からの的確に把握し分析することが極めて重要である。

第3章 復興支援活動

第2節 陸幕の実施した施策及び教訓・提言

1 人事－人事・留守業務(家族支援)

(1) 陸幕の実施した施策

- ア 15. 12 第1次業務支援隊家族に対して家族説明会を実施
- イ 16. 1～ 先遣隊派遣
- ウ 16. 4 派遣隊員の戦力回復の必要性に迫られ、内局等と調整し4月末に長官及び官邸に報告し了承を獲得

(2) 教訓

戦力回復については、派遣の都度検討をしている状況であるが、業務遂行能力及びストレス解消等メンタル面の回復を含め有効かつ必要な施策である。

(3) 提言

- ア 人的戦力の維持回復の観点から、運用と厚生が密接に連携が必要
- イ 派遣地域の環境を考慮し、長期派遣時の必須事業として標準化が必要

第1編 イラク人道復興支援行動史

2 警務

(1) 陸幕の実施した施策

ア 編成・装備

(ア) 編 成

a 業務支援隊 警務幕僚（2佐） 1名

b 復興支援警務派遣隊

派遣隊長（3佐）、幹部3名、陸曹6名 計10名

※ 警務派遣隊の10名編成は、事案処理に必要な最小限の人員数である。

(イ) 主要装備

a 軽装甲機動車×2両（赤色灯を後付け）

b 小型トラック×2両

イ 司法警察職務遂行要領の検討

イラクにおける警務官の司法警察職務遂行要領に関しては、イラク国内の状況から、これまでの国際平和協力活動とは異なり地位協定も締結されていなかったこと、また、隊員の法的地位や警務官の職務権限等について確認・調整すべき相手先も不明であったことから、白紙の状態からの検討となった。このため、CPA、派遣各国及びイラク警察の捜査に関する考え方、活動状況等に関する情報を収集するとともに、内局、法務省、外務省、検察庁、警務隊本部の各関係者と警務官の職務権限（自衛隊法第96条の適用範囲）、国内法の適用の有無、捜査手続き、捜査共助、対応検察庁・裁判所等に関し具体的な調整・検討を重ね、逐次派遣警務隊の職務遂行要領の確立を図った。

時期	犯罪捜査等
15. 11. 5	イラク警務派遣隊捜査マニュアル（1次案）の作成、配布
16. 1. 6	アラビア語警務用語集の作成・配布
16. 9. 21	イラク警務派遣隊捜査マニュアル（2次案）の作成、配布
16. 10. 22	サマーワ宿営地へのロケット砲弾攻撃 → 犯罪捜査
16. 10. 31	サマーワ宿営地への砲弾様のもの攻撃 → 犯罪捜査
17. 1. 11	サマーワ宿営地への砲弾様のもの攻撃 → 犯罪捜査
17. 7. 4	サマーワ宿営地への砲弾様のもの攻撃 → 犯罪捜査
18. 4. 30	9mm拳銃普通弾窃盗 → 犯罪捜査
18. 6. 8	9mm拳銃普通弾窃盗事件を本部付警務隊へ事件引継
18. 6. 29	9mm拳銃普通弾窃盗事件を東京地検へ送致
18. 7. 27	サマーワ宿営地への砲弾様のもの等攻撃4件を本部付警務隊へ事件引継

(2) 教 訓

ア 編成・装備の教訓

(ア) 警務幕僚の増加

業務支援隊警務幕僚は1名の編成であったが、イラク治安機関との連絡調整及び協力の確保等隊員の安全確保にとって重要な任務を担っており、業務支援隊第2次要員以降は幹部1名を増援させて対応した。

(イ) 軽装甲機動車の不足

警務派遣隊は、軽装甲機動車及び小型トラック各2両の計4両の装備であったが、防護性の観点から宿营地外では軽装甲機動車2両のみで対応せざるを得ず、軽装甲機動車の不足を、他車両への同乗又は支援群からの借用等により補完した。

(ウ) 探証活動用器資材の整備の必要性

ビデオカメラを手に持って長時間にわたり探証活動を行うことは、隊員の体力的負担が大きく、かつ、不測事態発生時の対応動作にも制限を受けることから、ビデオを車両に固定して撮影できるよう改善した。

しかしながら、本改善においても撮影方向に制限を受ける等の欠点があるため、今後も小型化等、更に改善が必要である。

イ 司法警察職務遂行要領に関する教訓

(ア) 捜査活動の継続維持を確保することが必要

現地においては、派遣部隊を狙ったロケット弾等による攻撃について、殺人未遂事件4件として、東京地方検察庁と連携を保持しつつ、捜査するとともに、交通事故等の情報活動を実施した。これらの犯罪捜査には特段の問題等は発生していないが、警務派遣隊は、臨時編成の部隊で派遣期間が約3ヶ月と短く、写真の現像等現地で実施できない活動もあり、指揮転移前後に事案が発生した場合の捜査書類の作成等捜査要領が懸案事項であった。

(イ) 酷暑による鑑識資材への影響を排除する施策が必要

指紋用ゼラチン紙は、気温50度以上の天幕内で保管する場合、開封前は変形等は認められないが、一旦開封すると四隅が曲がり、常温で保管した場合と比べ指紋の付着が悪かった。このため、派遣後にゼラチン紙から120度まで適応できる万能リフターに変更した。

ウ 保安職務遂行要領に関する教訓

(ア) 現地雇用役務者等に対する注意も必要

防犯活動による犯罪の予防により、特に大きな事案の発生もなく、問題はなかったが、現地雇用役務者等（技師や通訳、尿尿くみ取りやゴミ回収業者、輸送コンボイや外国人警備員）についても、宿营地内に入ることがあることから、それらの者に対する規律維持についても考慮することが必要である。

(イ) 保安職務の実施においては、直接現地人と接触することから、英語、現地語で簡単な会話ができるような、準備間の教育が必要

(ウ) 宿营地における交通事故防止のため、速度制限や一時停止等の交通規制標識（現地語で付記）を設置して注意を促したこともあり、宿营地内での事故発生を未然防止し得た。これらの施策は今後も有効

第1編 イラク人道復興支援行動史

(エ) #1・2次警務派遣隊において、宿营地外における日本国要人の警護を実施したが、警備中隊との任務分担や事前の教育訓練の実施等について検討が必要

エ 警務官による現場確認、採証活動の必要性に関する教訓

(ア) 可能な範囲で、警務官を現場に進出させることが必要

事案発生時において結果的に犯罪には至らない場合であっても、警務派遣隊は、捜査機関として事実関係を明らかにし、記録化しておく必要がある。また、「その効果として後刻、部内外から疑念を持たれた場合でも、客観的な根拠に基づいた回答が期待できる。」

事案発生当初は、安全確保等の観点から現場進出が制限されることも予想されるが、現場確認なくしては一般的に情報不足により犯罪に起因するか否かの判断が困難であることから、現場の状況や治安状況に応じて、努めて早期に、可能な範囲で、警務官を現場に進出させることが必要である。

(イ) 警務官の同行支援および採証活動の実施が必要

ルメイサドル派事務所付近で発生した抗議行動事案のように、武器の使用が考えられるような事案においては、相手の違法性、我の正当性を立証することが極めて重要であり、部隊側でもビデオカメラ等により自ら立証するとともに、事案発生の可能性の高い起工式、竣工式等の「任務には、必ず警務官を同行支援させ、採証活動を実施させることが必要である。

(3) 提言

ア 編成・装備に関する提言

(ア) 警務幕僚は、現地治安機関等との連絡調整業務等重要な役割を担うので、所要に応じた人員を派遣することが必要

(イ) 宿营地外における所要がおおいい場合においては、警務は倦怠の全車両が軽装甲機動車であることが望ましい。

(ウ) 車両及び撮影機材については、走行中、停止間等、更に安全、確実に採証活動ができるように、整備・改造することが必要である。

イ 司法警察職務遂行要領に関する提言

(ア) 指揮転移間際に事案が発生した場合、犯罪捜査やその後の書類作成に問題があることから、具体的な捜査要領、交代の要領、編成解組の時期等の検討が必要

(イ) 鑑識資材は、現地の状況を踏まえ、あらかじめ準備携行するとともに、現地の要求があった場合、すぐに変更できるよう柔軟に対処することが必要

また、慣熟訓練時に現地の環境に合わせた鑑識訓練を実施して、現地に即した鑑識活動が実施できるように計画することが必要

ウ 保安職務遂行要領に関する提言

(ア) 平成16年1月6日にはアラビア語警務用語集を作成・配布したが、今後も、派遣先国の言語を用い簡単な会話ができるよう、警務用語集を整備することが必要

(イ) 隊内速度の遵守等、宿营地規則を制定することが必要

(ウ) 現地雇用の役務者管理についても助言する等の処置が必要

(エ) 宿营地外での警護の要領等について明確にすることが必要

第3章 復興支援活動

エ 警務官による現場確認、採証活動の必要性に関する提言

(ア) 今後の派遣に当たっては、事案発生時の対処計画等に警務官が必ず現場に臨場すべきことを盛り込むとともに、派遣前教育等において、関係者への徹底を図り、事案処理時の警務の必要性に対する認識を保持させることが必要

(イ) 今後、自衛隊も国外において治安維持活動を行うことが予想され、武器を使用する可能性が益々高くなることから、海上保安庁の不審船撃沈事案のように、ビデオ撮影等により相手の違法性、我の正当性を自ら証明することが必要

また、司法警察権限を持った警務官を同行支援させ、現認、採証活動を実施させることにより公正性を担保することが必要

第1編 イラク人道復興支援行動史

3 衛生・メンタルヘルス

(1) 衛生

ア 陸幕の準備した活動基盤

(ア) 自隊医療活動

16. 1. 20 蘭軍宿営地内に応急救護所を開設
業支隊医務官が、蘭軍宿営地内に応急救護所を開設し診療を開始した。また、蘭軍衛生隊へ診療支援を要請するとともに協同訓練に向けた準備を開始（無線による蘭軍呼び出し訓練）
16. 1. 26 蘭軍との不測事態対処合同訓練を実施
サマーワ宿営予定地で、緊急患者発生の状況における蘭軍衛生隊への呼び出し、急派された蘭軍衛生隊との共同の患者処置及び後送要領について訓練を実施
16. 2. 25 サマーワ宿営地仮救護所（天幕×1）を開設
可搬式シェルター×1及び病院用天幕×2
16. 3. 28 サマーワ宿営地医務室を開設
逐次の拡張工事により、病院用天幕×6、エアドーム×5、可搬式シェルター×2、野外手術ユニット（方面用）×1をもって医務室を概成
じ後、逐次プレハブ化、防護化により施設を拡張・強化
（※ 後日、エアドームは、気柱のエア漏れにより2コ破損）
16. 4. 15 第1回派遣間健康診断の実施
～5. 1 医務室の診療とともに、各派遣隊に対して定期的に健康管理指導、衛生教育、巡回診療等を実施し、疾病の早期発見及び健康維持を図った。また、クウェート分遣班等に対する健康診断を開始（1回／月基準）
16. 4. 17 蘭軍の手術支援
衛生隊長以下5名が、蘭軍からの依頼により蘭軍野戦病院での手術に立ち会い技術支援を実施
16. 4. 24 蘭軍との第1回合同衛生訓練を実施
蘭軍ヘリによる患者空輸訓練を実施（じ後、継続的に蘭軍、英軍、豪軍更には米軍との合同衛生訓練や医療施設研修等を実施）
16. 4. 27 初の蘭軍ヘリ空輸患者後送
緊急患者1名を蘭軍に依頼し、クウェート米軍病院にヘリ後送を実施（派遣間、蘭軍及び英軍により延べ9名をヘリ後送を実施）
16. 6. 9 同時大量の下痢患者の発生
～6. 10 ケータリングが原因とみられる大量下痢患者に対応
16. 7 吸血昆虫の調査開始（約1年間実施）
16. 7. 30 初の本国への患者後送

第3章 復興支援活動

無菌性髄膜炎の患者1名を、患者後送チーム（中央病院からの派遣）が民間機により日本に後送し、中央病院に入院（派遣間、延べ6人を民間機により本国に後送）

16. 10. 20 緊急患者をクウェートの民間病院に後送

派遣間に延べ3名の患者が民間病院を活用

17. 6 健康診断の検討（マスコミの劣化ウラン弾報道による対応）

18. 6. 26 車両事故（タリル事故）での負傷者3名の処置

車両の横転事故により3名が負傷し、内1名は米軍の後送体系に基づきドイツランドストール病院に入院した後、本邦に後送し中央病院に転院

自隊衛生支援の実施

派遣全期間を通じ、隊員の診療を実施するとともに「環境衛生（食品衛生検査、水質検査、防疫活動）」等を実施

（イ）医療人道支援活動

16. 1. 21 地元医療機関等と調整開始

業務支援隊医務官が現地医療機関の実態調査を開始するとともに、行政機関である保健局等の医療支援ニーズの把握を開始
他国軍やNGO更には国際機関の支援状況も確認するとともに効率的支援を行うべく調整を開始

16. 2頃 グランドデザインの作成及びロードマップ作成準備

業務支援隊医務官は、現地医療機関の実態調査結果や他国軍等の支援状況並びに現地の医療支援ニーズから医療支援分野におけるグランドデザインを作成。これは、まず最も効果的で即効性のある中核病院（サマーワ総合病院、同母子病院、ヒドル病院、ルメイサ病院）の支援を行い、次に現地の医療基盤の基礎である初期診療施設（PHC：primary health center）及び救急医療体制の整備、更に人材の育成を行い、最後に高度医療機関の整備を実施するというものであった。

また、業務支援隊の他部門や外務省との調整を行い、逐次ロードマップの作成に着手

16. 2頃 外務省ODA案件の作成

業務支援隊医務官は、外務省サマーワ事務所に医療の専門家が不在のため、現地医療機関のニーズを把握し、案件の作成を行った。現地乳幼児死亡率の高さから最初の支援先をサマーワ母子病院にするなど、ロードマップ作成も進展させた。

16. 2. 12 現地病院での医療支援活動の調整開始

業務支援隊医務官や支援群医官等が、サマーワ総合病院で病院設備及び医療指導活動要領等について調整を開始。以後、母子病院、ヒドル病院、ルメルサ病院でも実施

16. 2. 19 イラク人医師等に対する医療指導を開始

第1編 イラク人道復興支援行動史

サマーワ総合病院における臨床検討会や病棟回診に陸自医官が参加し、診断や治療等についての助言、指導を開始した。

じ後、陸自の各医療従事者による看護指導、臨床検査指導、放射線指導、薬剤・資材管理指導等を拡大

16. 3. 13 外務省ODA供与による医療器材の搬入開始

母子病院を皮切りに、逐次各病院に医療器材を搬入、技術指導を開始した。じ後、ムサンナ県内のPHCにも医療器材等の供与を行う事業等も企画・立案・推進

16. 4. 17 「ご近所プロジェクト」として小学校で歯磨き指導を実施

～4. 27 歯科医官、看護官、歯科技工士が、宿营地近傍小学校で、のべ3日間にわたり小学生に歯磨き指導を実施

16. 4頃 UNDPによる清掃事業の開始

現地医療施設の環境汚染は著しく、清掃事業を計画したが、実施に時間がかかるため、国連開発機構（UNDP）に外務省を通じて打診し、事業化に成功（これにより病院の清潔化のみならず雇用の創出に貢献）

16. 6頃 陸自施設補修事業の初期診療施設への拡大

ムサンナ県内35カ所の初期診療施設の荒廃は激しく、多数の弱者への支援を考慮し、陸自による補修を計画・実施

16. 7. 24 サマーワ宿营地（出島地区）での医療指導を開始

情勢の悪化による部外活動の制約を克服するために、宿营地に現地救急車センター職員を招いて衛生技術指導を開始

これに合わせて、外務省ODAによる救急車や無線器材供与を企画立案し、推進（このプロジェクトは当初蘭軍が計画したが、資金不足で断念したため引き継いだ）

（ウ）現地医療スタッフの日本招聘を支援

現地の保健局職員、医師、看護師等を日本に招聘して約1ヶ月間の研修をさせる事業について外務省に打診し実施した。国内では防衛医大、中央病院、熊本病院等を研修した。

（エ）イラク国民等に対する診療支援を実施

宿营地内の雇用業者、地域住民等に対して人道上の理由から診療及び現地医療機関への紹介便宜等を実施

イ 教 訓

（ア）事態医療活動に関する教訓

a 高い治療レベルの保持による不測事態への対応が必要

イラク医務室では治療基準を「国連の治療レベル2+α」とし、救急救命、応急治療、一般内科、一般外科、歯科治療機能を保持し、特に初期外科治療能力を重視した態勢を確立できた。

幸運にも派遣間を通じて緊急手術患者や重症患者の発生はなかったが、野外手術システムを使用した外科治療や大量下痢患者発生時には医務室機能をフル

発揮した医療活動を実施した。

イラク派遣のように独立的な任務を遂行する場合には、高い治療レベルの保持が必要であるとともに、派遣医官の技術援助手段として、テレメディスン等を用いて中央病院等との連携を図るシステム構築が必要である。

b 医務室施設は恒久的な治療施設が必要

医務室における高度な治療を実施するためには、医務室内の清潔度、患者管理、精密医療器材の保護等が確保できるプレハブ等の恒久的な治療施設が必要である。(イラク派遣では、対弾性工事を優先したためプレハブ医務室が最後まで完成されなかった。)

また、可及的速やかな医療支援態勢構築や最終的な撤収も考慮した、人員、器材、施設の展開について配慮する必要がある。更に、施設建設について医療従事者が業務をしながら逐次建設するのではなく、事前の施設展開部隊の派遣による建設についても検討が必要である。

c 離隔勤務者への健康管理態勢の保持が必要

イラク派遣では本隊(駐屯地)と離隔して勤務したクウェート分遣隊、バスラ等の隊員に対する医療支援や健康管理指導等を、衛生隊からの巡回診療や空自医務室に診療を依頼する等の処置により実施した。国外派遣において本隊から離隔して勤務する部隊・隊員に衛生科要員を含ませることが望ましいが、困難な場合には健康管理について、特に配慮し不測事態への対処要領の確立が必要である。

d 不測事態の対応について

(a) 緊急後送用のヘリの確保

イラク派遣では、要ヘリ空輸患者発生時には蘭軍・英軍にヘリ空輸依頼し延べ9名の患者を後送したが、依頼先軍との早期の調整及び継続した患者搭載・地上連接等の合同訓練が必要(イラクでは第1回の合同訓練後、3日目に実行動となった。)

今後、ヘリ空輸後送の確実な運用を確保するためには、陸上自衛隊自隊でのヘリ保有の検討が必要である。

(b) 防護性(対弾性)ある救急車の整備

現行の中型救急車は車体構造上、防護板の設置は運転部のみで、車両の後部は未実施であった。このため走行中の防護や戦闘発生現場での患者救出輸送が可能な防護性ある救急車(蘭軍等は装甲救急車(装甲車の後部を改造)を保有)の整備が必要である。

e 傷病者の本国後送への対応

(a) 日本への後送の必要が生じた場合、自衛隊中央病院から患者後送チームを現地へ派遣(医官×1, 看護官×1)する態勢を保持し、延べ6名の患者を後送したが、今後複数正面への部隊派遣や戦闘を含めた任務派遣を考慮した態勢の保持が必要である。

(b) イラクから本邦への患者後送は民間機を活用したが、患者の症状(酸素吸入等の継続的な処置が必要な患者、担送患者、感染症の疑い等)により、搭

第1編 イラク人道復興支援行動史

乗の制約や手続に長期間要することがあり、迅速な患者後送のためには、航空自衛隊による自隊輸送手段（政府専用機、機動医療航空機等）の確保が必要である。

f 後送体系の調整・確立が必要

イラク派遣では、緊急時の後送体系は米軍等の多国籍軍に依存しており、その後送は被支援依頼国の主動的な後送となるため、平成18年6月に発生したタリル車両横転事故においても、米軍の後送計画に基づきドイツの病院に一時入院する処置となった。迅速な本邦への後送を行えるよう事前の綿密な調整が必要である。

g 派遣間の衛生器資材等の的確な管理態勢の整備が必要

補給サイクルと要求部隊（現地派遣部隊）、使用部隊（次期派遣部隊）間のズレや衛生補給管理者の不足により、医薬品・検査試薬等の適正な保管や使用期限管理、在庫管理が十分にできなかった。特に追送要求と補給品が届くまでの時間格差により、その間に部隊交代があった場合には追送物品の把握が十分にできなかった。

今後は、補給サイクルの検討、補給管理要員及び適正な保管施設の確保、在庫管理等の態勢整備が必要である。

また、現地医務室での使用器材は装備品よりも民生品医療器材が大半であるが、部隊整備員ではこれらの予防整備、故障修理が困難である。このため病院等で医療機器整備を行っているME（臨床工学）資格者等の編成又は部隊整備員への事前教育が必要である。

また、派遣前から商社等を通じ派遣国若しくは近隣諸国での外注整備が可能な態勢を確保することが必要である。

h 衛生上の誤解、不安を除去することは極めて重要

現地での劣化ウラン弾の影響についてマスコミ等で取り上げられたことを受け、健康面からの安全性を証明するための検査について検討を実施したが、派遣地域が本来的に安全地域であること、従来どおりの派遣前・中・後における健康診断（身体的異常の確認、血液検査、尿検査）にて、異常の有無の確認ができることを踏まえ、更なる検査の追加をしないことを決定

（なお、派遣隊員の健康診断結果からは劣化ウラン等による影響の異常は検出されていない。）

今後は、更なる派遣隊員や家族等の安心を獲得し、誤った憶測を招く恐れがないような対策をする必要がある。

また、現地においては隊員がγ線量計を付けていたが、統一された担任区分（主に1科が所掌）や計測要領等がなく、各群毎で独自に実施していた。今後は、これらの測定等が必要な場合には、当初からの計画に明記して実施することが必要である。

（イ）医療人道支援活動に関する教訓

a 衛生支援事項の決定は極めて重要

人道復興支援での医療活動を「直接医療支援」又は「間接医療支援」かの決

第3章 復興支援活動

定は、現地医療ニーズや安全性を含めた地域情勢を総合的に判断して、派遣効果を最も得られるよう慎重に検討することが必要である。

イラク派遣での医療支援が成果あるものにできたことは、平成15年9月の政府調査団に陸幕衛生部から医官1名が同行し、早い段階から現地の状況を的確に把握できたことが最大の要因である。

このため、医療活動支援が見込まれる場合には、当初の調査段階から衛生要員を含めた派遣が必要である。

b 効果的な支援要領の確立が必要

(a) グランドデザインとロードマップの作成

医療支援活動を実施する際、現地の医療状況全般を把握するとともに、現地の行政機関、各医療施設との密接な連携により（意見交換）、医療支援のグランドデザインを描き、更には具体的支援施策のロードマップを作成することが極めて重要である。

これにより、さまざまな関係者や関係機関（調整担当者である業務支援隊、支援実行者である支援群、外務省、陸幕、および現地医療関係者）の認識統一が可能になる。また、たとえ支援に遅れが生じて、いずれ実行されるものとして現地医療関係者に不要な不信感を持たせずに済むとともに、他部門の支援状況や各地域における支援状況などの全般的な状況判断から支援の優先順位決定に寄与することもできる。（特に、支援の地域間格差は住民の反感を招くため配慮が必要となる。）

(b) 複合的支援（施設補修、ODA医療機材供与と医療技術指導の連携）の実施

今回、間接医療支援の形態をとったが、ただ単に医療技術指導を行うのみならず、外務省ODA医療器材の供与にあたっては、その使用方法や保守整備要領の指導も行った。

更に、現地の医療基盤の整備における支援では、ムサンナ県内にある35箇所の初期診療施設（primary health center）の陸自による施設補修に外務省ODA医療器材供与、更には陸自による医療器材の使用法の指導等を組み合わせたが、現地医療関係者から極めて高い評価を得た。（同様の支援は、現地看護学校でも行われ評価を得た。）

(c) 現地と日本国内との連携による支援の実施

現地での医療技術指導のみならず、外務省やJICA（日本国際協力機構）と連携し、現地での技術指導に連動する日本国内での医師、看護師、医療器材整備技術者の招聘研修事業を企画・立案した。この際、陸幕衛生部が日本国内での調整に寄与するとともに、自衛隊中央病院や自衛隊熊本病院や中部方面衛生隊が研修事業に協力した。

(d) 他国軍や国際機関及びNGO等との協力関係の構築

支援内容が重複しないようにあるいは相互に補完しあうように調整を行うことにより、支援をより効果的にすることが可能であった。実際、米軍による初期診療施設への器材供与計画から外務省ODA器材供与内容を変更したり、英国が復興支援の一環としてサマーワ総合病院の補修を行い、蘭国もサ

第1編 イラク人道復興支援行動史

マール母子病院の補修を行ったが、日本の支援内容や時期を変更することにより重複を避け得た。

また、陸自が計画しても実施に時間がかかる支援については、他国や国連機関等にその実施を依頼し得た。特に医療機関の清掃について、国連開発機構（UNDP）に外務省を通じて打診し、平成16年4月には事業化に成功した。これにより病院の清潔化のみならず雇用の創出に貢献できた。

c 状況に応じた医療技術指導用器材の調達が必要

陸上自衛隊の医療技術指導用器材の調達は、あくまでも陸上自衛隊向けの国内調達であったため、器材の表示や取扱説明書が日本語であり、英語又は現地語の仕様になっておらず、隊員による英語表記に改めたシール張り付けや説明書の英語版作成で対応した。

このため、技術指導用の器材には、指導側及び被指導側の両者からみて適切である英語仕様の調達が必要である。

また、現地スタッフに対する現地医療レベルに応じた指導用プレゼン資料の整備は個人に委ねられていたが、今後は組織的に実施する必要がある。

（特に、現地では医療復興支援に必要な資料がなく、全て自前で調達した。多国籍軍の中には衛生部隊で図書館まで持っていた。）

d 現地に合致したODA器材の選定が必要

ODA器材等は現地に残地することから器材選択の際、現地におけるメンテナンスを考慮した選定が必要である。

また、器材に対する部外研修の制度化も必要である。

e 緊急時の住民診療態勢の確立が必要

住民診療は、保全の観点からは非常に難しく、特に医務室内での診療には3科の許可が必要であったが、判断には非常に時間がかかり緊急時には不適である。

f 間接医療支援の評価は困難だが重要

間接医療支援は、直接医療支援と異なり計数的な評価が困難であり、PR面を含めた実績評価での対応が難しい。

医療器材の供与、技術支援により母子病院での新生児の死亡率が約1/3に低下したことに寄与できたものの、現地医療従事者の医療技術の向上は短期間での成果とはなりにくい。

しかしながら、現地医療スタッフからの「直接医療技術を学べた。日本の医療支援活用のお陰でムサンナ県保健局の動きが良くなった。」との評価は、イラクでの活動が成功した実績として評価できるものである。

ウ 提言

(ア) 自隊医療活動に関する提言

a 被支援依頼国との信頼醸成の確立

最も有効な準備は、治療・後送体系を自衛隊独自で確立することであり、そのためには、現地から本邦までの治療態勢（現地医務室～野戦病院～自衛隊病院）、後送手段（救急車、後送ヘリ、航空機等）の確保とともに、継続的な衛生補給態勢を確保することが必要である。しかしながら、派遣部隊の規模、能力的な制約が大きい。

現状からは、多国籍軍等に依存する態勢とならざるを得ず、被支援依頼国との綿密な調整、継続的な合同訓練、相互医療部隊の研修等を行って現地での信頼醸成を築き上げておくことが必要であり、その枠組みを明確化し早い段階からの相互調整が必要である。

b 派遣部隊を現地でサポートする部外組織との連携（部外組織の確立）

国外任務において、補給品の現地調達、医療機関の活用等、国内外における民間力の活用は不可欠である。特に、衛生隊の装備は民間仕様と同様のものが多く、かつ自隊での医療器材等の高段階整備能力を保持することは困難である。

このため、自衛隊との連携を図った部外組織（米国のLOGCAP等）の構成が必要である。

c 派遣間の物品管理

今派遣においては補給機能が3ヶ月交代である群の中に組織されており3ヶ月の活動により交代となった。派遣のための物品（日頃の使用しない物品）等の掌握は2～3ヶ月では困難であり、補給機能は長期派遣要員に組み込まれた方が、物品の掌握・管理という点では有効であると思われる。

(イ) 医療人道支援活動に関する提言

人道復興支援における医療支援の形態の確立

イラク人道復興支援においては、国際緊急援助隊活動等で行われる直接医療支援と異なる医療技術指導を主体とする間接医療支援を実施して大きな成果を収めた。

しかしながら、派遣国における医療環境は劣悪な場合が多く、間接医療支援の場合には物的支援（医療器材等のハード整備）が不可欠である。

今回の外務省との連携は良好な実績となったが、今後更なる関係省庁との枠組みの確立が必要である。

なお、ODAによる器材供与に際しては、現地の状況を正しく判断し、また、現地の医療ニーズは復興の進展とともに刻々と変化するので、柔軟な支援内容等の計画修正や既存の医療システムに混乱を招かないような配慮が必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(2) メンタルヘルス

ア 陸幕が実施した施策

(ア) メンタルヘルスケア

a 対 象

イラク復興支援群、復興支援業務双方

b 実施事項

精神衛生教育、メンタルチェック、カウンセラー及びメンタルヘルス診療支援チームを派遣、イラク派遣隊員に対する派遣前・中・後における各種施策を実施し、メンタルヘルスケアを行った。

c 実施事項

(a) 派遣前に専門家によるストレスコントロールについての教育

(b) 派遣中、業務支援隊にカウンセラーを配置して、カウンセリングを実施

(c) 派遣前、派遣中及び帰国後にメンタルチェックシートを用いて精神状況を把握し、要注意隊員については、中隊長等に情報提供

(d) 派遣中にメンタルヘルス支援チームとして精神科医等を派遣し、診療・カウンセリング機能を強化

派遣中の隊員の精神的ストレスを除去するとともに、指揮官に対してアドバイス等を実施し、隊員の精神的健康状態を適切に維持するために、各支援群毎に自衛隊中央病院等の精神科医を含むメンタルヘルス支援チームを現地に派遣することとした。実施項目はストレス対処等に関する教育、指揮官等との面談及び隊員へのカウンセリング治療等を基本とした。

(イ) メンタルヘルス診療支援チーム

a 目的及び全般状況

派遣中の隊員たちのメンタルヘルス診療支援のため、計10回のメンタルヘルス診療支援をイラクのサマーワにおいて実施

時期	対象部隊
16. 3. 25～ 4. 3	第1次復興支援群
16. 7. 3～ 7. 12	第2次復興支援群
16. 10. 18～10. 27	第3次復興支援群
17. 1. 8～ 1. 19	第4次復興支援群
17. 4. 18～ 4. 27	第5次復興支援群
17. 6. 30～ 7. 16	第6次復興支援群
17. 10. 3～10. 16	第7次復興支援群
17. 12. 22～12. 29	第8次復興支援群
18. 4. 1～ 4. 12	第9次復興支援群
18. 7. 15～ 7. 26	第10次復興支援群
18. 9. 2～ 9. 9	RSU (クウェート)

第3章 復興支援活動

b 実施要領

(a) 各回とも陸幕長指示を受け、陸幕衛生部から要員を派遣、各派遣とも精神科医官等3名

(b) 各回とも外国出張扱いで実施

イラク及びクウェートにおいて診療支援を実施のため約7日～10日間にわたり滞在、複数回派遣の特技者（医官等）は、のべ派遣日数で1～2か月間滞在したことになる。

(ウ) クールダウンの実施

a 目的及び全般状況

帰国を目前に控えた各支援群及び業務支援隊の隊員に対し、十分な精神的休養と身体的疲労の軽減を図るとともに、家族や原隊同僚等との感情等の較差を是正し、日常生活に円滑に復帰することを目的として、計15回のクールダウンを実施

b 実施要領

(a) キャンプバージニア1泊、クウェート国内の民間ホテル2泊を基準として実施

(b) グループ討議、衛生教育等の実施にカウンセラーもしくは精神科医官によるカウンセリングを組み合わせ、帰国直前の2日間を充当し、民間ホテルでの休養を実施

c アンケート結果

(a) 各回とも、9割以上の隊員がクールダウンが有意義であったと評価

(b) メンタルチェック等により、精神ストレスが軽減されていたことが確認できた。

d 管理要領

(a) クールダウン事業は、衛生教育やグループ討議等を含めたプログラムの作成といった衛生部が所掌する専管業務以外の管理事項、特に業計予算に係わる業務、現地ホテルの調整（食事調整を含む）、移動及び輸送手段の確保・契約行為も含めて衛生部が一義的に実施

(b) 部屋割りに関する部隊の要望、天候の影響による細かい変更調整等は、本来衛生部が所掌できる業務以上の業務となり、煩雑で、かつ、非効率的な調整業務となった。

(エ) 帰国後の休暇等

イラク人道復興支援活動は、情勢不安定な地域において、悪条件下、かつ、十分な休養等がないまま連日の勤務となることから、帰国後に努めて連続した休暇等が取得できるよう陸幕人計第220号電（16.5.18）「イラク人道復興支援活動に従事した隊員に対する帰国後の休暇の付与要領について（通知）」により趣旨・付与基準を示し、部隊、隊員個々の実状を承知する所属長がこの趣旨等を踏まえ休暇等を付与するよう処置した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

イ 教訓

(ア) メンタルヘルスケアに関する教訓

- a 隊員の精神状況の全体傾向を把握するための派遣前・中・後におけるメンタルヘルスケアは有効
- b 問題を抱えた隊員個々に対する、適時、適切なカウンセリングを実施するためにはカウンセラーの現場への随行派遣は有効
- c メンタルチェックの基盤は、指揮官による統率と細やかな身上・心情把握である。メンタルチェックの目安としてGHQ30を用い、派遣隊員の精神状況を把握する一つの手段としては有用
- d 定期的なメンタルヘルス支援チームの派遣による機能強化は、常時1人体制のカウンセラーの支援に有益

(イ) メンタルヘルス診療支援チームに関する教訓

メンタルヘルス診療支援チームを各復興支援群毎に派遣したが、精神科医官等の要員の不足や派遣チーム要員への処遇・補償等については改善が必要である。

また、スミッティ、バスラ、バクダット等、少人数で派遣されている隊員のメンタルヘルス施策についても、今後検討する必要がある。

(ウ) クールダウンの実施に関する教訓

- a イラクに派遣された隊員に対して、クールダウン施策を実施し、日常生活への復帰のための導入手段として有効であった。
- b クールダウンは、イラク復興支援活動において、日常生活への復帰のための導入手段として有効であり、今後の活動においても実施する価値は大である。
- c ホテルや移動、輸送手段の確保・調整等は衛生部が所掌できる本来任務ではなく、非効率的な調整となったことから、今後は、業務支援隊を対象として行われた「戦力回復」事業と同様、輸送担当やホテル契約担当等、他部所課の専門性を活用して事業を実施する必要がある。

(エ) 帰国後の休暇等に関する教訓

休暇については、原隊の同僚への気遣いや不在間の未処理業務の処置、帰国後の急を要する職務等が気になり、十分に休養できなかった者も相当数いたものと推測される。

休暇の付与については、趣旨・付与基準を示し、部隊、隊員個々の実状を承知する所属長が付与したが、補職等によっては十分な休暇が取得できない者もあり、休暇を終えてから編成を解組する等、戦闘力を回復させるための休息を与えられる態勢を整備する必要がある。

ウ 提言

(ア) メンタルヘルスケアに関する提言

- a メンタルヘルスの施策は、部隊長等の実施する服務指導及び教育訓練との関係並びに、人事、衛生、監察等の機能を総合的に検討して、陸上自衛隊としての対処方針を確立することが必要
- b 今後は、オペレーション前に予測されるストレス度に応じたメンタルヘルスの実施を事前に十分検討することが必要

第3章 復興支援活動

c 派遣隊員に対する出国前の予防施策としてメンタルヘルス教育や身上・心情把握を実施したが、指揮官及び個人に対するストレス対処能力の付与までには至っておらず、今後は、現実的でストレス度の高い訓練の実施等の施策についても検討することが必要

d 派遣隊員の帰国後（原隊復帰及び異動を含む）のメンタルヘルスカケアの継続が必要

GHQ30（心理アンケート）の結果や監察アンケート、現地カウンセラーのカウンセリング実施状況等の情報を集約して、派遣された隊員の所属する各方面総監部の心理幹部等に引き継ぐことにより、帰国後の継続的なケアが実施可能となる。

e サマーワに派遣された専任カウンセラーは1名体制であったが、サマーワ以外のバスラやバグダッド、クウェート分遣班の隊員に対するケアやカウンセラー自身のケアのためにも複数の配置が必要

また、復興支援群、業務支援隊にそれぞれカウンセラー（心理幹部）を配置することにより、事前訓練から、帰国後のアフターケアまで継続的なケアを実施できる。

f 派遣隊員の家族に対してもメンタルヘルスカケアが重要であり、今後検討することが必要

(イ) メンタルヘルス診療支援チームに関する提言

a 支援に係わる派遣隊員の地位等の規定

今後メンタルヘルス診療支援等、部隊支援任務で現地に派遣される場合においても、派遣部隊隊員と同等の処遇・補償を享受できるように派遣の枠組みを整備する必要がある。派遣隊員及びこれに準ずる支援に係わる派遣隊員の地位等の取り決めについて、部隊編成との整合性を図りながら、これらの人員の規定を盛り込むことが必要。

（改善の一例としては、派遣部隊の派遣期間中に必要となる支援機能に係わる派遣・出張要員をNSE：National Support Elementとして編成に概念規定し、所要に応じて現地指揮に入る、もしくは現地支援に入る要員として当初から規定し、派遣部隊隊員と同等の資格・処遇を得る等）

b 惨事ストレス対処の体制の更なる検討

メンタルヘルス診療支援チームは、精神科医等の要員が不足したため、同一医官等が複数回現地で活動することとなったが、今後の派遣においては、蓄積されるストレス以外にも惨事発生時のストレスに早期に対処する必要があり、クウェート等に戦闘力回復所を開設し、そこに医官等を常駐させて対応するといった惨事ストレス対処の体制を更に検討する必要がある。

c 専任カウンセラーを複数配置

少人数で派遣されている隊員に対する配慮が特に必要であり、専任カウンセラーを複数配置する等して、巡回カウンセリングの実施やサマーワあるいはクウェートでの軽易な休息処置を実施する等の対処が必要である。

(ウ) クールダウンの実施に関する提言

第1編 イラク人道復興支援行動史

- a 今後の国際貢献活動において、クールダウン実施の可否についての基準を確立する必要がある。(通常の国際緊急援助活動は除外されると思料)。
 - b 今後のクールダウン施策の対象となる国際貢献(案)
 - (a) 戦場に準じた地域・環境等での活動等
 - 1 銃の携行や防弾服等の着用が義務づけられた活動等
 - 2 砲弾等の攻撃の事実又はその可能性が高い地域での活動等
 - (b) 「死」あるいは「惨事」等と接する活動等
 - 多数の「死体」「変死体」等と接する活動等
 - c 今後イラク型の海外派遣では、クールダウンに必要な予算、管理業務及び衛生業務に関して各部等が業務を分担し、それぞれの所掌の専門性を総合的に発揮する態勢の確立が必要である。
 - d 統幕と陸幕との業務の切り分けを明確にする必要がある。
 - e クールダウン中は、一人で気持ちを整理する時間、空間、自由を付与する必要がある、ホテルでは個室が望ましい。
- (エ) 帰国後の休暇等に関する提言
- a 休暇の日数についても心の健康状態を把握し、個々のストレス度に応じた個別管理が必要
 - b 派遣隊員の帰国後は、過度のストレス蓄積防止を図り、戦闘力を十分に回復させるため、派遣された隊員の補職管理を含めた施策を実施することが今後の課題

4 会 計

(1) 陸幕が実施した施策

ア 会計機関

当初、資金前渡官吏及び契約担当官は、主な調達源であるクウェートのみに配置し、サマーワには会計幕僚を配置していた。しかし、その後、自隊施工から役務施工に方針が転換したのに伴い、サマーワにも契約担当官を置くこととした。

イ 給与の現地払い

当初、給与の現地払いについては、現地の治安状況等を考慮し実施していなかったが、第2次派遣群以降、部隊の要求によりクウェートのクールダウン時に一部現金払いを実施した。

ウ 編成

当初、会計要員はサマーワ2名、クウェート5名であったが、計画よりもサマーワの会計支援所要が見積もりよりも大幅に増加したため、第3次派遣群以降サマーワを3名態勢とした。

エ 交流関連経費

報償費及び教育訓練費の示達を受け、地元住民に対する物品の贈与及び部族長への記念品の配布等を実施し、自衛隊の活動のPR及び隊員の安全確保を図った。

オ 異なる環境下での現地調達

サマーワ、クウェートともに日本と全く異なる文化・商習慣の環境下での調達を実施した。

- | | |
|-----|---|
| (例) | <ul style="list-style-type: none">・能力、資格のない者による売り込み・10倍以上の高い価格から交渉開始・商慣習の違い：契約書・領収書のない契約・支払い・落札者へのねたみ及び妨害・時間観念（納期意識）の欠如 |
|-----|---|

(2) 教 訓

将来、国外任務が本来任務化し、迅速な部隊の派遣を期する場合における政府としての予算措置（国外任務への当初からの予備費充当）の道筋をつけることができたのは、今回の国外任務に対する本格的な予備費導入が出来たことによる。

(3) 提 言

予算科目の新設（使用目的との不整合（国際貢献活動への教育訓練費の使用）及び執行における柔軟性を考慮し国際貢献活動経費に関する予算科目の新設を提言）

第1編 イラク人道復興支援行動史

5 広 報

(1) 陸幕が実施した施策

ア 広報事業の観点

政府・防衛庁・陸幕の立場から防衛庁・陸上自衛隊のイラク人道復興支援活動に関する自主的・協力的な部内外広報を積極的に実施した。

(ア) 自主的広報活動

広報ポスター・パンフ・ビデオ・グッズの作成配布、イラク人道復興支援活動展（陸自広報センター）、街頭大型スクリーン全国放映、応援歌・白書作成・配布、衛星電話会見・会議の実施、各種広報行事における広報ブース設定・ビデオ放映、防衛庁・陸自ホームページ、部内広報誌「Army」、「陸幕だより」掲載・配布

(イ) 協力的広報活動

国内外各種公的・私的媒体等への取材協力・写真提供、部外製作物のパッケージ広告等、部内外講話の調整・実施

イ 報道対応（国際報道）

(ア) 外国プレス（米国：AP、ロイター、英：BBC等）の報道対応窓口は国内においては内局広報課国際報道担当（現在は、国際報道室18.8以降編成）であり、それをサポートする形で取材対応した。

(イ) 現地においては、国際報道専門官が不在のため、他のメディアと同様に現地広報組織が対応した。

(ウ) 派遣間、自衛隊のイラク人道復興支援活動が国際社会で大きく報じられることはなく、メディア側からの一方的なニーズへの対応の結果、断片的な報道に留まった。

ウ 不測事態における報道対応

(ア) 宿営地近傍等への砲弾事案において、記者の問い合わせが殺到し、適時・適切に対応できない場合、誤報になるばかりか、隊員家族へ不安感を与えかねない事態になることが予想された。

(イ) しかし、イラク派遣に関する報道は政治判断によるところが大きく、官邸までの報告が終了し、その対応窓口が基本的には内局広報課であったため、陸幕での対応には時間を要した。（イラク初期）

(ウ) 迅速に対応できなかったため、現地からの情報として報道（誤報）され、結果として派遣隊員家族に不安感を与えるに至った。

誤報の一例：朝日新聞による報道（16.8.11夕刊）

「2発が宿営地内に着弾」と現地報道として報道

エ 不測事態時の通知と報道

平成18年6月26日1745にタリル空港手前約10km付近でLAV横転事故が発生し、本事件を受け留守家族へ通知をするとともに報道対応を実施した。

第3章 復興支援活動

(ア) 概要

時間	内容
1745	事故発生
1835	事故1報受け
1936	陸幕厚生課通知開始
2015	12後方支援連隊による家族への通知完了
2030	事案に関するピンナップ（内局運用課）
2040	空挺団による家族への通知完了
2222	時事通信、事故第1報を配信

(イ) 人事

- ・ 通知終了までの時間的規制は設けず、「速やかに通知」とした。
- ・ 家族への伝達事項は、怪我の状況等必要最小限かつ家族が安心できる要素に留意
- ・ 事故発生後、家族への通知と報道への対応について検討し、運用、広報及び人事で合意（18. 7. 14）
- ・ 通知フォーマットの見直しを実施、家族への通知以前に報道可能な情報について明確化

(ウ) 広報

- ・ 事故発生から2時間45分後に、事故発生をピンナップ公表
- ・ 報道機関から、事故発生2時間以内に発表すべきであると指摘（事実確認と家族への連絡に2時間を要したと説明）

オ 物損事案発生時の広報活動

平成17年6月23日0840J任務のため、軽装甲機動車2両、高機動車2両からなる梯隊は、第3ゲートを出発、0900サマーワ市南東部道路右側で、簡易爆発物（IED）が爆発した。人員に異状はなかったが、3両目の高機動車は、フロントガラス破損及び右側ドアノブ変形の被害を受けた。

カ 報道対応（一般）

- (ア) 今回のイラク派遣は、メディアの関心が高く、いかに報道機関に対して適時・適切に情報提供するかが重要であったため、定期的な記者ブリーフィング、メールによる報道配信を継続した。
- (イ) 記者ブリーフィングは、現地の活動が終了する時間に合わせ、陸幕広報室において広報室長等（統合体制以降は、統幕報道官）が現地の活動状況を説明するとともに、映像の提供を実施、メールによる報道配信は、現地の一日の活動を総括した資料とともに、写真の提供を実施し、活動を周知した。
- (ウ) 上記の報道対応の他、国内からも現地の隊員取材等の便宜のため、衛星回線を使用した群長・隊員インタビュー取材の便宜を図り、広報の活性化に努めた
- (エ) 中央紙において関心が低い場合でも、地方での関心が高い場合があり、上記と同様の便宜を図るとともに、隊員の手記等の掲載を働きかけ、広報活動を継続した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(2) 教訓

ア 広報事業の観点に関する教訓

- (ア) 今後の活動においても、国内外の複数メディアを通じた効果的な部内外広報を実施するために、政府・庁・陸自の横断的な調整による積極的な広報が極めて重要である。効果的な媒体の開拓、有効活用を再検討する必要がある。
- (イ) 協力的広報活動、特に部外会社等の製作物に対する更なる積極的な広報努力が必要である。
- (ウ) 内局広報課が実施する広報に対する各幕の緊密な連携と相互の整合性が必要である。

イ 報道対応（国際報道）に関する教訓

- (ア) 国際報道及び国外への自衛隊のPRは極めて重要である。
- (イ) 報道機関による、国際的な自衛隊の活動の広報は、イラク人道復興支援活動に取り組む日本政府に対する理解を図る上からも極めて重要である。
- (ウ) メディア側からの一方的ニーズに対応するのみではなく、世界情勢を基礎に発言すべき「情報」、「地域」を検討、確立し、国内と現地広報組織が一体となり、外務省と連携した積極的な広報を展開すべきである。

ウ 不測事態における報道対応に関する教訓

- (ア) 官邸まで報告以前に回答できる事項を精査し、迅速に対応することは極めて重要であり、特に隊員の安否、事案の概要については迅速に対応できるシステムを確立する必要がある。
- (イ) 陸幕厚生課との連携による隊員家族に対する報道教育の実施（家族説明会の場を活用）は、報道の信憑性の理解を図るため極めて効果的である。（信用するのは、隊員或いは陸幕からの連絡）

エ 不測事態時の通知と報道に関する教訓

報道対応の迅速性と家族への通知の確実性との節調のための、不測事態発生時の報道対応の確立が必要である。

オ 物損事案発生時の広報活動に関する教訓

- (ア) 広報における主導性の獲得はきわめて重要

広報は、各系統からの情報を、文章化して早い段階から主導性を獲得する必要がある。一旦受動に陥ると、再度主導性を回復するまで時間と労力がかかる。

広報活動主導性発揮の要件は、焦点となる情報を速やかに獲得し、トップの了解を得て情報発信することである。

- (イ) 発信する情報の統一が重要

各情報を一本化することが重要である。今回は、内局運用課が広報窓口になったが、復興支援群から発せられる情報はどこを切っても「金太郎飴」でなくてはならない。

- (ウ) キャンプスミッティTFEへの広報スタンスの事前通報の重要性

事案発生現場に進出するTFEには、日本隊側の広報スタンスを事前に通報することが必要である。

(エ) 留守家族への配慮は極めて重要である。

「安全情報」を最優先して本邦に発信し、家族に安心感を付与する視点が重要である。

カ 報道対応（一般）に関する教訓

(ア) 軽易に実施する記者ブリーフィング、メールの配信は、記者の関心を継続させる上において、極めて効果的である。

特に、イラクには、外務省の退避勧告以降は邦人記者が立ち入れなかったため、現地部隊が撮影した画像・映像の提供は重要であった。

(イ) 群長の現地入り等の結節を捉えた衛星回線を利用したTV会見、記者のニーズに応じた隊員インタビュー等は、記事化する有効な手段である。

(ウ) 手記の提供等による記事化（記者による取材ではなく）は、誤報のない広報が実施できる。

(3) 提言

ア 広報事業の観点に関する提言

(ア) 政府・庁・陸幕の広報の在り方、実施要領、連携に関する協議・調整を実施して、更に有効かつ効果的な部内外広報を拡充する必要がある。

(イ) 予算の獲得、執行等に関する内局等との連携と整合性が必要である。

イ 報道対応（国際報道）に関する提言

(ア) 外務省と連携した内局国際報道室を主体とした報道対応の確立

(イ) 現地への国際報道担当の派遣を検討（内局国際報道室から派遣）

ウ 不測事態における報道対応に関する提言

(ア) 政府レベルにおける不測事態の報道に関する検討が必要である。

(イ) 庁以下での報道対応としてのノウハウの蓄積（家族支援との連携）

エ 不測事態時の通知と報道に関する提言

(ア) 不測事態の通知

通知の確実性を維持しつつ、速達性を追求するため、情報の流れ及び通知フォーマットを4幕及び各方面隊等に共通手順として徹底

※個人情報に該当する内容は家族の了承を得ることが必要

(イ) 報道

家族、部隊等への伝達と事実公表のタイミングと内容の検討

オ 物損事案発生時の広報活動に関する提言

今後増大するであろう国際貢献に際して、広報担当に対する必要不可欠な事項として徹底する必要がある。

カ 報道対応（一般）に関する提言

(ア) 報道対応の手法としての蓄積、国際貢献時の報道対応に反映

(イ) 特に、長期化が予想される活動では衛星回線の確保を検討

第1編 イラク人道復興支援行動史

6 民事－住民施策、ODA

(1) 陸幕が実施した施策（活動初期における民事活動）

ア 16.2～16.6頃までのHA (Humanitarian Assistance)

地域住民との良好な関係醸成により、任務遂行環境醸成、部隊の安全確保、任務遂行基盤の構築を容易にする。

時期	活動内容
16.2.2	羊の贈呈式（AL-ZYAD族）
16.2.3	羊の贈呈式（キッド、ルメイサ）
16.3.18	文房具贈呈（ザウラ小学校）
16.3.23	文房具贈呈（ヒラール：アル・ヤルムーク小学校）
16.3.28	文房具贈呈（マジッド：バトリール小学校）
16.3.29	文房具贈呈（ブサイヤ：ルッサバ小学校）
16.3.31	文房具贈呈（スウエイル：ザルカ小学校）
16.4.3	文房具贈呈（ワルカ村、ナジミ村）
16.4.4	文房具贈呈（サルマン）
16.4.13	ご近所プロジェクト
16.4.17	ご近所対策（アル・アガド、アル・ガドロ）
16.4.20	ご近所対策（アル・ハワス、アル・ナケル）
16.5.3	ご近所対策（ムスタファ・ジュクード小学校）
16.5.5	ご近所対策（イボ・フラス小学校）
16.4.20	支援群市民向け広報資料配付（4,500部）
16.4.20	ご近所対策（アル・ハワス、アル・ナケル）
16.5.20	イラク人溺者捜索協力（ブルハ族）
16.5.23	ムサンナ県スポーツクラブにサッカーボール提供
16.6.1	サマワ放送開局
16.6.10	サマワ観戦サッカー試合

第3章 復興支援活動

イ 16. 2～16. 6頃までの民事活動

地域組織との良好な関係醸成により、任務遂行基盤を構築するとともに、直接的な復興支援業務を行い、地域住民に対し復興を実感させるとともに、雇用を創出して民生、民心の安定に寄与する。

時期	活動内容
16. 2. 19	限定的医療支援開始
16. 3. 26	給水活動開始
16. 4. 5	宿营地給水所開設
16. 5. 1	アル・ダヒール道路補修開始
16. 5. 3	ワルカ村道路補修再開
16. 5. 11	国道8号線交差点工事開始
16. 5. 16	医療用品（57品目）供与式（ODA）
16. 5. 17	アル・ヘデフ小学校補修工事開始（役務）
16. 5. 22	医療用技術指導器材紹介（ヒドル病院）
16. 5. 30	サマワ女子校補修開始
16. 6. 5	アル・クワシ道路補修開始（スウェル）
16. 6. 8	ハドバー小学校補修開始（マジッド）
16. 6. 15	オリンピックスタジアム補修開始
16. 6. 24	アル・ヒドル中学校補修開始
16. 6. 29	ムサンナ中学校補修開始

（2）教 訓

ア 現地住民の心情とニーズの把握を積極的に実施することが重要

業務支援隊長を始め各隊員が地元住民との連携に心がけるとともに、現地住民の心情とニーズの把握を積極的に実施した。

活動開始前、部隊の展開から活動開始まで、あるいは住民に活動が実感されるまでの業務支援隊長以下の活動は、今後の派遣から活動開始までの民事施策上極めて重要である。

イ 部隊の安全確保に極めて有効

活動開始当初に積極的なH Aが展開され、S U（スーパーウグイス嬢）作戦等の隊員による現地住民への接し方に対する配慮とあいまって、地域住民の日本隊に対する親近感を高めることができた。

また、現地住民の期待感に応え続けるため、様々な努力を重ね、H Aとともに、草の根無償資金協力等による民事活動を実施し、復興の実感を継続させる施策がとられていった。

1次隊で実施され継続されたS U作戦もまた地域住民の心情に訴えかける優れた施策であり、積極的なH Aと各隊員の現地住民への接し方が、非常に良好な現地住民の対日本隊感情を生み出し、部隊の安全確保に極めて有効に作用した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(3) 提言

ア 活動初期における計画的な住民施策

計画に明確化されないまま、現場指揮官の才覚で活動初期の不安定な状況を乗り切った形となった。しかし現地入り直後からのHA、現地住民に対する対応のガイドライン等是有効であるため、事前調査の段階から関連情報の取得に努め、施策とその手順を明確化し、計画的に適用できるよう事前に綿密に計画し、当初の部隊防護の一環、復興支援の円滑な開始のために有効な手段である。

イ アセスメントチーム等を編成

派遣国の状況が応急復旧の段階なのか、復興段階に移行しているのか、確実に掌握し、適切に対応しなければ、現地住民のニーズに応えることができない。サービス提供主体では、地域経済の復興を妨げる恐れもあることから、アセスメントチーム等を編成し、適時かつ柔軟に活動内容を変化させることが必要である。

第3章 復興支援活動

7 法 務

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 損害賠償

本派遣間は、軽微な事故は発生したが、賠償事案には発展しなかった。

時 期	内 容
16. 2. 18	サマーワ市内での接触事故（双方軽微な物損） 賠償なし（相手側の過失大）
16. 3. 10	サマーワ市内での接触事故（自衛隊側被害なし） 賠償なし（相手側の過失大、賠償請求なし）
16. 4. 16	クウェート市内での接触事故（物損、自衛隊側2名軽傷） 賠償なし（相手側の保険で処理、賠償請求なし）
16. 9. 8	クウェート市内での接触事故（物損） 賠償なし（レンタカー保険で処理、賠償請求なし）

イ 災害補償

時 期	内 容
16. 7. 24	支援隊隊員 左第3指損傷 9. 24 認定
17. 2. 5	4次群隊員 左膝靱帯損傷 2. 14 認定
17. 2. 9	5次群隊員 右前腕金属破片盲貫創 5. 16 認定
17. 7. 11	6次群隊員 右足間接外則靱帯損傷 8. 3 認定
17. 10. 13	7次群隊員 角膜鉄錆傷 11. 8 認定
18. 3. 11	9次群隊員 右第2指挫創 4. 21 認定
18. 3. 24	9次群隊員 右足関節脱臼骨折 9. 22 認定
18. 6. 26	10次群隊員 ○左鎖骨遠位端骨折、左第3肋骨骨折等 9. 22 認定 ○脳挫傷、左肩胛骨骨折、右肋骨骨折等 9. 22 認定 ○右橈骨遠位端骨折、右尺骨茎状突起骨折等 9. 22 認定
18. 6. 27	支援隊隊員 左上腕骨大結節骨折、左肩関節前方脱臼 9. 22 認定

第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ 土地交渉

時 期	内 容
16. 1. 20 ～2. 28	部族長及び地権者との賃借料の協議 現地交渉、CPAでの価格等の条件交渉（約10回）族長宅での価格交渉の妥結、及び農業省、不動産登記所等での土地の一般価格調査、証明書の確認作業、蘭軍法務官との価格に関する調整部、蘭軍大隊長への説明
16. 2. 29 ～3. 20	土地の権利書の取得及び確認作業 7人の代表者の特定
16. 3. 21 ～4. 16	支払方法の協議 年4回払い
16. 4. 17	協定の締結 1年（16. 1. 21～17. 1. 20） 土地の無償使用に対する謝礼金の形の覚書
16. 11. 23 ～	協定書の更新交渉
16. 12. 26 ～	交渉再開
17. 3. 12	地権者全員の署名 今後1年間自動延長、撤収時の日割り謝礼金支払い
17. 3. 10	取付道地権者との協定書 部隊派遣前に交渉未終了で、派遣後、交渉開始

エ 防衛政策と部隊行動基準の関係

（ア）部隊行動基準等

- a 部隊行動基準は、派遣部隊に安心感を付与できるよう作成
- b 国内法令の運用要領は、イラクの現地情勢を加味し、各級指揮官が、いつ、どのような場面に武器を使用できるかについて規定

（イ）派遣間の事象

17年12月4日、ルメイサのサドル派事務所付近において、群衆による抗議行動、投石等を受け、車両のバックミラー等が破壊された。この際、小隊長以下警備小隊の隊員は、投石する群衆の他に銃を所持している者を発見し、これに特に注意を払う等、適確に現場の状況を把握しながら冷静に行動した（銃を所持している者は部隊に銃口を向けることはなかったため、弾薬装填は実施せず。）。背景として、FTCを含め、類似した状況を反復して訓練した実績があった。

（ウ）武器使用に関する部隊長の意識

- a 武器使用権限について
若干の差異はあるものの、概して、武器使用権限は、人道復興支援という枠組みの中における自衛のためには、十分なものであるとの認識であった。
- b 最初の武器使用について
多くの指揮官に共通して、最初の武器使用が精神的にハードルが高いのではないかと危惧があった。また、隊員に対して訓練を徹底した後、最終的には

「危ないと思ったら撃て」との指導をした指揮官が多かった。

c 政策判断について

イラク国民との信頼感を醸成するうちに、「法的には正当」でも、武器を使うことによって「イラクとの信頼関係」が崩れる可能性について、政策的な懸念を持った指揮官もいた。

オ 武器使用等の正当性(法務)のあり方

(ア) マニュアル等

a 各群とも、QRF(初期対処チーム)を法務・広報・警務・警備・医官等の要員をもって編成していた。

b 隊員必携に武器を使用した際の状況判断を説明する要領を具体的に記述するとともに、説明に際し、無用の誤解を防止するため法務幕僚をもって援助できるよう準備した。

(イ) 事案等

実際に武器を使用する事案は発生しなかった。

(2) 教訓

ア 損害賠償に関する教訓

(ア) 長官の承認を得て、国外における活動部隊に初めて賠償権限を付与したことは、今後イラク型の派遣の際、活用できる。

(イ) 国内における見舞金制度を国外で使用可能とし、見舞金の運用の幅を拡大したことは、今後活用できる。

(ウ) 現地における賠償実施に際しては、現地の文化・慣習を尊重するとともに、他国軍との均衡が必要である。業務支援隊法務官は、英軍賠償担当官から、イラクにおける英軍の賠償実施実績及びイラク裁判所作成の賠償金相場について情報を収集し、事案発生に備えて腹案を保持した。今後ともこのような措置が必要である。

イ 災害補償に関する教訓

(ア) 現地における迅速な発生事実の報告を可能とし、現地において、あるいは帰国後の速やかな認定可能とするため、規則等の改正及び業務支援隊要員に対する派遣前の導入教育が必要である。(軽易な事案。明らかな事案)

(イ) 認定に長時日を要する事案では、部隊の解散により、認定資料の整理が不十分となるため、帰国後も資料収集のため、原所属部隊の協力を得る方策の検討が必要である。

ウ 土地交渉に関する教訓

(ア) 借り上げ候補地2ヶ所(複数)選定

今回は、借り上げ候補地が1ヶ所であったが、価格交渉を有利にするため、候補地を2ヶ所(複数)選定する方策も考慮する必要がある。

(イ) 借り上げ候補地に多数の地権者が存在したため交渉が困難

地権者数が少なく、権利関係が複雑でない土地又は政府の土地等を視点として立地条件以外に土地の権利関係も調査が必要である。

(ウ) 現地弁護士(当初1名、その後2名)との契約、活用がきわめて重要

3月下旬から4月にかけて、地権者との調整、アラビア語の協定書の作成等積

第1編 イラク人道復興支援行動史

極的に活動し、「地権者、部族からの苦情等への対応」「新たな地権者からの地代要求への対応」等を実施した。

エ 防衛政策と部隊行動基準の関係に関する教訓

(ア) 部隊行動基準

部隊行動基準を作成ことにより、隊員は自信を持って任務を遂行。

また、テロ等の脅威に対処する場合の指揮官の状況判断の難しさを踏まえ、武器使用の判断基準として、国内法令の運用要領を作成し、部隊に徹底をはかれたことは適切。

(イ) 武器使用の判断

適切な判断のためには、訓練及び情報が極めて重要である。

(ウ) 武器使用の正当性（法務）のあり方に関する教訓

陸上自衛隊は創隊以来一度も任務遂行間射撃を行ったことがなく、未経験であることから、正当な武器使用とその説明について教育訓練を重ねる必要がある。

(3) 提言

ア 損害賠償に関する提言

引き続き、派遣先における損害賠償の習慣等について、派遣の前及び期間中を通じて把握して賠償等業務を実施し、部隊行動への阻害事項を防止する必要がある。

派遣部隊に賠償権限を付与するか、付与せずに陸幕が権限を保持して賠償事案を処理するかは、派遣部隊の規模・派遣期間を考慮して検討することが必要である。

イ 災害補償に関する提言

引き続き、迅速かつ円滑な公務認定が実施できるよう関係者の業務能力の維持・向上を図る必要がある。

ウ 土地交渉に関する提言

(ア) 派遣先特定に伴い、早期に宿営候補地を複数概定するとともに、地権者を特定して交渉を有利化する必要がある。

(イ) 交渉に先立ち、現地住民の交渉・契約に関する習慣や風習等の情報を収集する必要がある。

(ウ) 土地の使用に関して地権者との交渉・合意を必要とするなら、我が国の政策実行が地権者の意志に大きく影響されてしまう。従って、国連の枠組みではない国際的な平和活動に参加する際の、土地使用の国際法上の根拠について整理が必要である。

エ 防衛政策と部隊行動基準の関係に関する提言

将来的に治安維持任務を担い、更に幅広い武器使用権限が付与される場合は別段の考慮が必要である。

オ 武器使用統制の正当性（法務）のあり方

平素の治安行動の訓練等における武器使用の説明要領等を含めた教育訓練の実施が必要である。

第3章 復興支援活動

海外任務における武器使用規定を有する法律の経緯

施行年月日	法律名	要件	防 護 対 象				指揮官に命令 よる規定
			自己	現場に所在 する他の自 衛隊員	保護の下に 入った当該輸 送の対象	職務を行うに 伴い自己の管理 下に入った者	
4. 8. 10	国際平和協力 法	派遣国において 国際平和協力業 務に従事	○	○ +協力隊員			
10. 6. 12	国際平和協力 法の改正	同上	○	○ +協力隊員			○
11. 5. 28	自衛隊法の改 正	在外邦人等輸送 に従事	○	○	○ (輸送対象の 邦人等)		
11. 6. 25	周辺事態安全 確保法	後方地域支援・ 後方地域捜索救 助活動に従事	○	○ +共に職務に 従事する者			
13. 11. 2	テロ対策特措 法	協力支援活動・ 捜索救助活動・ 被災民救護活動 に従事	○	○		○	○
14. 1. 14	国際平和協力 法の改正	派遣国において 国際平和協力業 務に従事	○	○ +協力隊員		○	○
15. 7. 26	イラク特措法	対応措置に従事	○	○ +イラク復興 支援隊員		○	○

危害許容要件は全て正当防衛・緊急避難

法律における海外任務遂行時の武器使用規定

施行年月日	法 律	武 器 使 用 規 定
4. 8. 10	国際平和協 力法	第二十四条 3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を 防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態 に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規 定により実施計画を定める装備である武器を使用することができる。 4 前三項の規定による小型武器又は武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第 四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を 与えてはならない。 6 自衛隊法第九十五条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平 和協力業務に従事する自衛官については、適用しない。
10. 6. 12	国際平和協 力法の改 正	第二十四条第三項の次に次の二項を加える。 4 前二項の規定による小型武器又は武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、そ の命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫 し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。 5 第二項又は第三項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた小型武器 又は武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招く こととなることを未然に防止し、当該小型武器又は武器の使用がこれらの規定及び次 項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必 要な命令をするものとする。
11. 5. 28	自衛隊法 の改正	第百条の8 3 第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に 用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入った当該輸送の対象 である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその 職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該 邦人若しくは外国人の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相 当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使 用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、 人に危害を与えてはならない。

第1編 イラク人道復興支援行動史

施行年月日	法 律	武 器 使 用 規 定
11. 8. 25	周辺事態 安全確保 法	第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。 2 第七条第一項の規定により後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。 3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
13. 11. 2	テロ対策 特措法	第十二条 協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。 2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。 3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が第一項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。 4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
14. 1. 14	国際平和 協力法の 改正	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。 第二十四条第一項中「他の隊員」の下に「若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」を加え、同条第二項及び第三項中「若しくは隊員」を「隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を削り、同項を同条第九項とする。
15. 7. 26	イラク特 措法	第十七条 対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。）、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第四条第二項第二号二の規定により基本計画に定める装備である武器を使用することができる。 2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。 3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。 4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

8 情報

(1) 陸幕が実施した施策

ア 先遣隊及び本隊の派遣及び当初の活動

(ア) 先遣隊及び本隊の派遣

派遣当初においては、情報要員が不足し、第1波到着時から第2波到着までの間、復興支援業務に関する先行的な情報活動や宿营地周辺での不審事案が発生した際の情報収集活動が極めて困難であった。

(イ) 当初の活動

陸自独自で直接的な情報収集を実施するには困難が伴うという判断もあったため、業務支援隊は多国籍軍及び現地情報収集員による情報組織を構成した。なお、現地情報収集員として現地人を活用しており、支援群長の機微な状況判断に非常に有効であった。

イ 語学教育体制

国外任務に不可欠な語学要員の教育は、教育基準に基づき、6～7週間の語学教育を実施したが、各種正面において特に英語力が必要であった。

現地においては、業務調整を実施する幹部をはじめ、ゲートにおける警備や施設整備等を実施する曹士クラスまで役務通訳を必要としたが、多国籍軍兵士との直接的な調整等に際し、英語による意志疎通ができれば任務遂行に有利であり、また、情報収集のための、システムの活用に際して、英語力が必要であった。

カ 群2科と隊2科の情報分析機能集約(要員の移管)

派遣決定以前に考えられていた当初の編成の構想は、団編成であり、業務支援隊が団本部、隷下に支援群という編成から今回の編成に推移したという経緯があったため、群2科と隊2科、それぞれの情報業務の担任区分は、業務支援隊2科が活動全般にわたる事項を、群2科が群主力の活動に直接関する事項を実施し、それぞれが有機的に結合し一体となって復興支援群長の状況判断に資する情報業務を実施した。また、復興支援群長に対する報告は、復興支援群2科が統括していたが、業務支援隊2科が所掌する情報や機微な内容も多いことから直接復興支援群長に報告する場合が多かった。

編成と任務の乖離が生起していたが、現地において運用上の工夫で業務を円滑化していたところ、陸幕長指導により情報分析機能の見直しが行われ、復興支援群2科から業務支援隊2科へ情報幹部及び陸曹を移管して情報分析機能を一元化し、復興支援群長の状況判断に資する情報幕僚組織となった。

第1編 イラク人道復興支援行動史

キ 対迫撃砲対処用空中監視装置の選定及び運用

(ア) 経緯

時期	内容
15. 9.	迫撃砲対処用情報収集器材の検討開始
16. 3.	対迫撃砲対処用空中監視装置候補のラジコンヘリ試験実施
16. 4.	対迫撃砲対処用空中監視装置早期導入決定
16. 5.	対迫撃砲対処用空中監視装置のラジコンヘリ 試験
16. 7. 1	対迫撃砲対処用空中監視装置のラジコンヘリ契約
16. 8. 7	対迫撃砲対処用空中監視装置のラジコンヘリ納入
16. 8. 10	対迫撃砲対処用空中監視装置のラジコンヘリ現地運用決定
16. 8. 31	対迫撃砲対処用空中監視装置のラジコンヘリ現地運用開始

(イ) 空中監視装置に関する検討

迫撃砲攻撃対処として、監視能力強化のため平成15年9月頃から、対迫レーダー及びFFOS導入の検討を開始した。しかしながら、対迫レーダーは所要人員から、FFOSは導入時期等の問題から、その導入は見送りとなった。

平成15年12月頃から空中監視装置の導入検討を始めた。当初、飛行船、固定翼タイプ及び回転翼タイプを検討した。回転翼タイプ（国内製）は耐環境性の信頼度が、固定翼タイプ（外国製）は導入時期等が問題となり、予算及びFFOSとの切り分け等を含め、一時期検討が難航した。

しかしながら、平成16年4月2日の監理部・防衛部・装備部の関係課長勉強会における「各課は協力して優れた監視装置の早期導入を追求すること」との合意及び4月7日、29日の迫撃砲攻撃により、検討は一気に加速した。

回転翼タイプは企業による平成16年3月及び5月の性能及び耐環境性検証成果、固定翼タイプは5月の企業説明会等の成果を踏まえ、導入装備品は、住民の中にいる一人の敵を発見する必要性から、高速機動し広域監視能力に優れる固定翼タイプではなく、不審状況を細部まで確認できる定点監視機能（ホバリング）及びモニタのズーム機能に優れる回転翼タイプの導入を決定した。その後、6月4日（調達要求書提出）、7月1日（契約）、8月7日（納入）を経て8月31日に現地運用開始となった。

ク 空中監視装置以外の迫撃砲対策

(ア) 事前検討

迫撃砲攻撃は当初から予期し対策を検討していたが、平成15年12月以降は迫撃砲攻撃対策検討Gpを立ち上げ、本格的な検討を開始した。

(イ) 予想された宿営地攻撃方法からの措置の修正

派遣前後における攻撃は、自爆テロ・直射火器（小銃・RPG等）が主体であったため、派遣当初は、その攻撃に対する対策が優先されたが、平成16年2月頃から敵の迫撃砲攻撃の件数が増加し、4月下旬の宿営地に対する迫撃砲攻撃以

降、逐次に迫撃砲対策を強化するとともに、5月以降、新たな資器材等を投入して、同攻撃に対する対策を更に強化した。

(ウ) 攻撃の状況（17. 1. 20当時まで）

a 迫撃砲攻撃

計5回（4/7、4/29、8/10、8/23、8/24）

b ロケット弾攻撃

計4回（8/21、10/22、10/31、1/11）

(エ) 対策の考え方

宿营地外策及び宿营地内に対する対策に区分して実施した。また、宿营地内の対策については、攻撃機会の極小（攻撃されない）及び被害の極小（攻撃を受けても被害を抑える）に区分（本分析において後者は割愛）した。

(オ) 具体的な対策

a 宿营地外での対策

(a) 地元部族（住民）との良好な関係の構築、地元警察、蘭軍等との連携の強化

(b) 現地民による検問所（監視所）を6ヶ所設置

(c) 新聞、TV等を活用した広報活動による、自衛隊の活動への理解の獲得

b 宿营地内による対策（攻撃機会の極小）

(a) 周囲が開豁した地域に宿营地を設定し攻撃機会の極限化

夜間に周辺開豁地の警備のため照明灯をつけていたが、この光が射撃目標となった公算が高かったため、5月以降、宿营地を全灯消灯とした。

(b) 警備部隊及び各種監視器材による警戒の実施

・今回は治安情勢が不安定な地域への初めての派遣であったため逐次の器材の導入に伴い警報・連絡処置等をその都度実施した。

・今回の派遣においては、コンテナスキャナー、遠・近距離監視システム等の優れた民間器材を導入したが、装備品に比して故障が多く、修理能力も限られ、更に、補修器材の迫送等が困難であった。

・夜間の望遠用監視器材としてV3を携行したが、常時の監視は目の疲れ及び監視員に対する狙撃の恐れがあり、部隊用暗視器材を急遽迫送した。部隊用暗視器材は性能が優れ、姿を隠したままモニター監視ができる。現地部隊の要望も強く最終的には12機迫送した。

・近接感知センサーは、警備態勢の間隙の閉塞及び重要地域に対する継続監視の観点から有効である。自衛隊の装備としては戦場監視システムがあるが、設置に関する地元との調整及び盗難の恐れ等から、今回は家庭用防犯ライトを導入した。

ケ 本国からの派遣部隊に対する情報支援

(ア) 陸幕調査部の支援

派遣部隊は、陸幕調査部が作成したイラクに関する基礎資料に基づき、派遣部隊の中期見積を作成した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(イ) 保全

第1次復興支援群は、陸幕や情報保全隊から支援を受けて、隊員に対する報道関係者への対応、家族との通信連絡及び帰国後の保全に関する保全教育を継続的に実施した。

(2) 教訓

ア 先遣隊の派遣及び当初の活動

(ア) 情報収集要員の早期派遣

今回はコアリションの枠組みの中、治安上危険のある地域での人道復興支援活動という、初めての任務であったため、先遣隊の編成に関して経験がなかったが、先遣隊等の派遣人数に制約がない場合には、オペレーションにおいて作戦開始前に情報組織を構成することは非常に重要である。

特に、現地人による情報網の構築には長期間を要することから、派遣直後の情報組織の早期戦力化のため自隊情報収集要員の早期派遣は極めて重要である。また、派遣規模及び派遣時期並びに予算が許せば先遣隊で派遣し、早期に活動地域への慣熟を図る必要がある。

イラク人道復興支援活動における現地情報の収集については、特に派遣当初、その多くを多国籍軍に依存せざるを得ない状況であったが、5次群(3次業支隊)以降、現地情報収集(ヒューミント)要員を編成することにより、現地における情報協力者、部族長からの情報収集が円滑に実施できるようになったと認識。

(イ) 電子情報活動の実施

安全確保に資する情報として価値の高い電子情報収集活動(米英軍は編成内にあり、米軍は無線については携帯電話、友軍も含め、すべて情報収集していた)について今後、派遣国の特性に応じ、可能性を含めて検討し活用することが望ましい。

イ 語学教育体制に関する教訓

本来オペレーションに資する教育訓練は平素から積み上げるものであるが、現在の語学教育は専門要員の育成にとどまっており、今後、語学力不足は国際任務遂行に少なからず影響を及ぼす事が予想される。

今後、増大する国外任務に対応するため、専門要員の育成から部隊における教育に至るまでの語学教育体制を見直し、語学を基軸に国際任務対応型の人材を広く育成していく必要がある。

ウ 情報分析機能集約(要員の移管)に関する教訓

当初、編成と任務の乖離が生じたため、現地において運用上の工夫で業務を円滑化していたが、陸幕長指導に基づき、情報分析機能の見直しが行われ、業務支援隊2科に群2科より情報幹部及び陸曹を移管して情報分析機能の一元化が実施された。

派遣準備段階から安定的な編成を構成し情報業務を行うためにイラク型派遣における情報組織は、業務支援隊機能を上位組織とし、情報の一元化を図り、情報業務と編成を整合する必要があるとともに、状況に応じた柔軟な組織構成の修正が必要である。

エ 対迫撃砲対処用空中監視装置の選定及び運用に関する教訓

迫撃砲攻撃に対する監視能力強化の検討は、対迫レーダー及びFFOS導入の検討に続いて、空中監視装置の導入が検討され、回転翼タイプが、住民の中に在る一人の敵を発見する必要性から、不審状況を細部まで確認できる定点監視機能（ホバリング）及びモニタのズーム機能に優れるとして導入された。

第一線の部隊・隊員の安全確保に資する装備の要求は、既存の秩序ある防衛力整備の推進と相容れない場合が生起する可能性があるが、柔軟な増加装備の整備や運用成果の速やかな防衛力整備への反映等について考慮していく必要がある。

オ 空中監視装置以外の迫撃砲対策に関する教訓

（ア）当初からの総合的な運用の準備

今回は、警備が容易な周囲が開豁した地域に宿営地を設定し攻撃機会の極限化を図ったが、光が敵方からも確認できる不利点もあることを認識しておく必要がある。また、警備部隊は、逐次増強した各種監視器材による警戒を実施したが、今後は当初から発見～対策までの総合的な運用を準備する必要がある。

（イ）警備器材の整備態勢の確立

今回の派遣においては、コンテナスキャナー、遠・近距離監視システム等の優れた民間器材を導入したが、故障が多く、自隊修理能力も限られ、遠方への補修器材の追送等が難しいため、民間器材の導入に当たっては、よくその不利点を理解し、事前の取扱・整備教育を十分実施するとともに、整備態勢を確立しておく必要がある。

（ウ）部隊用暗視器材は有効

部隊用暗視器材は性能が優れ、隠蔽部からモニター監視可能であり、現地部隊の要望も強かったため、器材を増強した。今後も部隊用暗視器材を活用する必要がある。この際、バッテリーに関して周到に準備しなければならない。また、戦場監視レーダーは有効な手段であるため、派遣の都度、人員・現地気象等を勘案して検討する必要がある。

（エ）近接感知センサーは有効

近接感知センサーは、警備態勢の間隙の閉塞及び重要地域に対する継続監視の観点から有効であり。今回は家庭用防犯ライトを導入した。また、諸外国には高性能・安価・設置容易なセンサーがあるので、今後は平時から情報収集しておくことが必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

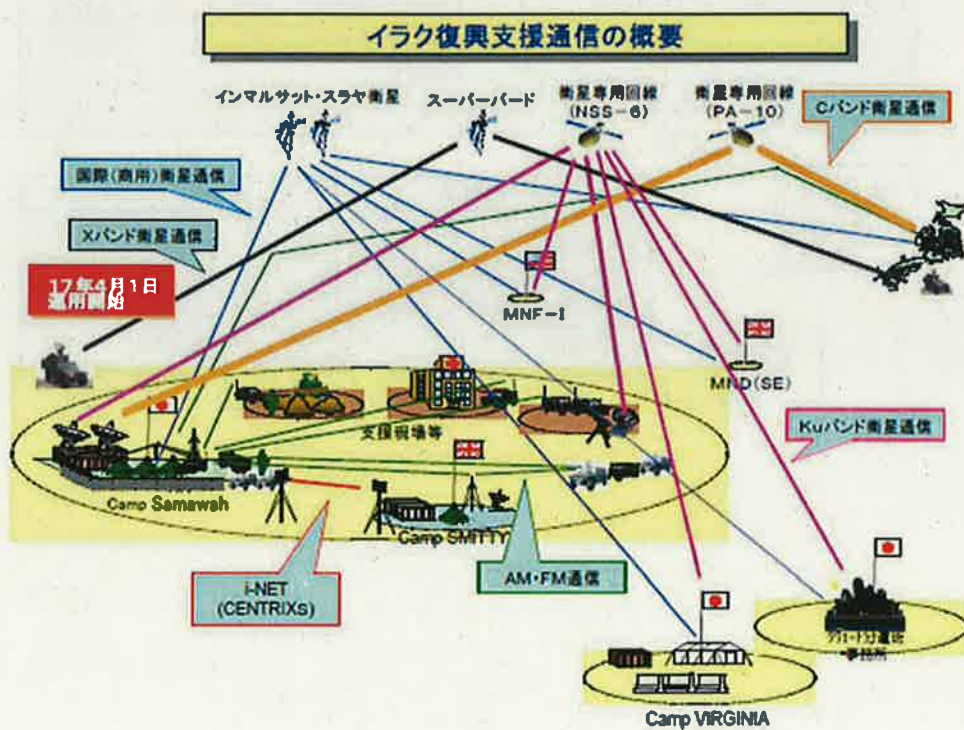
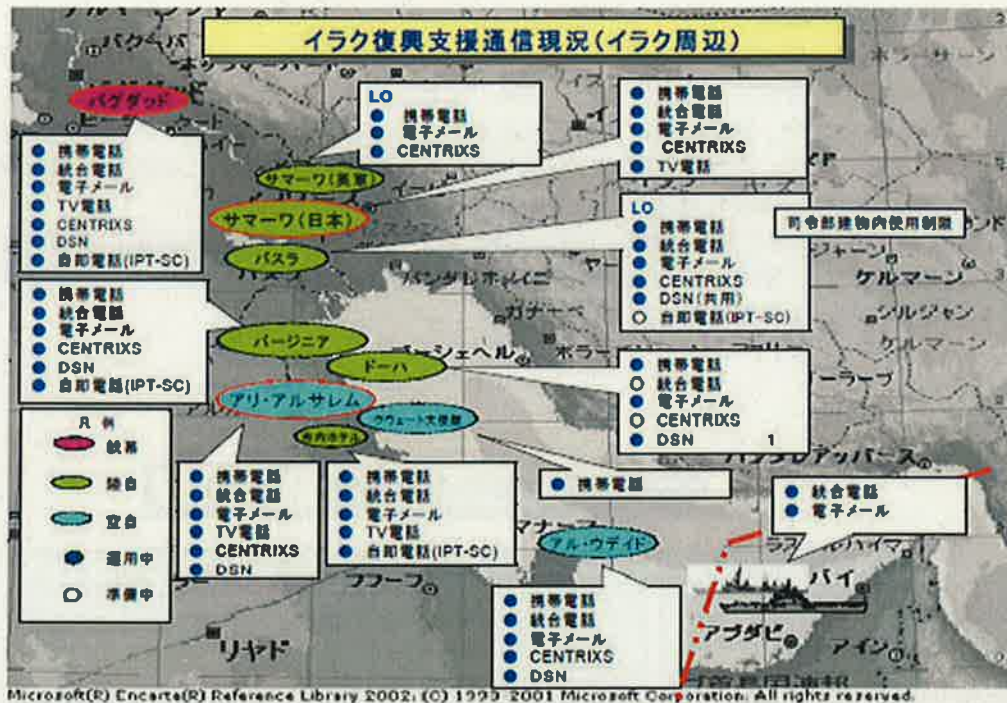
9 情報通信

(1) 陸幕が実施した施策

ア 通信所要の見積りについて

サマーワ宿営地～本邦間は、当初からCバンドの衛星専用回線の構築により音声・映像・データのための回線を確保する計画で、逐次に拡充を図り、Cバンド衛星回線構成後はストレスなくデータ伝送、音声通話、TV会議等の映像伝送ができたが、サマーワ～各LO間は、インマル及び衛星携帯でデータ伝送及び音声を確認するよう計画していた。しかし、各LO間との通信所要が多くなり安定した内線電話及び大容量のデータ伝送の通信確保の要求に対応するため、現地活動状況をライブ映像で伝送するため導入したIPT-SCにより通信を確保した。

そのため、更なる器材の追送、構築等で多大の労力を要することとなった。更には、IPT-SCは野外での連続運用に適する器材ではないため雨水、風により発錆による機能低下が著しく、耐環境性に優れた通信器材に途中で変更する等更なる器材の追送、構築等を実施することとなった。



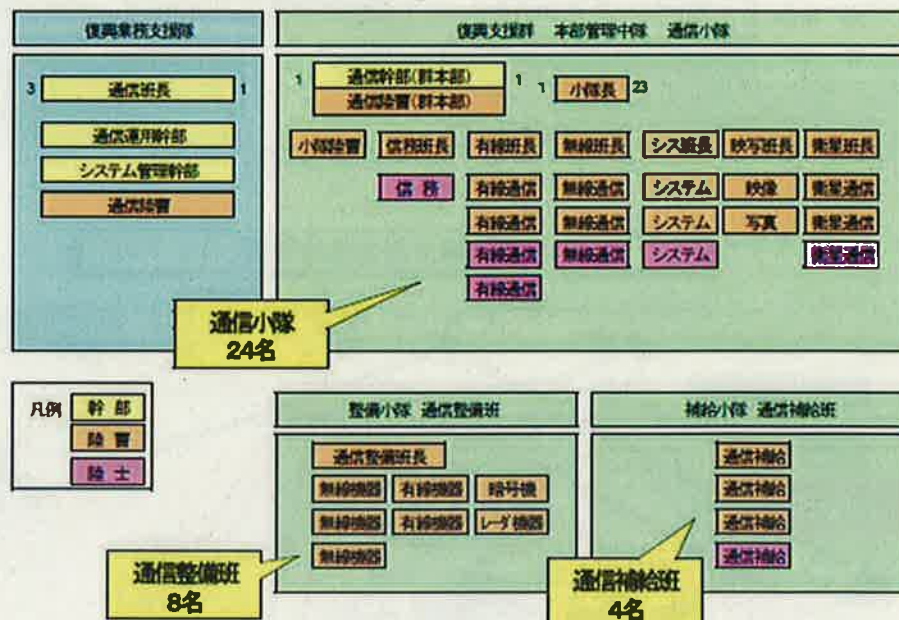
第1編 イラク人道復興支援行動史

イ 通信機材の掌握

(ア) 通信電子器材は多種多様でかつ、その所要が非常に多く、現地における通信器材の掌握が極めて困難であった。加えて当初、第4科に通信要員が編成されていなかったため、通信器材に関する知識が不足しており、器材に関する調整が円滑に実施できず、かつ器材掌握にも少なからず影響を及ぼした。このため、撤収段階に至っても帳簿と現数が合わない等の不具合が生じた。

(イ) I Q 現地における通信電子器材の細部現況（品目・数量・可動状況）が不明であったため、現地からの整備依頼への対応、追送品目の選定、後送後の補給整備計画策定、予算要求等に困難を来した。

情報通信部隊の編成及び勤務要領（1/2）



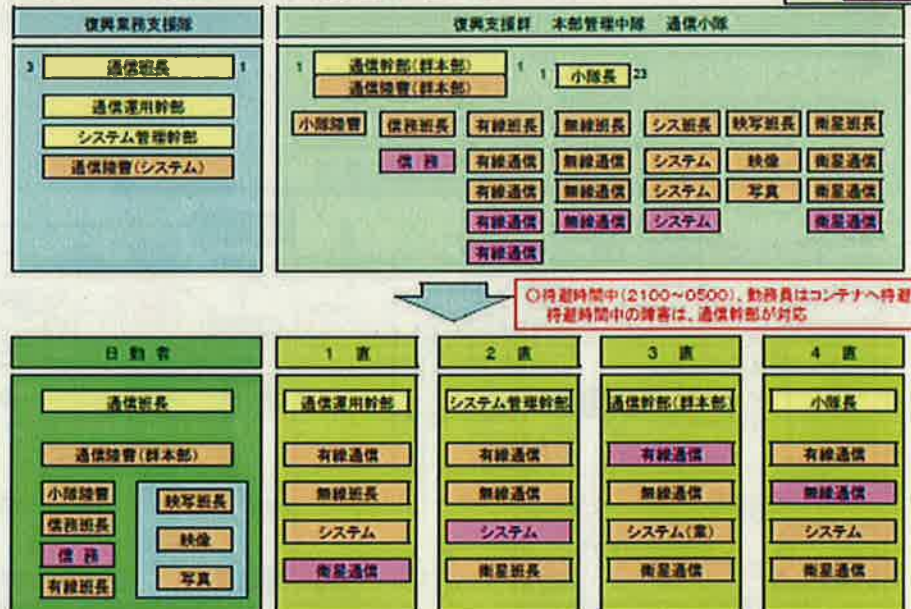
第3章 復興支援活動

情報通信部隊の編成及び勤務要領（2／2）

勤務要領：4直のフルー勤務
 理由：24時間の秋備配備、システムの維持・運営及び電話等に対応するため

14

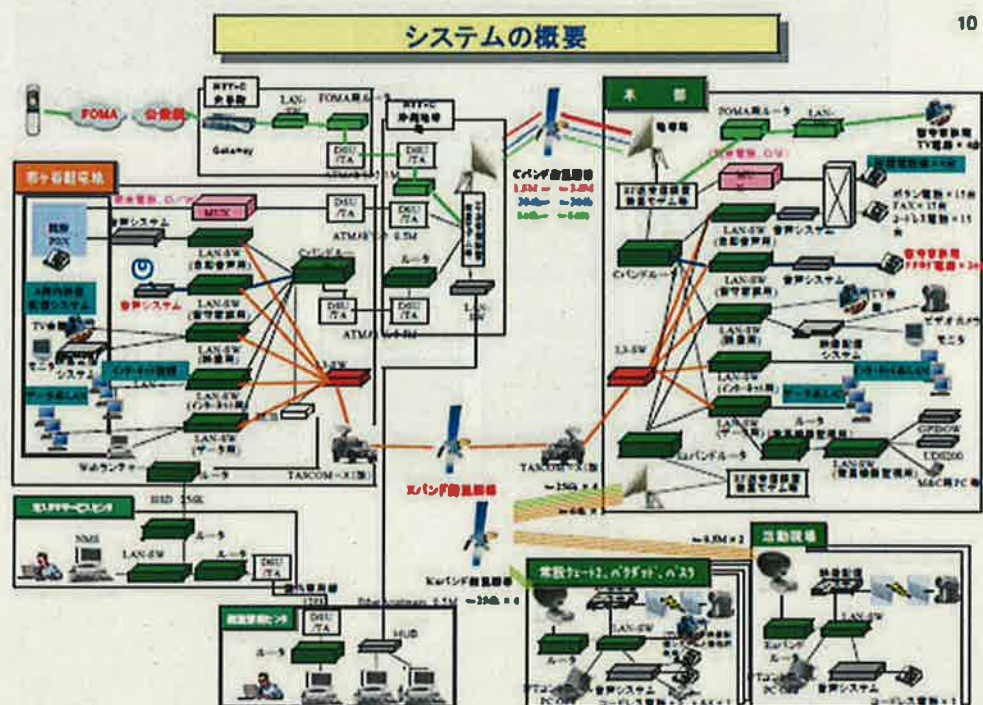
凡例	幹部
	隊員
	隊士



第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ システムの運用

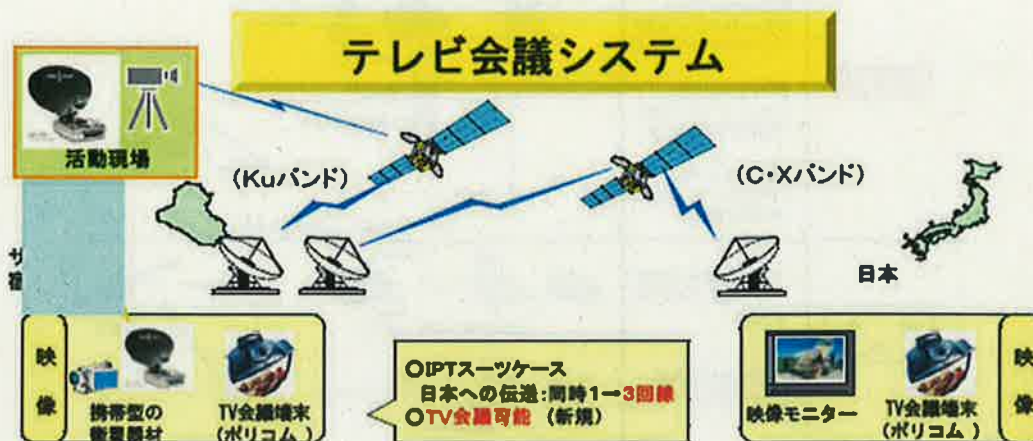
構想段階では現地ニーズの実現化に向け、技術的検討、システムの取得等困難な状況ではあったが、Hrs（人道復興支援）システムを派遣の初期段階から構築し活用できたため、調整等におけるデータ通信は極めて有効であり、また家族支援の観点からも、メールによる家族との連絡手段として広く活用され極めて有効であった。



エ テレビ会議システムについて

(ア) 現地と本邦間の通信回線において、テレビ会議システムを導入することにより、現地指揮官及び幕僚等と直接顔を合わせて会議するとともに、現地の情勢、作業の進捗状況等についてプレゼン資料の活用により、共通の認識を持つことができ、円滑な任務遂行に極めて有効であった。

(イ) 庁としての広報の一環として、中学生、高校生等と海外派遣部隊とのTV電話を実施したが、現地側にTV会議システムを導入しているサマーワ、RSUであれば、同システムを導入設置している陸幕G6会議室で実施できるが、導入していないゴラン、空自クウェートの場合は、現地はインマルサット及びモベットを使用し、市ヶ谷側はモベットを設置してINS回線（NTT一般加入者線あるいは統合電話機）を使用している会議室しか使用できず、場所が限定される。現在使用できる会議室はA棟14Fの会議室のみであり、会議を実施する場合、陸幕からシステムを借用して前日同時刻頃に回線点検を実施、当日再度陸幕からシステムを借用して事前に回線を構成してから本番に望まなければならない、かなりの時間が拘束される。また、14Fは統幕長及び副長室が隣接しているため、部外者（メディア等）を招集して実施する場合、保全上頻繁には使用できる状態ではない。



第1編 イラク人道復興支援行動史

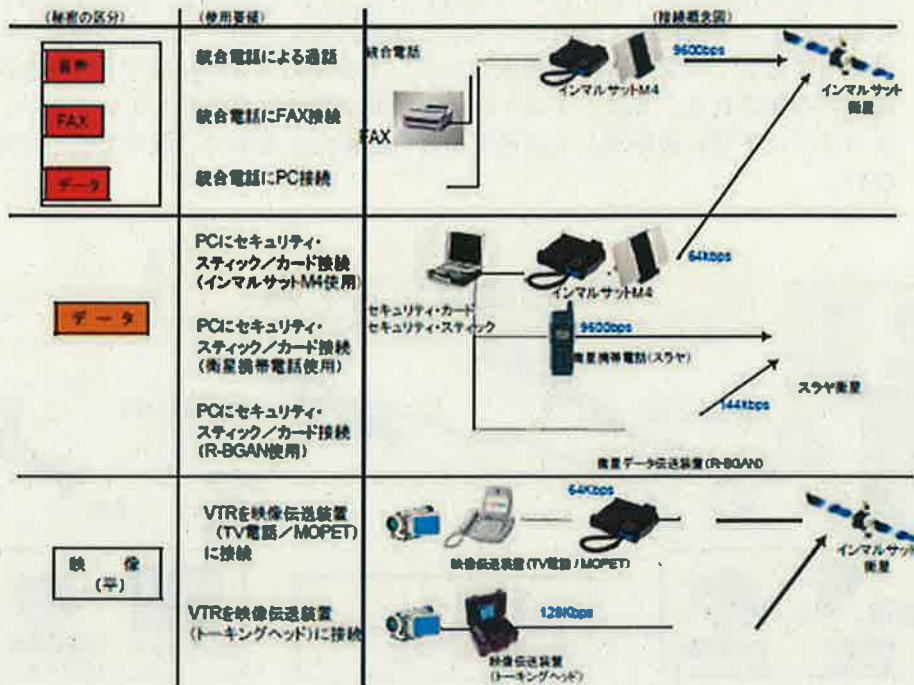
オ 留守家族用TV電話について

現地と本邦間の通信回線において、当初インマルサット及びモベットを使用して留守家族用電話を確保していたが、FOMAシステムを導入することにより、本邦家族に対する利便性が向上したとともに、通話料を削減することができた。



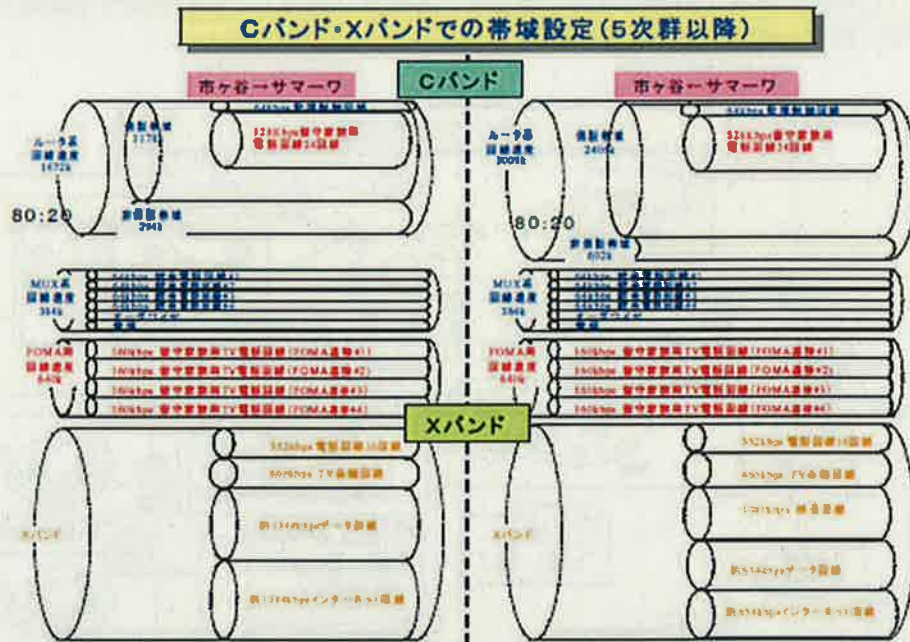
イラク復興支援通信の概要

8



カ Xバンド衛星通信器材の導入

(ア) 当初、インマルサット、衛星携帯電話により通信を確保し、じ後逐次に通信組織を拡充することにより、自動即時電話の使用及び大容量データ伝送が可能な良質・安定した通信を確保した。また、自衛隊の暗号を使用した秘匿回線の確保が保全上必要であるためTASCOM-Xを改修し試験を実施して、本邦～サマワ宿営地間でTASCOM-Xによる通信回線を構成し秘匿通信を可能にした。



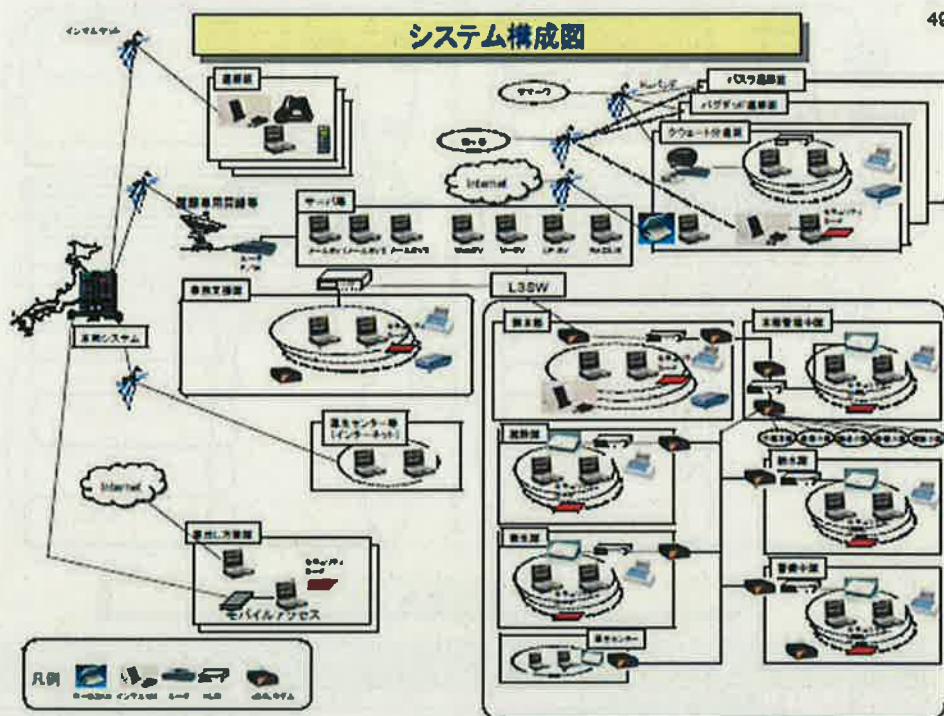
骨幹回線変更要領(5次群以降)

区 分		骨幹回線		施設(場所)		備考
		4次群	5次群	4次群	5次群	
音 声	電 話	宿営地内外野電		野外電交		
		統合電話		衛星通信所 (交換機)		Xバンド 切替可能
		インマルサット		各天基		
		衛星携帯電話		衛星通信所 (交換機)		
	衛星家族用一般電話	イリウム (8台)	Cバンド (24回線)	厚生施設 (給電機)	衛星通信所 (交換機)	Xバンド 切替可能
デ ー タ	IPT スワ ケース	自衛隊電話		Kuバンド (16回線)		衛星通信所
		部内用(陸自)メール		衛星通信所		
	メー ル	部内用(陸自)メール	Cバンド	Xバンド	衛星通信所	新強化通信所
		業務用メール	Cバンド	Xバンド	衛星通信所	新強化通信所
		衛星家族用メール	Cバンド	Xバンド	衛星通信所	新強化通信所
		衛星システム映像	Cバンド	Xバンド	衛星通信所	
	映 像	空中監視映像映像	Cバンド	Xバンド	衛星通信所	
		TV会議(陸自)	Cバンド	Xバンド	衛星通信所	
		TV電話(モベット)	インマルサット		各天基	
	TV電話(FOMA)			Cバンド (4回線)	衛星通信所	Xバンド 切替可能
		インターネット		RBGAN	Xバンド	各天基

第1編 イラク人道復興支援行動史

- (イ) 従来の装備では、本国と派遣先との間で大容量かつ秘匿可能な通信が確保できなかったため、現有装備品の衛星単一通信システム可搬局を改修して、本国と派遣先間の通信を確保した。
- (ウ) 軍用バンドであるXバンドを使用して、活動地域と本邦との通信を確保する為、スーパーバードの可動式ビームを中東地区に指向するとともに、衛星単一通信可搬局装置を改造して音声及びデータの大容量回線を確保した。

この際、衛星中継器の取得にあたり、海幕及び調達する装備本部等で経費負担等に関する調整が必要であった。



第3章 復興支援活動

キ 統合運用体制移行後の通信業務の切り分け

- (ア) 平成18年3月27日以降、統合運用体制への移行後の、通信関連業務の責任区分の切り分け・運用構想確立／計画・命令の作成については、おおむね円滑に実施。
- (イ) 予算処置については、運用ニーズに基づき必要な予算を確保。陸自撤収後は統幕J6が実施。
- (ウ) 暗号運用については、陸自暗号を使用し不具合事項無し。ただし、今後統合暗号への統一等要検討。
- (エ) 陸自で構築したシステムにより円滑な現地及び本邦間のデータ通信を確保。今後は、DIIに加入したシステムの構築等検討する必要性あり。
- (オ) 教育訓練は、担任する通信団・メーカ調整を含め相互に連携し、派遣要員に対する教育を円滑に実施。
- (カ) 周波数申請については、統合運用体制移行後は業務の派生無し。
- (キ) 現地とのTV会議については、ニーズに基づき相互に協力しつつ円滑に実施。

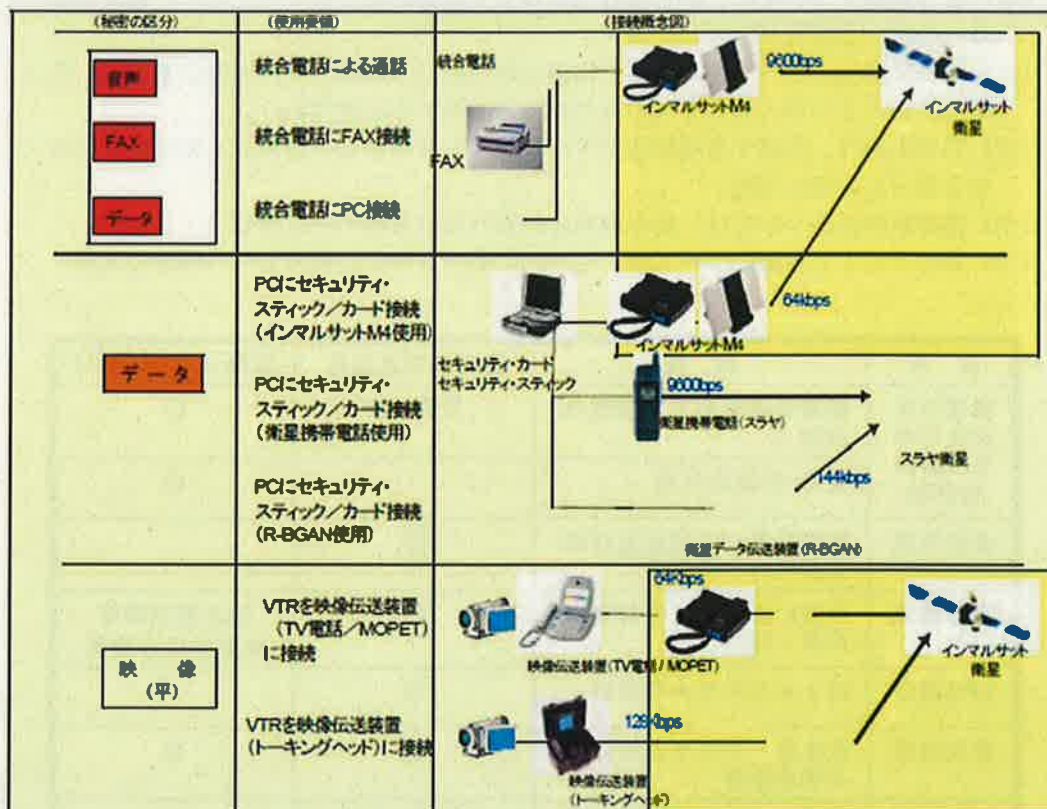
区 分	業 務	陸幕情報通信室	統幕J6(運用班)
構想の決定及び命令・計画の作成	通信組織の関する構想の決定	見積支援	○
	命令・計画の作成		○
集計予算	計画に基づく回線及び民生品等の予算要求	○	
暗号運用	派遣に必要な暗号書等の作成・配布	○	統合電話機等 統幕分のみ実施
システム運用	Hrsシステムの統制	○	
教育訓練	民生品・システムに関する事前教育	○	○
周波数申請	現地に必要な周波数の申請・調整	申請見積支援	○
その他 (TV会議)	現地とのTV会議の実施	回線構成等支援	○

第1編 イラク人道復興支援行動史

ク 野外通信所における正式文書の取扱い

野外通信所における命令等正式文書の取扱要領が確立されていないため、秘匿FAX等を用いて写しをまず送付し、正式文書は部隊交代や出張等で隊員が現地に赴く際に携行した。

44



ケ IEDジャマー

(ア) IED調達の経緯

平成17年6月、無線式IEDと思われる攻撃を受け、車両に損害を受けた。対策としてIEDジャマーを導入することとなり、米国製、英国製、国内製が考えられたが、早期導入の可能性及び信頼性（使用実績）から英国製に決定し、8月に4台を調達した。

(イ) 検証試験

17年10月～11月にかけて、納入後、国内及びクウェートにおいて、検証試験を実施した。

車両の中を40℃以下にして使用できることを確認し、使用マニュアルでは室内温度を40℃以下にして使用することとした。市販品のため、45℃で安全装置が働き送信が停止するようになっていた。

(ウ) 運用開始

17年12月より4台を試験的に運用を開始するとともに、新たに9台を調達した。17年3月に9台を納入し、クウェートにおいて据付調整の後、平成18年3月末より、正式に運用を開始した。

(IED攻撃による被害は出なかった。)

(エ) 冷却使用

夏になり、室内室温を40℃以下にするため、あらかじめクーラで室内温度を下げる処置をした後、使用していた。

外気温が50℃以上になると、室内温度が下がりづらくなり、保冷剤等で強制的に装置を冷やして、使用する場面もあった。

コ 情報通信装備

(ア) コンテナスキャナの導入

a コンテナスキャナーの夏期昼間における酷暑対策として、シートによる日よけ等を実施して本体の温度上昇を抑制する等の対策を実施したが、温度上昇を抑制できず、本体は不稼働となりダミー（機能していると見せかけ）として運用した。

b コンテナスキャナーをクウェートにおいて業者整備することを基本とした。しかしながら、サマワで運用開始した当初、クウェートには製造会社であるAS&E社の整備工場等がなく、故障発生時の整備場所確保に苦労した。結果として、ポニー工業がクウェート市内の民間車両整備工場の一角の借上により対応した。

c 取扱操作訓練

(a) 国内に実機がないため、十分な取扱操作訓練ができず、故障発生の一部の原因につながった。

(b) 5次隊において、整備員1名にクウェートで実機による軽易な整備教育を実施した結果、AS&E社から現地整備の認定を受け、軽易な故障整備が可能となった。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(イ) コンピューターシステムの導入

夏期昼間における室内温度が使用環境上限を超えたため、パソコンの熱暴走による障害件数が増加し、一部業務に支障をきたした。

(ウ) 空中監視装置の導入

当初、空中監視装置の補給整備基盤を、クウェートに置くことを検討していたが、各部品レベルの修理が10数社のベンダーに関係したため、クウェートに補給整備基盤を置くことが困難であった。

このため、以下により整備を実施した。

a 故障整備

補用品をサマワに保持させ、教育を受けた隊員により交換

b 定期整備

本邦で実施

(エ) 遠距離監視システムの導入

4機の常時運用に対して6機を当初に調達、更に1機を追加調達（運用開始から約1年後）したため7機を保有。3機（3/7機）を予備数とするも1機は輪番で定期整備を実施したため、純粋予備は2機で部隊の運用に支障無かった。

遠距離監視システムは、市販型の光学器材であるため、現地隊員には予防整備（外観手入れなど）以上の整備知識がなく、不具合兆候を確認の都度、「納入業者」との電話による技術支援で整備したが、不良症状が回復しない場合、本邦へ後送した。

サ 無線機の有効性

FMの車両無線機及び携帯無線機は宿営地内、近傍の車両及び活動地域との連絡に、AM（短波）の地上無線機2号及び3号は遠距離の車両及び活動地域との連絡に、地上無線機1号は宿営地と本邦及びクウェートとの通信並びにUNMIS E T活動間は東ティモールとの通信に使用した。

装備品の無線機はサマワの環境下でも異常なく機能し、故障発生時もユニット交換により速やかに復旧可能であった。

特に、車両無線機は防水仕様であるため砂塵の影響も少なく、また製造会社では70℃相当で試験・評価を実施していることもあり、高温による故障もほとんど見られなかった。（地上無線機においてはシェルタ内の温度が上昇した際に誤動作することがあった。また、防水仕様でない為、内部の砂塵を清掃する必要はあった。）

第3章 復興支援活動



AMアンテナ(LP)への航空障害灯取り付け

40

- AMアンテナ(LP)への航空障害灯取り付けの理由
航空機等の安全を確保するため設置したもの
- 航空障害灯の運用
 - ・夜間、航空機等が害営地近傍を通過する際、電源を入れる。
 - ・不必要時は、害営地の位置を隠匿するため、電源を入れない。
- 構成担任
 - 取り付け 通信小隊無線班
 - スイッチボックスの作成 通信整備班
- 構成所要
 - 取り付け 1日
 - スイッチボックスの作成 1日

トランシーバ(モトローラ)使用チャンネル【4次群】

39

区 分				通常時	緊急時 (ch+α) (機)+α
モトローラ	J1	群長の行動	群本部	1ch	7ch
	J2	業務支援隊長の行動	業務支援隊	2ch	8ch
	J20	Q R F	QRF	3ch	9ch
	J7	施設支援	施設隊	6ch	12ch
	J8	医療支援	衛生隊	8ch	14ch
	J10	情報収集(ルータック)	情報班等	10ch	1ch
	S6	役務整備監視等	整備中隊	14ch	5ch
	S11	警 衛	警衛隊	11ch	2ch
	S12	給 水	給水隊	12ch	3ch
	S13	害営地内工事	施設隊等	13ch	4ch
	S15	害営地管理業務	本管中隊	16ch	6ch
	群指揮系			7ch	13ch
	業務支援隊指揮系			9ch	15ch
	警務隊系			16ch	16ch

※ 緊急時chへの変更は、群の統制による。警務隊系は、変更しない。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(2) 教 訓

ア 「通信所要の見積りに関する教訓」

計画段階において各展開地域における細部ニーズを確実に把握し、構想決定から計画へ反映する必要があった。

特に民生品活用に際しては、現地の気象条件に適した器材を当初から導入する必要がある。

イ 通信機材の掌握に関する教訓

(ア) 当初から通信小隊とは別に、第4科に必要な通信補給要員を編成し、通信電子器材をコンピュータにより確実に掌握する必要がある。

(イ) 通電器材は多種多様で、品目・数量とも極めて多いことから、管理簿と現物の不符号を防止し、効率的な補給整備活動を実施するため、陸幕・補統・現地の継続的な認識・情報の共有が必要である。

(ウ) インマルサット、GPSを使用した自己位置表示・把握のためのシステムを現地で運用し、クウェートとサマワ間のコンボイの位置把握に一定の成果を残した。また、同システムを利用してカーナビゲーションとして利用することで活動に寄与していた。

ウ システムの運用に関する教訓

今後も、海外派遣任務においては、現地通信インフラ及び構成するインフラを総合的に活用し、データ通信を可能とすることを追求する必要がある。

エ テレビ会議システムに関する教訓

(ア) 今後も、長期国際任務においては、TV会議の構成を追求する必要がある。

(イ) 庁として今後も継続的にこの種の広報を実施するためのTV会議システム等を整備し、態勢を常時確立する必要がある。

(イラク派遣に関し導入したTV会議システムは、レンタルによるものであり、今後撤収返納)

(ウ) システムを整備することにより急なニーズへの対応も可能であり、また使用法を教育すれば広報の担当だけでも操作可能であり、隊力運用上も効率的である。

オ 留守家族用TV電話に関する教訓

長期の国際任務においては、厚生班、予算班等と調整し隊員の家族支援を常に考慮した通信確保を検討する必要がある。

カ Xバンド衛星通信器材の導入に関する教訓

(ア) 民生品の段階的使用は極めて有効であった。また、自衛隊装備品による秘匿回線を確保するための改修ではあったが、保全上極めて重要な事項であり、今後も本装備品を使用して通信の確保を追求する必要がある。

(イ) 現有装備を軽易に改修して運用要求を満足させることは極めて重要である。

(ウ) 今回改造した衛星単一通信可搬局装置は、今後の国際貢献活動においても衛星局との位置関係等条件が合えば活用可能であるので、有効に活用すべきである。

キ 統合運用体制移行後の通信業務の切り分けに関する教訓

予算要求を含めおおむね統幕との連携及び業務の切り分け等円滑に実施しているが、暗号運用及びシステム運用等に関してあるべき方向性を検討し、各種業務

の区分を明確化して、更なる円滑化を図る必要がある。

ク 野外通信所における正式文書の取扱いに関する教訓

野外通信所においては演習電報の送受訓練等しか実施していないため、公式文書の取扱要領が確立されていない。

航空自衛隊においては、クウェートに開設した通信所に基地番号を付与し、基地通信用の信務電信器材を配置して正式文書を送達しているが、陸上自衛隊においては、活動時は野外通信所まで正式文書を送達することが求められるので、基地野外の連接要領も含めた野外通信所での正式文書取扱要領を早急に確立する必要がある。

ケ IEDジャマーに関する教訓

耐環境上、イラクの夏における使用に制限を受けた。

(温度45℃以上で送信停止する器材保護用の安全装置あり)

派遣や地域の環境で使用可能な資器材を調達する必要がある。

コ 情報通信装備に関する教訓

(ア) コンテナスキャナー

a 民生器材の温度条件等の対応の可能性を検討し、酷暑対策用器材の事前準備が必要である。

b 契約前の調整段階から整備拠点は確保しておくことが重要である。

c 今後、国際貢献活動で使用を予定する器材等で取扱操作訓練を必要とする器材は国際貢献活動用装備品等として教育所要分の確保が必要である。

d 整備教育は、できる限り派遣前に実施し、所要の現地整備態勢を整えることが必要である。

(イ) コンピューターシステム

パソコン用の冷却マット等の購入等による酷暑対策の強化が必要である。

(ウ) 空中監視装置

a 故障整備

派遣隊員が取扱操作及び整備要領についてY社のアウトソーシングによる教育を派遣前に受け、派遣隊員自ら現地の補用品を使用して故障整備を実施したことにより、故障整備時の部品の発注、製造、外注整備等の所要が軽減され、迅速な整備により高可働率を維持し任務を遂行することができた。今後も現地における故障整備が実施可能な施策を講じる必要がある。

b 定期整備

定期整備所要期間は、当初1ヶ月(27日)と見積もっていたが、取扱操作・整備教育をY社の技術者が実施したため定期整備に使用できる技術者の隊力が不足し約40日を要した。また、定期追送航空便とのタイミングが合わず、輸送に往復約1ヶ月を要した。

Y社がアウトソーシングで実施する教育と定期整備との節調についてY社及び陸幕教育訓練課教育班、輸送については、陸幕装備計画課輸送室と緊密に調整することが必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(エ) 遠距離監視システム

市販器材の修理はその多くが外注整備であり、派遣地域によっては往復の輸送期間を含め2～3ヶ月を要することもあるので、必要な予備の確保と輸送手段の確保が必要である。

サ 無線機の有効性に関する教訓

軍用無線機として開発した装備品である車両無線機、携帯無線機及び地上無線機は、高温で砂塵の多い中東地域においても十分に性能を発揮することが確認できたことから、今後も装備品の無線機を積極的に使用すべきである。

(3) 提言

ア 通信所要の見積りに関する提言

一部の派遣先(各LO等)においても内線電話及び大容量のデータ伝送ができるよう、計画の段階から通信ニーズを掌握して、現地の条件に合致した器材を導入するため、予算の確保、効率的な通信組織の構成を計画が必要である。

イ 通信機材の掌握に関する提言

(ア) 通信補給要員の編成

海外派遣における通信電子器材は派遣地域により若干の差異はあるものの多種多様であり、また所要量も極めて多いことから、今後当初の編成段階から第4科に通信補給要員を編成すべきである。

(イ) 通信機材の掌握

- a ICタグ等を利用した物流システムの整備により人的作業を簡素化する。
- b 派遣当初から、通信電子専門の物品管理幕僚の編成化を図る。
- c 陸幕及び補統が物品管理検査(交代点検)を定期的「3ヶ月に1回を基準(部隊交代の都度)」に実施し現物と証書の一致状況を確認に点検する必要がある。要すれば、点検要員を増強し、点検時を活用して物品管理業務を補佐させる。
(物品管理検査(交代点検)を1～2名ではなく、10名規模で確実に実施)
- d 3ヶ月で交代する群ではなく、6ヶ月交代の支援業務隊に物品管理の責任を付与する。あるいは、群の物品管理要員を増強する等の処置をとる。
- e 写真付きの管理簿を作成し認識の共有化を図る必要がある。また、陸幕・補統の各係が交代する現況を踏まえ、担当が明確になるように物品に識別表示を付ける等の工夫をする。
- f 現地調達と本邦調達を別々の物品管理簿で、掌握する。

ウ システムの運用に関する提言

基幹となるシステムを再検討し、長期的に維持できる体制を検討する。また、C RFの派遣に必要なH r sシステムを確保する。この際、今後D I Iへのシステムの統一を含め、統幕と総合的に検討を実施し、効率的なシステムの構築を図るべきである。

エ テレビ会議システムに関する提言

- (ア) P K O等長期国際任務時においては、当初の通信組織の構想段階から反映し、予算要求、器材取得等を図り円滑な任務遂行の基盤を確保すべきである。

- (イ) 立ち入り制限がなく常設できる場所として適している会議室は、A棟地下1Fの統幕大会議室であり、内局に働きかけてTV会議システム等の導入を図る
- オ 留守家族用TV電話に関する提言
 - 今後も短期・長期の国際任務の特性及び費用対効果を総合的に勘案し、状況に適合した手段による家族支援のための通信確保を追求すべきである。
- カ Xバンド衛星通信器材の導入に関する提言
 - (ア) 派遣の各段階における民生品の使用は今後も追求する。
 - (イ) 秘匿通信は保全上追求すべきであるが、改修した現在の衛星通信装備品の能力を最大限に発揮して使用するには、スーパーバードのトランスポンダ（中継器）の確保が必要であり、統幕、陸幕、CRF及び企業を交えて衛星通信の在り方について検討すべきである。
 - (ウ) 今回は、現有器材の改修により派遣の途中からではあるが、秘匿通信を確保することができたが、今後、海外においても所要の通信回線を確保することができる装備品としての衛星通信器材の保有が必要である。また、Xバンドの覆域は限定されかつ、トランスポンダ（中継器）の確保が制約されているため、派遣地域を考慮して他のバンドを含めた総合的な検討が必要である。
 - (エ) 各種バンドを総合的に統幕で保有し、使用統制（覆域管理、優先接続制御、帯域管理等）を行うべきである。
- キ 統合運用体制移行後の通信業務の切り分けに関する提言
 - イラク派遣を参考にしつつ、統合暗号の使用、D11に加入したシステムの構成等あるべき方向性を検討するとともに、各種機会をとらえて相互に業務区分及び連携要領を継続的に見直し、更なる円滑な業務実施を追求すべきである。
- ク 野外通信所における正式文書の取扱いに関する提言
 - 国外任務に限定せず、野外通信所における命令等正式文書の取扱要領の規則を確立するとともに、平素の訓練・演習時にも演練し、海外での活動時にも命令等正式文書を迅速かつ確実に送達可能な態勢を確立する
- ケ IEDジャマーに関する提言
 - (ア) 高温だけではなく耐環境性能に優れた器材をあらかじめ中央即応集団に調達（開発）すべきである。
 - (イ) 車両の冷却能力を高める必要がある。
- コ 情報通信装備に関する提言
 - (ア) コンテナスキャナー
 - a 「器材全体を冷却する方式」か「スキャナー本体部分の冷却能力を向上させる機能の追加」の両面での検討（費用・冷却効果の両面の検討）を実施し、改修等を実施する必要がある。
 - b 事前の整備拠点（国内又は派遣先国近傍の国）の確保が必要
 - c 教育用として国内（基本的には中央即応集団）に教育所要分を確保する。
 - (イ) コンピューターシステム
 - 室内温度が使用環境条件の上限に近く装備ファンのみでは必要な発熱の発散ができない場合があることを踏まえ、使用環境を考慮してパソコン用冷却マット等

第1編 イラク人道復興支援行動史

の購入等の追加対策の確立が必要である。なお、今回使用したパソコンはファンを使用せず筐体から放熱するタイプであり、冷却用マット等はこの機能を損なう恐れがあるので、対策検討にあたっては企業との研究が必要である。

(ウ) 遠距離監視システム

器材に求められる整備の緊急性等を考慮し、予備の確保と効率的な輸送便の運航確保

10 兵 站—装備

(1) 陸幕が実施した施策

ア 15. 9～17. 8 空中監視装置（UAV）の検討・導入

(ア) 15. 9からロケット攻撃等対処のため、宿営地の昼夜間の空中監視を行うFFOS及び対迫レーダー派遣の検討を開始したが、それぞれ導入時期と所要人員及び耐高温・砂塵の問題等から、見送りとなった。

15. 12からは、UAVの導入検討が開始されたが、耐環境性、導入までのリードタイム、予算、FFOSとの切り分け等から一時期、検討が難航した。

16. 4. 2、関係課長勉強会における、各課協力による早期導入の追求合意、更に4. 7及び4. 29のロケット攻撃により検討が加速された。

回転翼タイプと固定翼タイプの選定にあたっては、メーカーによる説明会、耐環境性検証成果を経て、定点監視機能及びズーム機能に優れた回転翼タイプが選定された。これは農薬散布タイプの無線誘導ヘリに高感度の昼夜間カメラを装着、GPSを搭載し、行動半径5 km、最大航続時間60分以上の性能を有するものである。

(イ) UAVは装備改善委員会の枠組みで、89小銃用ダットサイト同様に、備品として導入したものであり、6月に調達要求、16年8月末から現地で運用開始した。

イ 15. 5～18. 6 装備品等の改善実績（まとめ）

時期	改善実績
15. 5～16. 1 派遣準備間	・安全確保 装備改善 23件、新規取得 23件 ・環境対応 装備改善 7件、新規取得 6件
16. 2～16. 9 基盤確立間	・ロケット攻撃等対処 新規取得 3件 ・安全確保 新規取得 1件
16. 7～18. 6 復興支援活動間	・安全確保 装備改善 7件、新規取得 4件 ・環境対応 装備改善 1件

ウ 16. 1～ 私物品の使用 復興支援活動において、小銃用負い紐、拳銃用レッグホルダー、サングラス、防塵用ゴーグル等の私物品の使用が散見された。特に小銃用負い紐は過去2回改善されたが、安全上の問題があり、更に改善された。拳銃用レッグホルダーもその後改善され、8次隊からは官品を使用した。

エ 16. 3 軽装甲機動車の信頼性確認（抽出による後送整備）

軽装甲機動車をはじめ装輪車両はCOTSの集合体であり、イラクでの付加材等による負荷状態での高速連続走行が及ぼす影響が懸念された。イラクにおいては片側3車線道路の100 km走行が常態であり、故障等による車両停止は窃盗団が存在し危険であった。そこで、抽出車両の後送整備を検討し、走行距離が大きい1台を国内のメーカーに後送り点検・整備を実施した。メーカーでの点検の結果、問題の無いことを確認し、国産車両の高信頼性に自信を得て、以後安心して運行することになった。

第1編 イラク人道復興支援行動史

オ 15. 12～16. 1 車両等へのJP-8の適合性検証

不測事態時での継続的な燃料補給の必要性から、JP-8の使用が車両等へ及ぼす影響について検証等を行った。車両及び施設器材の始動性、加速性、連続走行性、作業性能等について確認試験を行い、運用上問題がないことを検証、その結果を2師団、1次群に説明した。

(ア) 16. 1. 6～1. 22 車両等への適合に関する試験の実施

開発実験団、補給統制本部が担任し、東部方面隊、富士学校、技術研究本部等の協力を得て、富士学校、東富士演習場及び技術研究本部第4研究所にてJP-8の使用が、車両及び施設器材の始動性、加速性、連続走行性、作業性能等に及ぼす影響について実器材を使用した検証等を行い、燃費は低下するものの、主要性能に大きく影響を及ぼすことはなく、運用上問題がない事を確認し、その結果を2師団、1次群に説明した。

(イ) 16. 5 発動発電機への適合に関する試験の実施

治安の悪化に伴う軽油の取得困難な状況を想定し、JP-8の発動発電機への適応性について施設学校、メーカーによる試験を実施した。照明用、宿営用、天幕用の各発動発電機について確認した結果、緊急時の使用は問題がないことを確認、派遣部隊に情報提供した。

(ウ) 16. 8 JP-8使用の現場での再検証

MSRの寸断による燃料補給の途絶が懸念されるため、米軍タリル空軍基地からJP-8の供給を受け、発電機燃料として使用した。

カ ～18. 2 耐弾性強化施設

派遣準備時の宿営施設については、当初からコンテナハウスかコルゲートあるいは独自の設計による耐弾性強化施設との考えがあったが、天幕の方が警戒心おう盛になり、輕易に移動可能で撤収も容易であるということで、天幕となった。

しかしながら、派遣後ロケット攻撃等の脅威増大等の治安状況悪化に伴い、天幕から耐弾性強化施設へと変更した。耐弾性強化施設の検討にあたっては、施設学校が独自に設計を行い、岩手山演習場において実弾検証試験を実施し、直撃弾にも全く問題ないことを確認した。

ク 16. 1～ 特殊武器検知器材等の持ち出し

特殊武器対応に関して、劣化ウラン弾、特殊武器(NBC)、IEDに対応するため、中隊装備品に加えγ線用線量計、微量γ線測定器、汎用エアロゾルテスト、携行式爆発物検知装置を持ち込んだ。

ケ 16. 1～ 必要な装備品の持ち出し(反対の国会論議等なし)

今回のイラク派遣では安全確保に必要な装備は持ち込むことができた。国会に堪えられるか心配されたが、マスコミへの適時適切な説明、OBの志方氏等のマスメディアでの必要性発言等の対応が功を奏し、国民に理解を得られた。

第3章 復興支援活動

コ 事実関係の詳細（装備）

派遣準備（15年5月頃～16年1月		
安全確保	装備改善	改善の概要
	軽装甲機動車（ワイヤーカッター）	車体上部前方に、ワイヤーカッターを2箇所装着
	軽装甲機動車（防盾）	射手の全周を防護する防盾を追加
	96式装輪装甲車（ワイヤーカッター）	操縦手及び射手の前方にワイヤーカッターを装着
	96式装輪装甲車（防盾）	射手の全周を防護する防盾を追加
	96式装輪装甲車（付加材）	乗員を防護できるように付加材を装着
	96式装輪装甲車（窓用付加材（警備用））	防弾ガラスへ材質を変更
	1/2tトラック等装輪車（付加材）	主として車長及び操縦手を防護できるように付加材を装着
	31/2tトラック（ランフラットタイヤ）	各車の全車輪及びスベアタイヤをランフラットタイヤ化
	高機動車（付加材）	主として車長及び操縦手を防護できるように付加材を装着
	高機動車（ワイヤーカッター）	MG用銃架取付用ルーフラックにワイヤーカッター2コを取り付け
	冷凍冷蔵庫（ガラス部フィルム、付加材）	ガラス部のフィルム、被弾防護材の追加
	浄水セット（ガラス部フィルム、付加材）	ガラス部のフィルム、被弾防護材の追加
	道路障害作業車（防弾ガラス、付加材）	付加材取付、防弾ガラス取付
	施設工作車（防弾ガラス、付加材）	付加材取付、防弾ガラス取付
	中型セミトレーラけん引車（防弾ガラス、付加材）	付加材取付、防弾ガラス取付
	施設器材付加材取付（油圧シャベル、中型ドーザ、トラッククレーン、ロードローラ、バケットローダ、グレーダ）	付加材取付、防塵フィルタ装着、ラジエタ高温対策防弾ガラス（トラッククレーンのみ）
	リモコン付き施設器材（中型ドーザ等）	リモコン装置付中型ドーザ等の準備
	大型セミトレーラけん引車（防弾ガラス、付加材）	付加材取付、防弾ガラス取付
	高機動車、1/2tトラック等（防弾ガラスの装着）	フロントガラス及びサイドガラスを防弾化
	高機動車（拡声器及びサーチライト取付）	ボンネット左側に拡声器及びMG用防盾横にサーチライトの取り付け（警備中隊の警護用車両8両のみ装着）
	89式小銃の改造（切換レバー）	射撃の際、89式小銃の左右から切り替えられるように銃左に切換レバーを追加
	89式小銃の改造（負い紐）	70cmの負い紐では防弾チョッキを装着している状態では短く、動作に制約があるため、長さ調整、着脱の容易性を向上させた負い紐に換装

第1編 イラク人道復興支援行動史

	装備改善	改善の概要
安全確保	対迫レーザ装置（派遣未実施）	駆動部の目貼、パッキンゴムの交換、給油・給脂、エアフィルタ・プロアの追加
	ヘリ派遣検討（派遣未実施）	自己防護能力（対レーダー及びSAM）及び砂塵対応能力（エンジン関連フィルタ、ブレード保護テープ等）の改善
	車両等へのJP-8の適合性検証	短期間の使用の場合、加速性能及び燃費の低下を除き、実用上問題が無いことを確認（担任：実験団、補統）
	新規装備	改善の概要
安全確保	防弾チョッキ2型	国際貢献用防弾チョッキ（UNDOF型）を改善し、機用性等を向上したもの
	防爆衣	不発弾処理実施時着用し、不発弾が万が一爆発した場合に隊員の身体を防護
	防護楯	警備用
	防弾フェイス	顔面防護器材
	拳銃用ホルスタソフトタイプ	腰部固定型ホルスタから大腿部固定型のソフトタイプホルスタに変更
	89小銃用ダットサイト	日標を一つの輝点で照準でき、倍率のないもの
	γ線用線量計	個人が装着し、放射線の受線量を測定
	微量γ線測定器	地域・施設・装備品等の放射性物質（放射線）の有無を検知
	汎用エアロゾルテスト（サンブラ）	空気中の生物剤と疑わしき粒子を捕集
	汎用エアロゾルテスト（本隊）	サンブラで捕集した粒子を検知し生物剤の有無を判定
	携帯式爆発物検知装置	ニトロ基を検出し、爆発物の有無を検知
	除染剤2号（有毒化学剤の除染）	有毒化学剤が使用された場合の除染に使用
	防護マスク用専用眼鏡	通常の眼鏡では、防護マスクを装着した際、気密がたもれないのでマスクの中に装着
	検索ミラー	車体下部等の点検用器材
	防爆マット	爆発物に被せて被害を最小限に抑える
	ブラインドボール	ペイントボール
	防弾材（車両・施設器材用、警戒監視棟用、警衛所用）	車両・施設機械用、警戒監視棟用、警衛所用
	宿营地警備用施設（探照灯）	1灯式（1000W×1）、発電機付
	宿营地警備用施設（警戒監視塔）	鋼製足場
	宿营地警備用施設（警備灯×45台）	2灯式（1000W×2）、発電機付
	移動用バリケードシステム	遮断機
	ロードスパイク	陰術式スパイク
	フェイスマスク（難燃）	難燃性の顔面保護用マスク

第3章 復興支援活動

	装備改善	改善の概要
環境対応	軽装甲機動車（ラジエーター用防塵ネット）	現行よりも網目の細かいネットに変更
	軽装甲機動車（ホースブリーザ）	燃料への砂塵浸入防止のためのホースを追加
	96式装輪装甲車（ラジエーター用防塵ネット）	現行よりも網目の細かいネットに変更
	96式装輪装甲車（ホースブリーザ）	燃料への砂塵浸入防止のためのホースを追加
	油圧シャベル、中型ドーザ（防塵フィルタ、ラジエータ高温対策）	付加材取付、防塵フィルタ装着、ラジエータ高温対策
	弾入れ防塵カバー（30S、30W）	弾入りの防塵カバー
	業務用天幕の改造	エアコンの取り付け、隙間の閉塞等
	新規装備	改善の概要
環境対応	防暑服	安全上、防虫加工及び帯電防止機能の付加、収納を確保するための膝下ポケット追加、ポケットのマジックテープ化
	防暑靴	革を気温変化等に強いヌバックにし、側面の生地を蒸れにくい通気性タイプに変更
	防塵マスク	防塵用マスク
	防塵ゴーグル	防塵用ゴーグル
	HRS（人道復興支援システム）の準備	耐環境性パソコン等及び冷却マットの使用
	特殊下衣	防弾チョッキ着用時の防暑用

基盤確立（16年1月～16年9月）		
	新規装備	改善の概要
ロケット攻撃等対処	空中監視装置（UAV）#1～4（#5～8）	農薬散布タイプの無線ヘリに高感度の昼夜間カメラを装着、GPS搭載、航続距離5km、最大航続時間60分以上
	遠距離監視システム（昼カメ）	パノラマ用カメラとライブカメラの組み合わせにより広域監視と追跡監視、昼間カメラと夜間用カメラにより昼夜間監視可能、変化検知機能
	近距離監視システム	監視カメラと赤外線センサーにより、宿营地外柵線の警戒監視
	新規装備	改善の概要
安全確保	コンテナスキャナ	X線を使用して車載貨物等の状態を透視確認

第1編 イラク人道復興支援行動史

復興支援活動（16年7月～18年6月）		
	装備改善	改善の概要
安全確保	防弾チョッキ（クイックリリース等）	チョッキ・防弾板一体型、クイックリリース機能の付加
	軽装甲機動車（予備タイヤラック）	軽装甲機動車の後部に予備タイヤ取付具を装着
	軽装甲機動車（車外燃料携行缶）	軽装甲機動車の後部に燃料携行缶を積載できるよう取付具を取付
	軽装甲機動車（側面窓の開閉式への改善）	防弾ガラスへ材質を変更
	軽装甲機動車（点検ロケット）	前輪内側及び車体裏側の点検口を開口型に変更
	1/2トラック、7トラック、道路障害作業車、施設工作車、中型及び大型セミトラ（ランフラットタイヤ）	各車の全車輪及びスベアタイヤをランフラットタイヤ化
	IEDジャマーの導入（軽装甲機動車、96式装輪装甲車）	IEDジャマー装置等（通信電子器材）の取付
	新規装備	改善の概要
安全確保	拳銃用ホルスターハードタイプ	脱落防止バンドの解除に時間を要するため、親指1本で解除できるものに改善
	拳銃脱落防止紐	装着したままで、射撃が可能な脱落防止紐
	防護マスク用アイピースカバー	砂漠の砂は粒子が細かくマスクのアイピースに傷が付くため傷防止のためカバー
	不発弾移動用ロッド	ロッドの先端がマジックハンドになっており、不発弾との距離を確保しつつ、安全・確実に不発弾を移動
	装備改善	改善の概要
環境対応	軽装甲機動車（車内扇風機）	小型扇風機を車両室内の前部に取り付け、空気の循環を向上

(2) 教訓

ア IEDジャマーの導入

COTS品を含む装備の急速、実状況で使用した。検証に十分な時間がとれず装備品の有効性の検証が十分できなかった。また酷暑対策の検証も必要であった。

イ 安全確保のための拳銃用ホルスタ等新規装備の導入、軽装甲機動車の改善
改善処置に要した期間が検討、試験、調達を含め数ヶ月を要す。

ウ 小銃用負い紐、拳銃用レッグホルスタ等私物品の使用が散見
安全管理及び規律維持上、問題があり、確実に統制する必要がある。

エ 帰国隊員へのアンケート結果の反映

活動間の貴重なデータを取得する絶好の機会であり、派遣期間中の隊員の声を反映した迅速適切な装備品等の改善が必要。

(3) 提言

ア 派遣実績データの装備品への反映（期待性能、要求性能更に基本設計の考え方の見直し（特に対弾性、外圍条件））

（ア）安全確保を優先した部隊要望の迅速な実現

（イ）応急的な改善で留めることなく、実績の分析に基づく更なる改善処置を実施するため、設計の基本から再検討実施

（ウ）耐弾性に関する要求の根本論からの再検討実施

（エ）ヘリ派遣検討に関する空自実証検討協力と結果の分析・活用

（オ）派遣隊員に対するアンケートの有効な活用と柔軟かつ迅速な改善の枠組み確立

イ 安全確保に係る事項

（ア）派遣準備間の業務遂行（プロビジョニングの妥当性（予備装備を含む））

a 規則・予算等の大きな制約の中で短期間の安全確保のための派遣準備達成

b 平素から安全確保を最大の目的とした各種装備品の派遣準備

（イ）派遣間の業務遂行（フォローアップの妥当性）

a IEDに対する車両等の継続検討

b 耐弾性防護施設の必要性について派遣当初から検討

第1編 イラク人道復興支援行動史

1.1 運用

(1) 陸幕が実施した施策

ア イラク（ムサンナ県）での連合作戦

(ア) 連合の状況

a 全般

(a) LOの配置

陸自は、イラク多国籍軍司令部（バグダット）にナショナルLOを3名、スタッフLOを2名、MND（SE）司令部（英軍）に連絡官4名を配置、また、英蘭・英豪軍はサマーワ宿営地に各軍1名の連絡官を派遣し、連絡調整にあたっていた。

(b) 指揮官会同への参加、共同訓練、機能別連絡会同の実施

日本のSNR（Senior National Representative）であるイラク復興支援群長は、週に1回バスラに赴き多国籍軍との連携を図った。

(c) コアリションカンファレンス、日米英豪4カ国会議、MND（SE）会議への参加

庁は、現地部隊と密接に連携を図りつつ、中央（内局、統幕、陸幕、防衛駐在官、大使館員）においても、多国籍軍との主導的な調整を実施した。

b ムサンナ県での各軍の状況

(a) 全般

1 陸自は、脅威に対応しつつムサンナ県の人道復興支援活動を整斉と行うため、前半は英蘭軍と後半は英豪軍とムサンナ県における連合作戦を実施した。

2 参加国軍隊の任務分担に応じた連携

(1) 英蘭軍・英豪軍→治安維持活動

(2) 陸上自衛隊→人道復興支援活動

(b) 蘭軍（蘭戦闘群）の状況

1 蘭軍の陸自に対する姿勢

蘭軍は積極的に陸自のあらゆる要求に対応した。

例：補給品等の供与・貸し出し、工兵支援、極秘ファイル情報の提供、医療品の提供、医官の派遣

2 陸自と任務の明確な切り分け

イラク復興支援群長と蘭軍大隊長の合意に基づき、任務を治安維持活動と人道復興支援活動を明確に切り分けた。

3 蘭軍との連合作戦当初における問題点

MNF内の日本隊の地位が不明確であるため、相互の意思疎通が不十分な状況が、情報収集、軍民協力、情報作戦の面で発生した。陸自として蘭軍の要請に対する対応の限界または、基本姿勢が不明確であった。蘭軍としてはMNFとして受けてもらえると思って要請したことが、日本隊では「当然できない。」ということがあった。

例

- 蘭軍が日本隊の任務の枠組みに疑問を抱いたり、お互いの主張、相手国への期待から意思の疎通に齟齬が生じた。
- 地元警察の情報は蘭軍を通じて入手したが、日本隊員が警察施設に出入りしていたため、蘭軍は不信感を持った。
- 両軍の意思疎通が不十分であったため、相互の不信感が増大し、L Oに対しても不信感を持って接した。

このため、速やかに部隊長の相互訪問、3科長、衛生担当者及びC I M I C担当者で毎週1回の会同、広報担当者の隔週1回の会同、早期に日蘭共同訓練を計4回実施し、幹部・曹・女性隊員等の共通の立場の隊員相互の意見交換、文化交流、スポーツ交流を開始した。これ以降、蘭軍の不信感は低減した。

(c) 英軍(T F E)の状況

1 全 般

T F Eは蘭軍の後退に伴い、本国やM N D (S E)から派遣された人員からなる混成部隊で、キャンパスミッティで逐次編成された。

2 陸自との任務の明確化

陸自は英軍と調整し、サマーワ宿営地に対する迫撃砲等攻撃事態に係る、日本隊と英軍との連携要領及び英軍の緊急対処部隊の行動を明確にした。その後、英軍は「サマーワ宿営地に対する迫撃砲等攻撃対処、車両爆弾(I E D)攻撃対処」準備命令を発出した。

3 英軍到着時の状況

英軍は混成部隊のため、当初、初対面の者同士が集まり統制がない面が見されたが、T F E長がサマーワに到着した以降は、次第に統制が取れた。

* 英蘭軍の差異(参考)

蘭軍は計画をフレームワークのみとし、実際の状況に応じて臨機応変に実行するタイプで、英軍については計画をしっかりと詰めて実行するタイプであった。

英軍はキャンパスミッティに展開するために施設(食堂、宿営地ゲート、宿泊施設の対迫防護処置、通信施設等)を英軍標準にするために工事を必要とした。食文化の相違、ゲート及び宿営施設の安全対策の考え方の相違、通信インフラの相違等、同じN A T O加盟国であっても様々な面で考え方や生活習慣等が異なることが認識できた。

4 連合関係の構築

陸自は、蘭・英軍の交代に伴い、英軍と認識を一致させるとともに親睦・交流等を通じ、隣接両軍との緊密な連携関係を構築した。ウェルカムパーティ(歓迎会行事)を実施するとともに、逐次の調整の実施により共同訓練を実現させる等スムーズに日・英の連携関係の構築が図れた。

また、蘭軍に対しては、フェアウェル(送別会)行事等を通して蘭軍の日本隊に対する支援に謝意を示し、隊員同士の親睦を深めることにより日・蘭両国の友好関係に寄与した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(d) 英豪軍 (TFM) の状況

1 全 般

豪軍の参加に伴い編成され、治安維持・教育訓練・民生支援・選挙支援の4つの作戦を実施して日豪軍は治安維持の分野で連携した。

2 TFMの任務

○ 治安維持

責任区域の安定化：情報収集、パトロール、国境パトロール

○ SSR (教育訓練)

IP (イラク警察)、DBE (国境警備隊)、IA (イラク軍：2ndBn/2B)、指揮機関CPX-MND(SE)

○ 民生支援 (CIMIC)

人道復興支援

○ 選挙支援

投票準備、国境・県境移動統制、選挙警備のIP/IA支援

3 活動間の陸自部隊とTFMとの連携要領

陸自は豪軍と宿営地外活動及び宿営地の安全確保のため作戦サポート、C4I/2サポート、Medサポートの分野で連携した。

【作戦サポートに係る連携】

○ 情報の提供 (英豪軍)

○ セキュリティーパトロール (豪軍)

○ エスコート (豪軍)

○ 対迫レーダーによる標定 (豪軍)

* AMTG (豪軍)

- ・デモ等の発生が予想される場合及びIEDの脅威の高いタリル基地への移動時のエスコート
- ・治安が比較的不安定な地域の活動時におけるセキュリティーパトロールにより活動部隊の安全を確保
- ・宿営地外活動間のAMTGの支援形態は、過去の教訓をもとに変更
- ・脅威認識を一致させた上、支援パターンを決定、脅威認識が変わればパターン変更

4 連携強化のための諸施策

(1) 情報共有・意思疎通のための施策

各種調整会議等により情報共有を図り、活動要領を決定した。

(2) 指揮官・幕僚交流

指揮官交代時、指揮の結節時等に高官・指揮官の相互訪問を実施した。

(3) 共通のSOPの作成

ア サマーワ宿営地に対するIDF攻撃、迫撃砲・ロケット砲による攻撃の場合、TFMに速やかにオペレーション「サムライ」を通報し、対迫レーダーの情報提供やヘリによる情報収集を要請するしくみを構築した。

イ 宿営地外の活動時の直接攻撃に際しては、対処部隊の派遣やヘリによ

第3章 復興支援活動

る患者後送等、緊急事態に対応の準備するしくみを構築した。

ウ ヘリによる患者後送を迅速に実施するためのしくみを構築した。

(4) 共同訓練

SOPに係るマニュアル作成時、部隊交代後、事態発生後のマニュアル修正時等、必要に応じ機能別訓練（情報伝達、対処部隊の派遣、救出、患者後送等）及び総合訓練を実施（豪軍との共同訓練を7回実施し意思の疎通を促進）した。

(5) 相互の信頼醸成のための交流行事

- 体育活動（タッチラグビー、ソフトボール、バレーボール等）
- 日本の伝統行事（餅つき、盆踊り、お茶、生け花等）

(イ) 事 案

a 16. 4～17. 1 陸自サマーワ宿営地への迫撃砲攻撃

陸自サマーワ宿営地が迫撃砲攻撃されると、蘭軍は標定した位置に直ちに迫撃砲の照明弾射撃を行い、陸自の行動を支援した。

b 17. 3. 8 蘭軍から英軍への指揮転移

MNDは蘭戦闘群に対して、日本隊の安全の確保を包括的に命じているのに対し、TFEに対しては日本隊に対するQRF (Quick Reaction Force) の提供と英軍の火器標定レーダ(WLR)の覆域にサマーワ宿営地を入れることに留まった。これは、全般作戦計画と各別命令の差はあるもののこれまでの蘭軍の経験により具体的に記述するとともに日本隊の宿営地及び部隊防護の実力を認め、またムサンナ県全体の治安状況を加味したためであった。

c 17. 6. 23 陸自車両へのIED攻撃

本事案以降、宿営地外任務において豪軍の同行支援を受けるとともに、定期的に共同（連携）訓練を実施し連携を図った。また、機能別の連絡会同を行って、情報交換・認識の統一・相互調整を図った。

d 17. 7. 4 ロケット攻撃事案

本攻撃は、過去の攻撃よりも高い緯度を有するスペシャリストの攻撃であり、キャンプスミッティの英豪軍部隊の存在価値が高まった。これ以降、英豪軍と機能単位毎のカウンターパートと顔合わせしMM等を実施して、意思の疎通を更に深めた。

e 今後のIED攻撃

陸自契約役務車両IED攻撃（18. 5. 11）及び陸自同行豪軍車両IED攻撃（18. 5. 31）においては、豪軍とともに整齐と対処した。

イ イラク（ムサンナ県）での民心をめぐる各種施策

(ア) イラク国民

- a イラクは基本的に部族社会
- b 部族とは、経済的な利益を共有する家族等の集まり
- c イラク人は、国家以上に部族や家族を大切にする民族

(イ) ムサンナ県の住民感情

- a 日本に対する住民感情は一般的に良好

第1編 イラク人道復興支援行動史

- b 一部に反多国国籍軍の感情を持つものが存在
サドル派の過激分子「跳ねっ返り」等

- c 電力供給の問題から電力消費が高くなる夏に反多国国籍軍の感情を持つ危険性あり

(ウ) 民心をめぐる各種施策

a 関係機関

(a) 外務省

陸上自衛隊と密接に連携し、事業の展開・雇用の創出を実施して、民心の安定に最大限寄与

(b) 英豪軍

陸上自衛隊に派遣された英豪軍のLOを通じて、住民に関する情報を入手し適切に対処していたが、17年5月英軍LOの引き上げに伴い継続的な情報交換に懸念が発生(豪軍とは最後まで連携)

(c) 部族

当初、部族から各種不満が続出したが、役務・隊外調整先等から情報を入手し早期に係累を排除することで、陸上自衛隊に対する感情は改善、次第に陸上自衛隊の能力以上の要求はなくなる

(d) 県知事

安全確保のために部族を統制する県知事と良好な関係を保持し、陸上自衛隊の撤収まで継続

(e) IP (イラク警察)

サマーワの治安を判断する上でIPの情報は必要不可欠なため、警務幕僚を通じて関係構築し情報入手

* イラク人は結婚祝いで射撃するため、結婚式の情報までIPより入手

(f) 現地役務

出島地区での住民情報等入手は有益

b 陸上自衛隊

(a) 陸上自衛隊を歓迎する機運を醸成し民心を安定

1 活動前の部族との事前の調整

2 活動時の部族に対する公平性の保持

3 必要に応じ民生協力やスポーツ交流

* 交流の具体例

文房具の配布、鯉のぼりプロジェクト、七夕祭り、親善フェスティバル、綱引き

(b) 地元住民や有力者に対し地元メディアを活用して各種の情報を発信し、陸上自衛隊の活動に理解を得た

地元テレビで陸自PRビデオ放映、地元メディアからの取材受け、各施工現場における掲示板等で日本の活動表示、新聞『FUGI』の発行等による住民への積極的な情報発信

(c) 関係機関と密接に連携

イラク住民、部族等の状況を関係機関から綿密に情報入手し、適切な対処

第3章 復興支援活動

を実施

(d) 業務マニュアル

業務マニュアルを作成し、部隊が替わっても継続的に各機能が各種情報・関連業務が遂行できるための基盤を構築

c 成果

- (a) 日本の行動が地元住民に理解され、地元住民からの歓迎と支援の獲得
各種親日デモ、サマーワ市民の日本支援署名
- (b) 陸上自衛隊の損害なし
ゲリラ（テロリスト）からの攻撃による人的被害なし
- (c) 人道復興支援任務の完遂

ウ 部隊編成（QRF）のあり方と部隊行動基準及び武器使用

(ア) #1イラク復興支援群

a 編成（機能）

指揮官、警備、広報、法務、通訳、警務、整備、医官、救命士、救護士

b 車両

LAV、WAPC、レッカー

c 編成上の特性

QRFは、総計24名、車両6両で編成、防護の観点で装甲車及び最小限の人員で構成した。

d 部隊行動基準及び武器使用に関する機能の保持要領

部隊行動基準及び武器使用に関する状況を確認するため、警務組を編成した。

※ 一般に活動する部隊において、車両に余席がある場合は、警務隊員が同行して不測の事態に対応した。

(イ) #6イラク復興支援群

a 編成（機能）

指揮官、警備、広報、法務、通訳、警務、整備、医官、救命士、救護士、＋「処理（不発弾処理）」

b 車両

LAV、WAPC、レッカー、HMTV、大型

c 編成上の特性

総計32名、車両8両で編成、IED事案を受けて処理（不発弾処理）組を新編、装甲車以外の「HMTV、大型」を整備・回収車として保持した。

d 部隊行動基準及び武器使用に関する機能の保持要領

部隊行動基準及び武器使用に関する状況を確認するため、警務組を編成した。

※ 一般に活動する部隊において、警務隊員は同行せず、部隊行動基準及び武器使用に関する状況の確認は、QRFの警務組の任務であった。

(ウ) #9イラク復興支援群

a 編成（機能）

指揮官、警備、広報、法務、通訳、警務、整備、医官、救命士、救護士、＋「回収」

第1編 イラク人道復興支援行動史

b 車 両

LAV、WAPC、レッカー、HMV、大型

c 編成上の特性

総計29名、車両7両で編成した。#6イラク復興支援群以降は、豪軍と密接に連携して行動したため、QRFの期待する役割は、相対的に低下した。

d 部隊行動基準及び武器使用に関する機能の保持要領

部隊行動基準及び武器使用に関する状況を確認するため、警務組を編成した。

※ 一般に活動する部隊において、警務隊員は同行せず、部隊行動基準及び武器使用に関する状況の確認は、QRFの警務組の任務であった。

(2) 教 訓

ア イラク（ムサンナ県）での連合作戦に関する教訓

(ア) 全 般

本派遣においては、国連の枠組みがなく、治安維持を多国籍軍に依存するとともに、復興支援は治安状況に左右されるという特性から、多国籍軍を統括する米軍、南東部を統括するMND（SE）司令部（英軍）及び陸自部隊の活動地域の治安維持任務を有する蘭・豪軍との連携は極めて重要であった。全般的に、その枠組み及び現地での連携要領は良好であったが、一方で調整や協議において難航する場面もあった。

多国籍軍に参加して活動する場合は、その枠組み、特に指揮関係、後方支援関係等を明確に整理する必要がある。また、現地においては、LO派遣や共同訓練等により連携を強める必要がある。

多国籍軍においては、SNRを司令部に配置し、迅速円滑な意思決定を図る国がほとんどであり、今後の多国籍軍の一員として治安維持任務等を行い、司令部による部隊運用が直接的な影響を及ぼす場合は、SNRを主要司令部に配置する必要がある。

(イ) 英蘭軍・英豪軍との調整を通じて得た教訓

a 相互の信頼及び理解の重要性

相互の信頼に基づき、事前の調整や綿密な計画の作成が可能となる。実際にマニュアルを作成することにより情報共有や意思疎通も可能となった。特に「相互の信頼と理解」、「事前の調整」、「綿密な計画」、「情報共有」、「意思疎通」は協力関係を向上させるために必要な要素である。

一方で、信頼感が損なわれると連合作戦に重大な支障を来すため、調整事項等の不備については、早急に誤解を解く必要がある。特に、「派遣目的の違い」、「民族性・文化・言語の違い」、「軍事的教義・法的制約の違い」等の差違は連合作戦における制約事項になる可能性がある。しかしながら、同じ軍人であり、一旦信頼感を醸成できれば、いかなる制約事項も克服可能である。

b LOによる情報共有の必要性

彼我の情報交換のみならず、連合作戦に係る陸自活動の制約等を理解させることにおいて有用である。

c SOP（マニュアル）の有用性

第3章 復興支援活動

国際平和協力活動におけるROEやSOPについては、言語・文化等の異なる各国軍による連合作戦には不可欠である。

d 平素からの相互運用性向上のための施策の推進

米国、アジア諸国等への留学による語学能力の向上、各国軍運用教義への通曉及び平素からの国際平和協力活動に係る陸自活動の制約等を理解させる上において有用である。

イ イラク（ムサンナ県）での民心をめぐる各種施策に関する教訓

（ア）ゲリラ（テロリスト）対策には民心の獲得が必要

人道復興支援活動では、その活動地域が安全であることが前提となるため、今回の復興支援では「民心の獲得」を重視

住民や地元部族と良好な関係を築くことにより、ゲリラ（テロリスト）に関する情報を早期に入手する等、テロ行為を防止することが可能

「ゲリラ討伐の99%は民衆工作、すなわち民心収攬だということである。池に水がいっぱいあれば魚はつかまりにくい。しかし、水を干せば簡単に捕まえられる。ゲリラは魚で民衆が水なのだ。良民とゲリラの分離を図らなければならない。民衆が討伐部隊と一体となって平和な生活を取り戻そうと決意したならば、いかなるゲリラでも一掃しうる。」（白善燁将軍：ゲリラとの闘いは人の心を巡る闘い）

ムサンナ県においても現地住民の支持があったからこそ人道復興支援が成功したといえる。

（イ）治安と復興の連鎖

自衛隊の活動の目的は人道復興支援であり、治安回復・維持活動ではないが、米軍をはじめとする多国籍軍が実施している治安回復・維持のための作戦と人道復興支援を目的とする活動は、相互に作用しつつその成果を蓄積すべき性格のもの。

- a 治安回復により安全を確保し復興事業が容易となり、復興が促進
- b インフラ再建が進み雇用が創出、豊かさが復活
- c イラク国民の中に安定を求める機運が高揚
- d イラク国民自身によってゲリラ（テロリスト）を排除
- e 安定した社会の創生

※ 安全と豊かさの連鎖

「治安回復・維持任務→安全→人道復興支援活動→豊かさ→治安回復・維持任務→安全→人道復興支援活動→豊かさ→・・・・・・」

作戦成功のためには、現地住民の民意の獲得、治安と復興の連鎖について着意することが必要

ウ 部隊編成（QRF）のあり方と部隊行動基準及び武器使用に関する教訓

（ア）QRFは状況に応じた編成

- a #1イラク復興支援群では、劣悪な環境下・未開の場所で事案が発生しても対応できるようにQRFを編成した。QRFは2次攻撃を予想し最小限で防護力の高い編成とし、部隊行動基準及び武器使用に関する状況を確認するため、警

第1編 イラク人道復興支援行動史

務組を編成した。また、一般に活動する部隊において、車両に余席がある場合は、警務隊員が同行して不測の事態に備えた。

派遣当初や治安環境が悪い場合のQRFの編成は、少ない戦力で防護力ある車両で編成すべき。また、活動部隊に警務は同行させるべき。

- b #6イラク復興支援群では、IED攻撃事案に対処するため処理（不発弾処理）組を編成し、被害車両を整備・回収するためHMV・大型の整備・回収車による組を付加し、IED攻撃に対応するよう編成した。

IED攻撃の可能性が高い場合のQRFの編成は、不発弾処理組及び整備・回収組を編成し、防護力のある車両にすべき。また、活動部隊に警務は同行させるべき。

(イ) 日本単独で行動する場合のQRFの編成

最も脅威の大きかった#6イラク復興支援群の編成にすべき。

a 編成（機能）

指揮官、整備、広報、法務、通訳、警務、整備、医官、救命士、救護士、処理（不発弾処理）

b 車両

LAV、WAPC、レッカー、状況によりクレーン車（大型）

(3) 提言

ア イラク（ムサンナ県）での連合作戦に関する提言

連合作戦においては、迅速に相互の信頼関係を構築し、互いの理解を得ることが重要である。

イ イラク（ムサンナ県）での民心をめぐる各種施策に関する提言

今後の国際平和協力活動及びゲリラ事態が予想される地域での活動は、現地住民の民意の獲得、治安と復興の連鎖について着意することが必要

ウ 部隊編成（QRF）のあり方と部隊行動基準及び武器使用に関する提言

ほとんどのイラク復興支援群は、警務隊員を活動中の部隊に同行させると、活動中の隊員が「自分達の行動を警務が監視している。」と感じるため、警務隊員を同行させることを敬遠した。しかし、「部隊行動基準及び武器使用が適切に行われているか。」を明確にするためには、警務隊員を活動中の部隊に同行させることが必要である。派遣にあたり、隊員に警務の任務の徹底を図り、部隊行動基準及び武器使用について更なる自信を深めることが重要である。

1.2 教訓業務

(1) 陸幕が実施した施策

ア 全般

今回のイラク派遣にあたり、陸自として初めて組織的な教訓業務を実施した。そのため、教訓業務要員を現地に派遣して教訓収集レポートを中心とした教訓業務を行い、適切かつ安全なイラク派遣及び陸幕施策に資することを主眼に諸活動を実施し、次の成果を得た。

まず、国際活動における組織的な教訓業務に対して陸自として初めて取り組んだものであり、教訓業務の必要性を陸自として共通的に認識させる第一歩となった。

また、派遣準備間の復興支援群長等の各指揮官にとっては、現地発のレポートは、現地での活動や多国籍軍の実情を知る上での参考となる資料であった。

更に、89小銃の切り替え金のレポートの例に見られるように、イラクで使用している装備品の抱える問題点を把握する資料の一つであった。

加えて、派遣当初のMINIMIの暴発事案が派遣終了後に報道された際、この事案に関するレポートが、後の陸幕の業務に寄与した成果も挙げられる。一方、イラク教訓業務の問題点として、現地教訓業務要員の編成・任務上の問題、研本として担う教訓業務が不明確であった点及び「教訓週報」が分析を経た教訓の発信ではなかった点がある。

イ 教訓業務における事実経緯

(ア) 15. 4. 23 イラク自由作戦における教訓

研本イラクPJにより、イラク自由作戦の概要及び展望についてまとめを実施。

(イ) 15. 12. 19 イラク派遣大綱による教訓業務実施要領

a 方針：陸自はイラク人道復興支援活動を通じて得られる教訓をじ後の派遣活動及び陸幕施策に反映させることを主眼とし、専門の組織により教訓業務を行い、円滑な復興支援活動に資する。

b 指導要領：陸幕及び研本をもって教訓資料の収集、評価及び分析を行い、派遣活動及び陸幕施策に反映させる。

c 本復興支援活動に係わる教訓の定義：

- ・陸幕、派遣部隊の復興支援活動に関する業務の改善
- ・中、長期的視点から陸自の運用、編成・装備、教育訓練等の改善
- ・陸自の部隊及び隊員の全般的識能の向上

(ウ) 16. 2. 3～18. 7. 25 現地教訓業務要員をイラクに派遣

イラクに派遣する要員のうち教訓業務に係わる要員（業支隊「研究」＝「現地教訓業務要員」）を組織に組入れ教訓業務処理を行う。

派遣部隊等から復興支援活動に関する教訓資料を収集

a 現地教訓業務要員の派遣実績

当初の1次群派遣時から撤収時の10次群派遣間まで、イラク（サマーワ宿営地）に常時2名、延べ12名及びクエート（イラク後送業務隊18.7.26～18.9.9）に1名を派遣

現地教訓業務要員は研究本部から、教訓センター、総合研究部及び実験団か

第1編 イラク人道復興支援行動史

らも遡考

b 現地教訓業務要員の編成と任務

- ・業務支援隊第3科研究：教訓収集に関する事項及びその他業務支援隊第3科長に命ぜられた事項
- ・後送業務隊第3科研究：教訓収集に関する事項及びその他後送業務隊第3科長に命ぜられた事項

c 教訓発信実績と発信先

- ・教訓収集レポート 210件： 陸幕及び研本
- ・教訓週報 70件： 方面総監部、師団司令部、補給処、長官直轄部隊、各学校及び中病

d 教訓収集レポートの内容別の内訳

監理：9、人事：9、情報：7、復興支援活動：21、兵站：34、
訓練：23、通信：2、衛生：7、現地部隊活動：59、
不測事態対処：26、その他：13

e 教訓収集レポートの内容上の特徴

教訓収集レポートは、専門家による分析を加えたものではなく、教訓資料として、主に現地で掴み得る事実の部分を記載したものを発信

(エ) 16. 5. 24 教訓収集レポート86号

部隊交代時期の暴発事案「MINIMIの暴発」

(オ) 17. 10. 1～17. 11. 31 教訓中間取りまとめ

研本イラク教訓業務実施グループによりイラク教訓の中間取りまとめを行い、
陸幕長に対して「陸幕が行う復興支援活動に関連する事項の教訓」を報告

(カ) 17. 10. 28 教訓収集レポート196号

7次群装備改善意見「89式小銃の切替がね（1回目）」

(キ) 18年3月頃 89小銃切替がね

一般部隊に調達（Abn、WAIR）

(ク) 18. 5. 11 教訓収集レポート208号

9次群装備改善意見「89式小銃の切替がね（2回目）」

(ケ) 18年9月頃 派遣当初の暴発事案が報道される

16年5月「MINIMIの暴発」に関する陸幕長記者会見

(コ) 18. 10～19. 3 教訓の取りまとめ

研本イラク教訓業務PJにより陸上自衛隊のイラク復興支援の教訓のとりまとめを行い、陸幕、各方面総監部等で巡回説明を実施した。

(2) 教訓

ア 派遣先において教訓業務に専念できる現地教訓業務要員の編成上の地位・役割の明確化

イラク派遣に当たって、現地教訓業務要員を部隊派遣時に業務支援隊の中に編成した。更に、陸幕及び研本からなるイラク教訓業務組織を、派遣大綱の規定により編成したが、それらの地位・役割が不明確であった。

特に、イラクのサマーワ宿営地に派遣された現地教訓業務要員は、業務支援隊第

第3章 復興支援活動

3科の一員として、業務支援隊長(3科長)の指揮下にあることから、第3科のスタッフの一員及び3科長代理並びにスミッティーLOとして運用される場面が多々あり、必ずしも派遣部隊の活動全般にわたって腰を据えて広く収集活動を行う教訓業務に専念できる地位・役割になかった。

イ 組織的な教訓業務の実施

イラク派遣の教訓業務では、イラク教訓業務の目的及びE E Iの確立並びに研本が担う教訓業務が不明確であった。

明確なE E Iがなく、また現地教訓業務要員の独断・裁量で教訓収集レポートが発せられている。

その結果、レポートの内容が、派遣部隊が自ら報告すべき所謂戦闘要報や各種業務報告の内容と重複する部分も少なからず存在した。

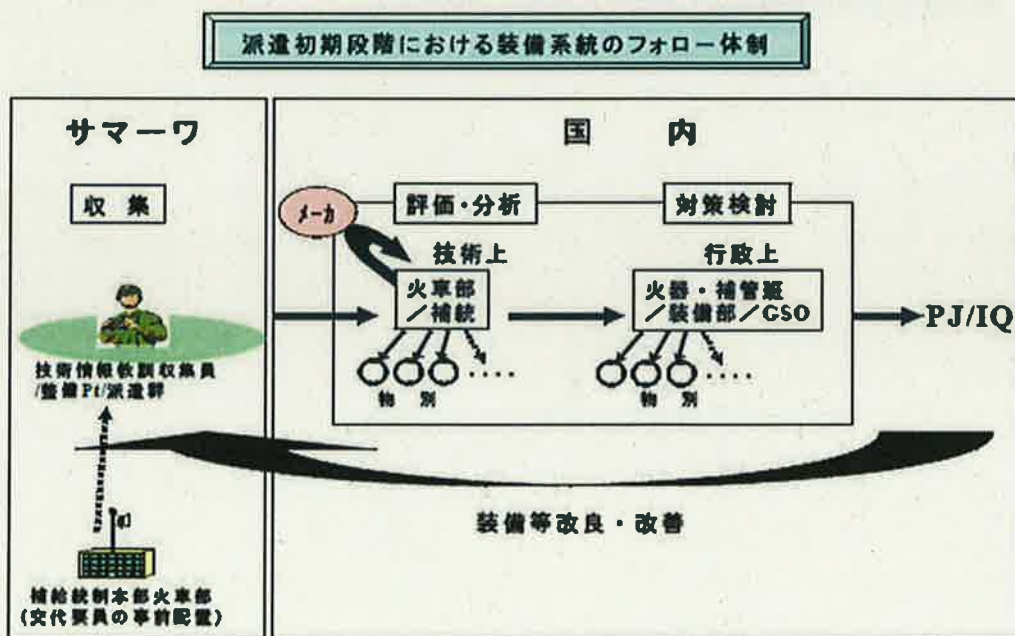
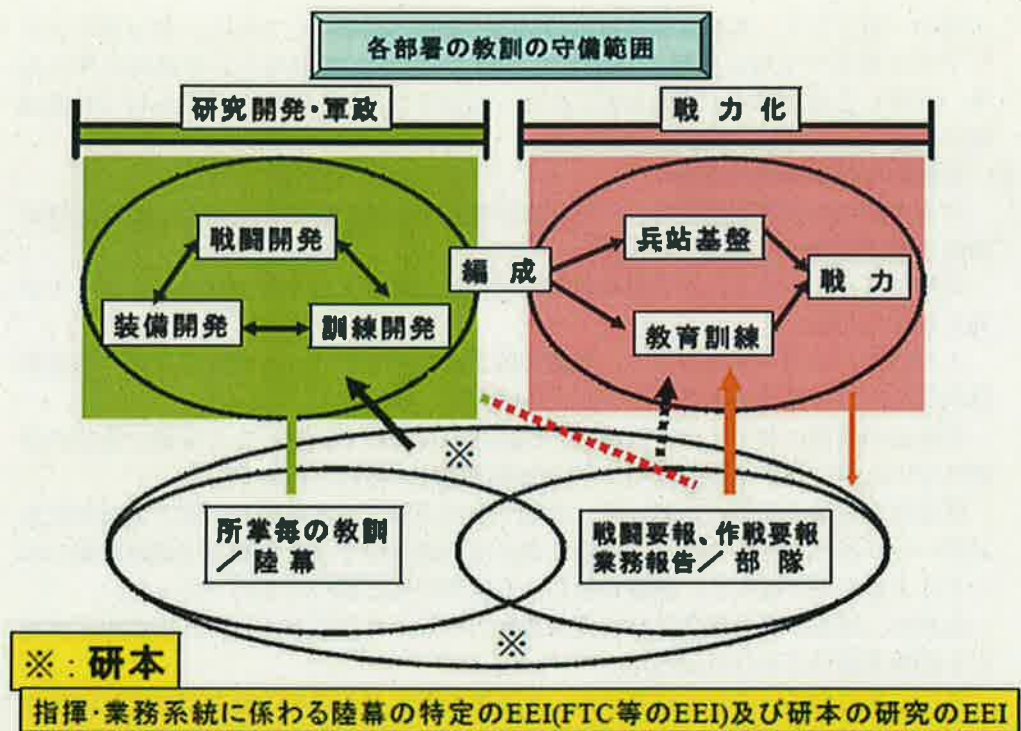
装備品の改善に関しては、派遣当初は陸幕の機能毎の系統による装備の改善がなされていたが、2年半を通してはその改善の態勢が維持されなかった。

派遣当初を過ぎた時点において、現地で使用されている装備品に関する教訓収集レポートが発せられていたが、現地における装備改善や新たな調達に教訓収集レポートによるものではなく、装備系統による情報収集に基づくものであった。

本来の、陸幕、派遣部隊及び研究本部という三つの部署がそれぞれ組織的に実施する教訓業務が不十分であった。

更に、過去のカンボジアや東チモール派遣の際の兵站準備の教訓が蓄積、活用されていない部分もあり、補給処等の関係部署が有する教訓を将来の海外派遣時に活用できるような教訓業務の制度化の整備も必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史



第3章 復興支援活動

ウ 一次資料や教訓資料を分析して教訓を案出する教訓業務実施要領の確立

今回のイラク派遣において発せられたレポートは、現地の事象に特化したものがほとんどであり、一次資料の枠を超えないものであった。

時に受け手の認識を誤らせるようなレポートが現地から発せられたこともあった。

更に、レポート類を分析するための専門家による組織的な業務もなされておらず、当初期待した有益な教訓の案出にはいたらないケースがほとんどであった。

(3) 提言

ア 将来の海外派遣においては、派遣先において、現地教訓業務要員が教訓業務に専念できるような編成とし、現地教訓業務要員の地位、役割及び権限を明確にするとともに、それらの事項を派遣大綱の教訓業務の項に規定する。

また、陸幕、各部隊及び研本が実施する教訓の守備範囲を明確にしておく。

イ 組織的な教訓業務を実施する為、次の三つの部署がそれぞれの教訓業務を実施する。

(ア) 陸幕

人事や装備等の陸幕の各機能毎の所掌が、派遣準備～派遣間～派遣後の各段階において教訓業務を行い、自らの所掌に関する業務や装備品等の改善を行う。

例えば、派遣初期段階において装備系統が実施したイラク派遣に関する装備品の改善業務は、将来の作戦時の良い参考になるであろう。

(イ) 派遣部隊

派遣部隊はその派遣間、野外幕僚勤務に示されているような所謂、作戦要報、戦闘要報及び業務報告の類を作成、報告して、それらの資料等を参考に教訓を得て自らの作戦、行動の改善の資とする。

また、派遣間、結節となるあるいは重大な事案が生起した場合は、機を失せずAARを行い、自ら教訓を学び取り部隊行動の改善を図る。

(ウ) 研究本部

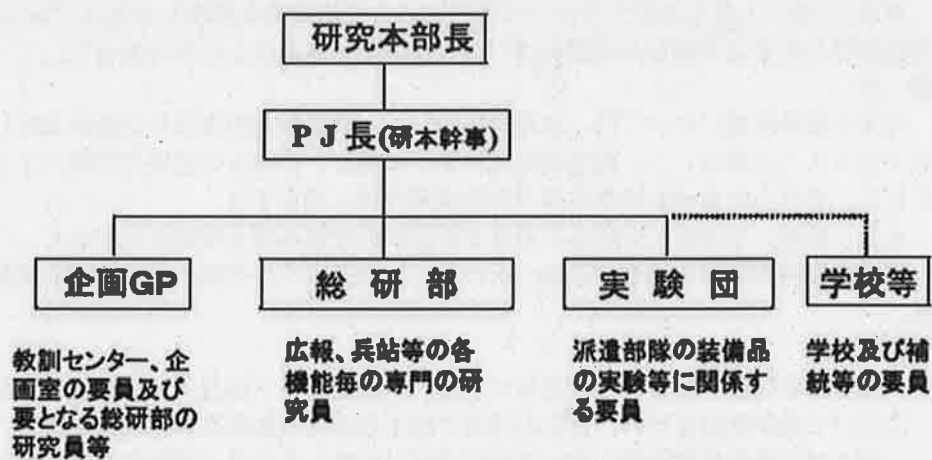
研究本部が実施する教訓業務の守備範囲は、陸幕の指示による指揮・業務系統に係わる陸幕の特定のEEI（FTC等のEEI）のような特定の視点が適している。

また、陸自の研究機関として、陸長やRDOC等の研究本部の研究に資するEEIについても、重要な教訓業務の守備範囲であり、これら研究に資する教訓業務を実施する。（「分析の為のPJ編成のイメージ」）

ウ 組織的な分析を実施するため、イラク教訓取りまとめで実施したようなPJ編成をとり、研究本部総合研究部、実験団、その他学校等の幅広い知見を加えて、組織を挙げて分析を実施する。

第1編 イラク人道復興支援行動史

分析の為のPJ編成のイメージ



第4章 撤 収

第1編 イラク人道復興支援行動史

第1節 全 般

1 撤収の決定に関する事実経緯

平成17年12月の基本計画延長に際し、撤収の要件として、①政治プロセスの進展、②現地の治安状況、③多国籍軍の活動状況、④復興状況の4要件が示された。

そして翌18年2月に実施された4カ国協議において、イギリス軍が5月にも撤収する可能性があることが明らかとなる中、3月にはODA大型案件としてのサマーワ発電所事業が開始され、5月にはイラク新政権が発足し、6月にはマリキ首相がそれまで不在であった内相・国防相・国家安全保障担当國務相を任命するとともに、ムサンナ県の治安権限委譲を表明した。

このような状況を踏まえて、平成18年6月20日に陸上自衛隊撤収命令が発出された。最後の陸上自衛隊派遣部隊である第10次イラク復興支援群は7月11日に第1波がサマーワを出発し、最後の部隊は16日にサマーワを後にした。

2 撤収の4要件の充足

基本計画延長に際し、撤収の4要件が示されたということは、政府内で撤収に関する認識が共有されたということであり、的確な撤収判断をする上で極めて重要なことであった。平成18年6月には、これら4要件が全て整ったとの判断のもと、直ちに撤収が決定されたわけである。4要件の充足とは次の通りである。

(1) 政治プロセスの進展

平成18年5月にイラク新政権が発足したことにより、安保理決議で定められた政治プロセスが完了するとともに、6月に入ってマリキ政権が内相、国防省、国家安全保障担当國務相の3治安閣僚を任命し全閣僚がそろった。

(2) 現地の治安状況

イラク治安部隊への治安権限移譲など現地の治安情勢に関わる状況のことであり、ムサンナ県において治安が安定し、かつ治安維持能力が向上したことから、平成18年6月にマリキ首相がムサンナ県の治安権限を多国籍軍からイラク当局へ委譲することを表明した。

(3) 多国籍軍の活動状況

ムサンナ県におけるイラク人自身による治安維持能力が向上したことに伴い、平成18年2月にはイギリス軍が5月に撤退する意図を有していることが顕在化した。

(4) 復興状況

現地の復興状況については、陸自派遣部隊の取り組んできた学校、病院、道路、その他の復興支援業務は概ね完了し、平成18年3月にはODA大型案件の象徴とも言えるサマーワ大型発電所事業が開始され、6月下旬に着工式を実施することが決定した。

3 教訓事項

政治と自衛隊間での、撤収要件の具体化および要件充足の判断に関する事項の共有および緊密な議論の場の保持が重要である。

第2節 陸幕の実施した施策及び教訓・提言

1 人事－人事・留守業務(家族支援)

(1) 陸幕の実施した施策

ア 現地部隊長の厚生支援構想を早期に確立

(ア) 縮減後送及び処分基準の策定

(イ) 厚生支援見積・計画策定

(ウ) 同じ視点で陸幕でフォロー

イ 厚生支援業務の縮小

(ア) 厚生施設及び家族連絡支援の縮小

最後まで保持した機能＝個人の最低限の娯楽（ポータブルDVD等）及び家族連絡支援体制（最終的に衛星携帯）

(イ) 売店

撤収が決定後、閉店セールを実施し、在庫品の販売を促進。また、先発隊出発の前日（D－11日）まで売店を営業し、嗜好品を提供。

(ウ) 家族への情報提供

運用と緊密に連携し部隊の安全確保との節調を図り、帰国予定日及び帰国行事の予定について、家族へ連絡して家族の不安感を除去。

ウ 厚生物品の後送業務

(ア) 厚生物品の後送準備

後送計画に基づき、各物品に表示するとともに、本邦へ後送する物品については、後送業務隊と連携し整備・梱包を実施

(イ) 厚生物品の処分

処分に必要な時間・対価を適切に見積り、処分時期を決定

(2) 教訓

ア 後送間、家族との連携を維持することは、隊員家族の不安感除去に有効（保全に留意）

イ 厚生支援は、撤収隊力等を考慮すると、人員の撤収が開始されるまでのD－11日までの支援が限界であり、撤収直前まで支援できる体制の検討が必要

ウ 売店の在庫管理は、撤収時に隊員の購買意欲が増加するため、商品不足が発生しないよう適切に在庫管理するとともに、現地調達との連携が必要

(3) 提言

共済組合による委託型で売店運営できる方策を検討

第1編 イラク人道復興支援行動史

2 警務（警務機能保持の必要性）

（1）陸幕の実施した施策

イラク後送業務隊（RSU）の編成にあたって、警務隊又は警務幕僚の編成を要望したが、人数枠の関係から、部隊、幕僚の派遣は認められなかった。

警務隊の役割（主として司法警察職務）については、航空自衛隊警務隊、警務幕僚的役割については、在クウェート日本大使館警備対策官が代替することで処置した。

（2）教訓

派遣された隊員は、地位協定等により、現地の刑事裁判権から免除される特権を有することとなる。しかしながら、事案が発生した場合、警務の知見を有した者が現地において現地治安機関等と適時・適切な調整を行ったり、あるいは部隊に対する助言を与えられない場合、事案に関係した派遣隊員が現地官憲に不当に拘束されたり、処罰を受ける等の不利益を被る恐れがある。

後送業務においても、国外で活動する以上、派遣部隊の秩序維持や係累の早期除去のために、警務機能の保持が必要である。

（3）提言

派遣部隊の秩序維持及び地位協定等により与えられている派遣隊員の特権免除を保障するためにも、国外任務においては警務隊又は警務幕僚を編成し、派遣することが望ましい。

3 衛 生

(1) 陸幕が実施した施策

ア 撤収時の医療廃棄処分について

撤収時の医療廃棄処分できる限りクウェートまで後送しての処分を実施した。

イ 帰国後健康診断及び派遣要員の継続的なアフタケア

隊員の健康状態の掌握や感染症等の持ち込み防止等の観点から帰国後の健康診断を実施した。帰国行事や派遣隊員の早期の原隊復帰等によりデータはそれぞれの個人身体歴での管理となった。

ウ 中央病院の後送医療チーム及びメンタルヘルス診療支援チームの派遣態勢

後送医療チーム及びメンタルヘルス診療支援チームは、任務中の事件・事案等による補償や武器使用等の資格がなく、外国出張と同等の扱いであった。

エ 人事等との所掌業務の責任区分

イラク派遣からメンタルヘルス支援やクールダウン等の事業を開始した。

オ 内局等派遣員に対する健康管理

内局及び施設庁から派遣された職員に対する現地での健康管理を衛生隊が実施した。内局等からの派遣要員には選考時の明確な健康診断基準がなく、派遣中に健康診断を実施する衛生計画はなかった。

(2) 教 訓

ア 撤収時の医療廃棄処分

現地での衛生資材の破棄は医療廃棄物としての適正な処理が必要であるが、現地契約業者の責任感の欠如から、廃棄物を郊外に不法投棄し、後に自衛隊撤収後の環境問題や地域住民の使用等による問題が生起する可能性があった。

イ 帰国後健康診断は極めて重要

帰国行事や派遣隊員の早期の原隊復帰等により一括した実施ができない場合、データはそれぞれの個人身体歴での管理となり、一元的な管理に支障が生じる。このため、帰国後の健康診断は速やかに実施すべきである。

ウ 中央病院における後送医療チーム及びメンタルヘルス診療支援チームの派遣態勢整備が必要

国外派遣の常態化や複数正面派遣への対応を考慮すると、各派遣要員の育成や現在の陸自医官のみの派遣（陸自計画による派遣であり中央病院の海空自医官からの派遣は実施せず）にとどまらない幅広い医官運用の検討が必要である。

エ 人事等との所掌業務の責任区分の明確化が必要

人事（服務、厚生等）との連携が不可欠であることから、所掌業務の責任区分の明確化が必要である。

オ 内局等派遣員に対する健康管理施策が必要

内局等からの派遣要員は、急速の選考が多いため、予防接種期間が限られる場合が多い。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(3) 提 言

ア 撤収時の医療廃棄処分

衛生資材等の処分に関しては、バーゼル条約に非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止することが定められており注意が必要であるとともに、処分経費を削減するためにも保有量が最小限になるように派遣期間内での調整による在庫統制が必要である。(迫送が迅速に実行されるようになれば、在庫を減ずることも容易)

また、衛生施設等については、撤収状況や治安環境等により、その処置について柔軟に対応することが必要である。(イラク派遣では野外手術システム(方面隊用)を現地において不用決定)

イ 派遣要員の継続的なアフタケアに関する提言

メンタルヘルス面を含めたアフタケアの態勢に関し派遣部隊組織での継続的な隊員観察や追跡検査が可能となるシステム構築が必要である。

ウ 中央病院における後送医療チーム及びメンタルヘルス診療支援チームの派遣態勢整備が必要

医官は病院から派遣された際、当該科の補完体制が必要であり、派遣に関して部内外者の理解が必要である。

エ 人事等との所掌業務の責任区分の明確化に関する提言

戦闘を含めたより厳しい任務を遂行していく場合、メンタルヘルス支援やクールダウン等の事業は更に重要となるため、業務の推進が図られるよう人事等との責任区分を明確にし、協力態勢を保持する必要がある。

オ 内局等派遣員に対する健康管理施策に関する提言

内局等派遣要員においても、陸上自衛隊に準じた健康管理に関する施策の確立が必要である。

4 広報

(1) 陸幕が実施した施策

ア 撤収時の報道対応組織

クウェートにプレスセンターを設置し、イラク入りできない邦人メディアのための報道態勢を確立した。じ後、市ヶ谷→防衛記者会、サマーワ→現地メディア、クウェート→邦人メディアを報道対応の窓口とし、統一した報道対応を実施した。

イ 報道対応（撤収時）

(ア) 18. 6. 23（金） 内閣官房における3省庁担当課長級会議

a 庁の方針

(a) イラク派遣部隊の撤収に係る報道対応については、撤収部隊の安全確保を最優先することを基本とし、部隊の安全確保に影響する情報については、管理の徹底を図る。

(b) 現地における取材対応は、クウェートを拠点として行うこととし、部隊の安全確保に影響を与えない情報については、報道機関に積極的に発信することとする。

b 内閣官房

(a) 庁の方針を了承

(b) 防衛庁と連携し、各報道機関本社幹部等に上記方針を伝達

c 外務省

(a) 外交ルートを通じ、イラク政府及び英・豪に協力を要請

(b) 英・豪軍のサマーワからの部隊撤収時のプレス対応について聴取

(イ) 報道対応

a 18. 7. 7、サマーワからの先遣部隊の部隊移動について、報道公開の前提で対応中のところ、7日2000、長官の指示により報道公開を中止した。

すでに、クウェートでは、アリ・アルサレム空軍基地において、報道機関は待機中であり、突然の中止の通知に混乱するとともに、防衛庁でも防衛記者会からの批判が相次ぎ、2230から長官の臨時会見を開くこととなった。

b 翌日の新聞等では、報道公開中止に関する批判的記事が掲載された。

(2) 教訓

ア 撤収時の報道対応組織に関する教訓

クウェートでの報道対応拠点の設置が、邦人メディアのイラク入りを局限するための一つの方策ともなった。

報道機関としても、イラク入りができないことから、できる限りクウェートにおける取材を重点においた報道を企図していた。そのため、クウェートでの報道対応の所用が増大し、主導的な広報対応が必要であった。

イ 撤収時の報道対応に関する教訓

a 報道公開ニーズへの対応は重要である。

サマーワからクウェートへの初めての物資の輸送及び人員の撤収については、報道公開のニーズが大きく、5月中旬から関係部署と調整し、初めての物資輸送（6月25日、車両17両をトレーラーで輸送）については、報道公開が支障な

第1編 イラク人道復興支援行動史

く行われた。

- b 政府と庁との一貫性ある報道対応が必要である。

人員の撤収（移動）については、事前に官房広報課から長官等への説明が行われておらず、安全確保の観点から報道公開が中止されたものである。報道機関として人員の撤収について、先遣と最終波のみの公開で、その間は隊員等の安全確保の観点から報道しないことに合意していた。官邸連絡会議においても、人員の撤収の報道公開について、了解が得られていた。（政府・庁レベルの広報戦略が必要）

（3）提 言

- ア 撤収時の報道対応組織に関する教訓

今後の国際貢献活動等において、活動地域の状況に応じ、安全な地域における報道のための拠点設置を検討

- イ 撤収時の報道対応に関する教訓

部隊・隊員の安全確保と報道対応については、政府から部隊までの一貫した基準を設けるとともに、報道協定との関係を整理し、隊員と部隊の安全確保と報道公開について、統一した対応方針の確立が必要である。

5 民事－住民施策、ODA

(1) 陸幕が実施した施策（撤収構想）

情勢不安定な中において活動を開始した日本隊が、逐次復興の実感を与えつつ活動を行ってきたが、その日本隊が撤収するにあたり、現地の人々が復興を実感し、感謝に包まれながら撤収するためのトリガーとして橋梁及び電力事業等の大型ODA案件の始動が用いられた。

時期	活動内容
16. 8. 31	ODA大型案件（電力事業・橋梁事業） 第1回現地調査
16. 11. 22	第2回現地調査
17. 3. ～	大規模ODA本格始動
17. 8. ～	橋梁案件着工
18. ～	電力案件着工
18. 7. 17	イラク撤収完了
18. 9. 9	イラク後送業務隊撤収完了

(2) 教訓

案件形成から通常5年余を要する大型ODA案件が、関係者の努力で迅速円滑に進められ、現地部隊の支援もあって、僅か2年で成立に至っている。

派遣部隊の自隊施工から始まった復興支援が右肩上がりに移し、大型ODA案件形成という形で現地住民に満足感を与えつつ円滑に撤収に結びつけることができたのは、良好な前例である。

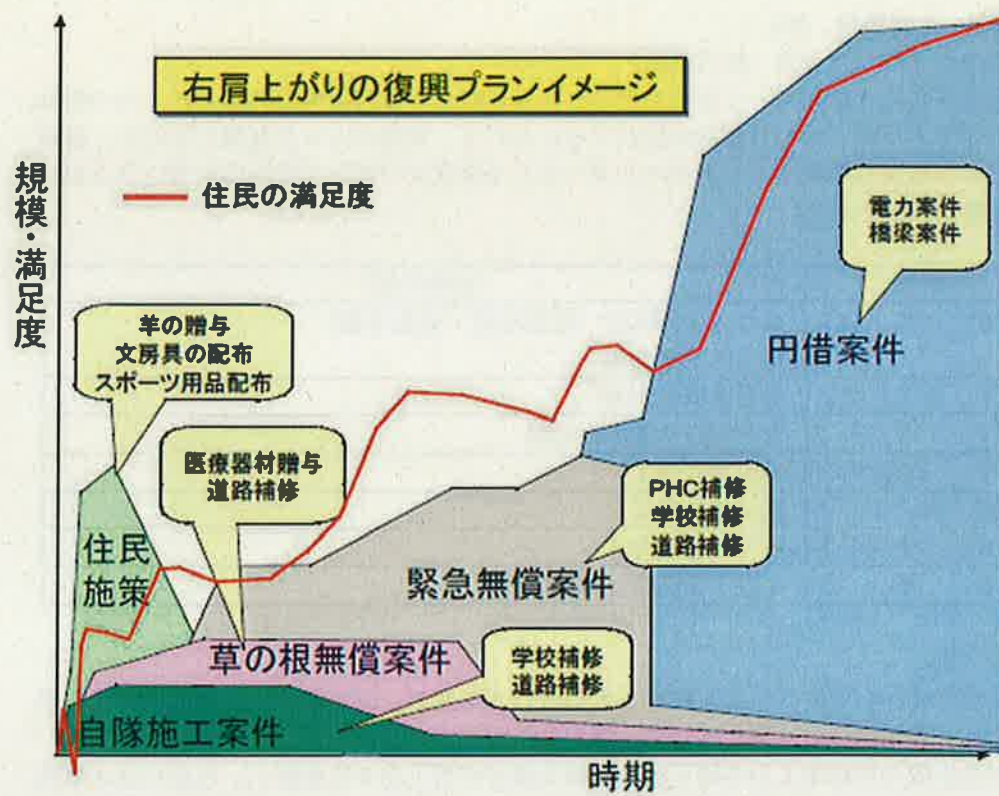
(3) 提言

国際貢献において、陸上自衛隊が復興支援を担うことには、撤収機会の喪失という危険性を伴う。

陸上自衛隊の保有する能力を駆使して行う復旧は、被災直後、停・終戦直後の応急復旧段階においてその効果を発揮する。復旧の進捗に伴う、復旧段階から復興段階への転換点は、当事国の状況からある程度、見出すことができるため、それを契機として陸上自衛隊による活動に終止符を打ち、撤収することができる。

しかし、ODAと提携しつつ、停（終）戦に伴う復旧・復興支援を陸上自衛隊が担う場合、民間人の入国に支障がないほど国情が安定するまでの間、ODAコーディネーターとして当該国に派遣を継続しなければならないという状況を生み出しかねない。復旧に伴い国情が安定し、ODAの案件形成のために民間人が入国できるような情勢になれば、緊急無償資金協力等の経済的支援に円滑に引き継がれるが、早期に安定する保証はない。知識と経験があれば、陸上自衛官にもODAの案件形成は可能であるが、特定国家に対する長期に及ぶ国際貢献の継続という事態を招く恐れがある。

第1編 イラク人道復興支援行動史



6 情報通信

(1) 陸幕が実施した施策

ア Xバンド通信回線の撤収を、サマーワから撤退日の10日前に実施するよう調整していたが、可能な限り通信回線を確保する必要があることから、急遽1W前まで確保することとなった。早期から調整していたにもかかわらず、急遽変更したことにより、輸送に關しての再調整等二度手間を踏むことになった。また、LO展開地域における器材撤収に關し、撤収行動の制約から通信要員派遣の時期が限定され、努めて長く骨幹回線を確保することが困難であった。

イ RSUのための通信組織への変更（サマーワからの撤収時）については、撤収命令を予期しつつ早期の段階から調整・準備を実施した。特にメーカーを含めて先遣された後送業務隊通信幹部と派遣前から通信組織の変更に關する構想及び事前準備の要領について認識を共有した。また先遣隊派遣から本隊派遣命令発出までの間に準備すべき、ケーブル構成・電源工事等を実施し、一部新たなニーズに伴うサマーワとの回線維持の延長による再調整が発生したものの、通信組織の変更に際してはクウェートへ赴いたメーカーから必要な技術支援を得つつ円滑な通信組織の変更を実施した。

ウ RSU活動終了に伴う通信組織の縮減については、RSUのための通信組織の変更時における新たなニーズに伴う再調整の教訓に基づき、当初の段階から最大限RSUと本邦間の骨幹回線を維持するため、器材梱包を延長してもらうとともに輸送手段を最終便に設定し、必要な回線を段階的かつ円滑に撤収し得た。この際、RSUのための通信組織への変更時と同様、クウェートへ技術支援のためメーカが趣き、官民一体となった撤収を円滑に実施した。

エ 撤収が確定したのち、現地で使用する主要民生器材（遠距離監視装置、近距離監視装置、コンテナスキャナー、LEDジャマー、パソコン等）の撤収整備後の使用に關して、撤収後の整備に伴う予算要求、年度予算要求が確立されていない状況にある。

第1編 イラク人道復興支援行動史

イラク復興支援群等の通信(経緯)

	15年度				16年度				17年度				
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
部隊等の行動	12月7日	1月19日	2月5日	3月7日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日
通信全般	インマルサット衛星及びスラヤ衛星による通信				国際専用線等による通信				国際専用線等による通信				
音・声・映・像・データ	1次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				2次隊 (Xバンド回線) ・衛星による通信				3次隊 (Xバンド回線) ・衛星による通信				
	4次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				5次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				6次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				
	7次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				8次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				9次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				
	10次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				11次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				12次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				
	13次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				14次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				15次隊 (Cバンド回線) ・電子メール網・電子メール網・ 衛星専用線 (IPアドレス) ・無線音声回線加入 ・TV衛星システム				
Cバンドによる回線速度の増大													
IPT-SCの増加													
AM通信 (イラク～日本間)													
IPT-SC (Kuバンド) × 1													
TV電話、スラヤ・インマルの増加、AM・FM通信 (イラク国内)													
スラヤ・インマル													

	17年度									18年度				
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
部隊等の行動	第6次隊	第7次隊			第8次隊			第9次隊		第10次隊				
通信全般	国際専用線等による通信													
音・声・映像・データ	Xバンド													7/10停波
	Cバンド													6/24停波
	Kuバンド													7/7停波
	AM通信(イラク～日本間)													7/17撤退
	スラヤ・インマル、AM・FM通信(イラク国内)													7/17撤退
	スラヤ・インマル													7/17撤退

第4章 撤収

オ 教 訓

(ア) 現地の判断のみならず、本邦におけるニーズとの節調を考慮した調整を当初から実施するとともに、使用者の利便性及び不測事態対応を最大限考慮して撤収の計画に反映が必要。

また、L〇展開地域の器材撤収に関しては、早期かつ主導的に通信要員の派遣時期を調整し、骨幹回線を努めて長く維持することが必要。

(イ) 早期の段階における構想の確立と、構想の徹底の必要性及び重要性

(ウ) 綿密な調整に基づく事前準備の周到

(エ) 早期からのニーズの把握及び輸送を含めた可能性の詳細な検討に基づく計画・実行への反映

(オ) 官民一体となった任務遂行の重要性

(カ) 国際貢献装備（民生品活用分を含む）保持の全体像は一度整備されているが、イラク使用器材の再活用に関しては、通常どおり予算要求するものとの関係を含めて明確に整理されていない。

撤収確定までに事後の活用要領の検討（器材の整備及び保管用倉庫の予算要求、器材維持に必要な経費の検討、器材維持に必要な人員の検討等）が必要

カ 提 言

(ア) 計画の策定に際しては、確実に現地及び本邦のニーズを確認し、実行の可能性との節調を図りつつ綿密に調整するとともに、骨幹回線を努めて長く確保し得る様、調整すべきである。

(イ) 時使用器材の再活用に関しては、予算・編成等幅広い分野での対策処置を確立する必要がある。

第1編 イラク人道復興支援行動史

7 兵 站—兵站支援

(1) 陸幕が実施した施策

本派遣は、復興支援業務と並行して未使用品の処分・後送等を先行的に行い、命令後約3週間でサマーワから部隊を完全離脱させたものである。

ア 18. 2. 21

陸幕装備部装備計画課内に22名からなる撤収支援隊（仮称）準備チームを設置
具体的な撤収要領の検討を開始

イ 18. 4. 10

（ア）撤収支援隊（仮称）先遣隊18名出国。ただし、人事上は5次業支隊の交代要員。じ後、不用決定の準備及び未使用装備品等のサマーワからクウェートへの後送業務を開始した。

本邦持ち帰り以外の装備品等の処置については、時間的・法的制約から、不用決定後、それぞれの特性に応じて破棄（全装備品の銘板の除去、武器輸出規制等該当装備品の破壊、環境破壊につながるものの処理業者への委託、宗教・風俗上考慮を要するものの焼却等）し、イラク国軍等へ引き渡した。

（イ）現地の後送、不用決定業務の円滑化のため、陸幕・補統主体で各物別の専門知識を有する要員を派遣。ただし、特技者が配置されていない部署特に弾薬は基礎的識能を有していないことから後送計画作成から梱包の一連の業務を通じて、その都度本邦の指示を受けながら実施することにより、作業効率が悪かった。より早い段階から物品管理・後送支援のための各物別要員を派遣することができれば更に有効。撤収には政治決心が必要であるが、物品後送は、整備その他の目的で派遣間常時行うものであり、対外的説明も容易

本派遣では、1次群から物品の掌握が不十分な状態で次の群へ引き継がれたのは、物品管理要員の編成が僅少（4名）であることが問題である。

しかし、7次群以降、復興支援業務の傍ら物品掌握・選別・未使用物品の後送を逐次推進していたことが、撤収命令後3週間でサマーワから部隊が完全離脱し得た大きな要因であった。

（ウ）撤収に伴う物品の処置については、物品管理法に基づく不用決定の後、経済協力法やイラク特措法を根拠として、派遣国等へ「譲与（又は譲渡）」する枠組みの適用が可能である。

本派遣では、時間的な制約、法律上の譲与先・譲与可能な物品の範囲等の制限により、医療器材の一部をイラク特措法に基づき「譲与」した。

また、緊急破棄については、陸自各種教範類で要領・着意等が記述されているものの、法的な枠組みがないため、今後検討が必要

ウ 18. 6. 20

（ア）政府による撤収決定を受け、26日後送業務隊が出国。じ後、本格的な撤収業務を開始。まず、概略選別した使用可能品をサマーワからクウェートへ輸送し、細部選別→（不要品の処分）→洗浄・乾燥→各物別・A別・輸送区分別の仕分→保管→バン詰→発送という業務の流れ。また、輸送役務は、地上輸送と海上・航空輸送別々に、かつ、各便ごとに契約した。

- (イ) 後送計画における後送先の決定について、本作戦では、まず再補給先部隊を決め、次いで各方面隊整備担当部隊（クウェートからの発送先）を決定した。この際、整備所要が大きな車両等については、各方面隊に他の装備品は関東補給処に後送した。これにより、方面隊の整備所要を平準化するとともに、多品目の整備を一元化することができ、整備期間の短縮になった。

エ 18. 7. 17

- (ア) 10次群等サマーワから離脱完了。後送業務隊は、これらの帰国支援を実施するとともに、装備品等の後送業務を継続。8月4日麻生外相がクウェートの洗浄施設等を視察し、その帰国報告において、首相が自衛隊の撤収業務、特に、検疫上の考慮について高く評価された。

また、後送業務隊と業支隊クウェート分遣班との業務区分が不明確であったが、後送業務隊の柔軟な部隊運用により、追加任務（大使館LO、群等の帰国支援、ナビスタ国境通過支援業務等）に対応した。

- (イ) 検疫・防疫対応は、装備品等の洗浄に膨大な時間・隊力・予算等を必要とする海外派遣における撤収業務中の最大の課題であるにもかかわらず、現在陸幕における所掌部署が不明確。過去の海外派遣を含め、その都度担当者レベル、現場の派遣隊員の努力により対応しているもので、組織的に対応されていないことが問題であった。

検疫は、国内に常在しない感染症及び人・動植物に影響のある病虫害等が船舶・航空機を介在して国内に侵入することを防止するため、入国検査時に行われる厚生労働省、農林水産省が所管する制度。その目的から、自衛隊の行動に際して適用除外とされる他の法令（道交法、火取法、消防法等）と同様に扱うべきものではなく、必ず対応しなければならないため、今後は、如何に効率的に行うかが課題である。

- (ウ) 業支隊クウェート分遣班は、群とともに帰国。撤収に関する陸幕内検討段階から後送業務隊との業務切り分けについては検討されていたが、結果的に上手く後送業務に同調できなかったものと理解。疑義（認識の相違）を与えない命令発出の必要性が大きい。

撤収以降の業支隊クウェート分遣班については、後送業務隊の指揮下で運用し、クウェートにおける諸業務の一元化を図るのも一案である。

(2) 教訓

ア 撤収（後送）に関する考え方

- (ア) 海外派遣は、限られた編成・期間内での任務遂行であり、物品管理所要も国内に比べて膨大で、その掌握は困難を極めることは必然。更に、撤収には政治決心を要するため、その開始時期は不透明である一方、日本の各種法律により部隊行動が制約されるとともに、決定後の行動には迅速性が要求され期間的にも制約を受ける。

このため、政治・世論による影響を局限し、部隊の整齐・円滑な離脱・離隔作戦に資するため、可能な限り早期に各物別の専門的知識を有する要員を派遣して、物品の掌握・整理、不要品の処分・後送等を実施させることが必要。結節をもつ

第1編 イラク人道復興支援行動史

て撤収するのではなく、後送の枠組み等で「常に部隊行動が可能な状態（Ex. 指揮所の移転等）を作る」ことが重要

- (イ) 物品の派遣国政府等に対する譲与（譲渡）については、現行法制下では省・陸自にその権限が全くなく、その都度、経済協力法、PKO法、その他の特別措置法等に照らし、長時日をかけた外務省・財務省等との事前調整が必要。また、国家の代表として国際貢献に任ずる派遣部隊指揮官の自主裁量の余地も皆無であり、国際貢献活動の現地の実相と実態から大きく乖離。特に、本派遣のように、撤収の政治決心の時期等が浮動する状況において、各種条件が付された根拠法令等などは有名無実

このため、現行法令の改正を含め、省以下（望ましくは現地指揮官）の判断で譲与、緊急破棄等を実施し得る枠組み構築及び関係省庁との調整・手続きの簡素化が必要

- イ 撤収における装備品等の発送業務には簡明さが必要

撤収においては、まず、本邦後送後の整備・輸送・再補給までの業務の合理性を重視するのか、派遣先からの迅速な離脱・離隔を重視するのかを決定することが重要。本作戦のように迅速な離脱・離隔を重視するのであれば、時間制約が大である装備品の後送業務を簡明にし、中継地において後送業務を適切に実施する必要がある。

- ウ 早期の輸送力確保及び一括概算契約の追求

派遣準備と同様に撤収に伴う装備品等の後送業務においても、輸送役務契約の締結は極めて重要であり、業務所要に大きく影響（例えば、後送に伴う現地の諸作業及び発地から着地まで同一企業による受注が否かによって、作業・調整所要が左右）

このため、契約内容は、輸送の柔軟性、端末地における業務の軽減、齟齬・不測事態時の対応の容易性の観点から、梱包、パン詰、陸上輸送、荷役作業、現地到着後の輸送等一連の業務全てを含んだ一括概算契約が有利（可能であれば、洗浄施設・倉庫・事務所等の港湾施設の使用まで包含）

(3) 提言

ア 政策提言（国家レベル）

- (ア) 省・自衛隊としての組織的な防疫・検疫対策の検討

（特に、実行組織の整備）

- (イ) 国際貢献活動の実相と実態に応じたの物品譲与の枠組の構築

（一般法の整備、省への権限委譲、手続きの簡素化、緊急破棄等）

- イ 将来体制等への反映（陸幕レベル・CRD支援態勢への反映）

- (ア) 撤収（後送）に関する考え方

a 現地における物品の掌握・整理、不要品の処分・後送態勢の早期確立（各物別の専門的知識を有する要員の増加派遣）

b 現地の負担軽減のため、後送品の本邦受け入れは中央一括

- (イ) 融通性ある輸送力の早期確保のための一括概算契約の追求

まとめ

まとめ

活動を通じての2大懸案「復興支援」と「安全確保」に関する教訓

第1編 イラク人道復興支援行動史

1 復興と治安の安定の関係

(1) 事実経緯

第1次イラク復興支援群は、平成16年4月以降、復興支援活動と並行して現地住民との各種交流を活発に実施するとともに、在サマーワ連絡事務所を開設した外務省と連携して陸上自衛隊の事業とODAとの接続を図ることができた。ODAについては、邦人拉致事案に伴って4月14日に発出された退避・渡航延期勧告により民間人の渡航が制限されたため、当面、民間企業によるODA大型案件の投入は困難な状況となり、給水車、医療器材等の供与や可能な範囲での現地住民の雇用拡大に資する事業を推進した。このような、陸上自衛隊の事業とODAの連携や雇用の拡大によって、逐次、地域住民の期待に応え、地域が復興し、治安回復・安定に貢献していった。そして平成18年3月にODA大型事業としてのサマーワ大型発電所事業が開始され、同年6月に陸上自衛隊撤収命令が下された。

(2) 復興と治安の安定の連鎖

復興と治安の安定は常に連鎖する関係にある。つまり復興が進捗して現地での豊かさが実感できるようになると、住民の中に安定を求める気運が高まり治安が回復してくる。安全になれば大型の復興支援案件が入ってくることとなり、一時的ではあるが雇用が創出されるとともに、更なる復興に繋がっていくのである。復興が進み産業が復活を果たせば、安定的な雇用が増大し、地域の安定化を促進する。これが復興と安定の「正の連鎖」であり、理想とすべきグランドデザインである。

今回の復興支援活動においては、派遣間は地域との繋がりを緊密にするとともに、陸上自衛隊の事業とODAの接続、及びODA大型事業の誘致努力を実施した。本派遣では、復興と治安の両面において、応急復旧的な支援措置を実施する陸上自衛隊の役割が基本的に終了し、最終的にはサマーワ大型発電所のようなODA大型事業が開始されたことによって自立的な復興の段階に移行し始め、国際社会と連携してのイラク人の復興努力の支援という陸上自衛隊の活動目的が達成されたと判断され、撤収することが決定された。

しかし、もし仮にODA大型案件への移行がなければ、陸上自衛隊による復興は限界を迎え、住民意識は満足から不満へ変化し、陸上自衛隊から心が離れていき、治安悪化という部隊の安全にも影響を与えるような悪循環すなわち「負の連鎖」に陥るようなことにもなりかねなかったのである。

(3) 教訓事項

ア 関係省庁や民間との連携をふまえたオールジャパンとしての復興支援のグランドデザインの保持が重要である。

イ 復興と安定の「正の連鎖」の構築を図っていくことが活動を成功させるポイントであり、これが進捗するような復興戦略を確立・維持した上での復興支援活動が重要である。

2 安全確保

(1) 事実経緯

武器使用に関し、平成15年7月9日のイラク復興支援特別措置法案の参院連合審査会において石破防衛庁長官（当時）は、拉致された隊員の「搜索」の際の自衛のための武器使用は可能との考えを示した。

派遣準備間においては、派遣隊員の服装を緑色の迷彩服にして日の丸を表示、装備品の砂漠地域での使用を考慮した改善、宿营地警備のための監視システム導入等、安全確保のための各種施策を講じた。

派遣後のイラク現地においては、第1次イラク復興支援群が活動を開始した直後の平成16年4月7日および4月29日に宿营地近傍に迫撃砲弾が着弾する事案の発生を受けて、7月以降、宿营地の耐弾化施設の強化に着手するとともに、8月には空中監視装置（無人ヘリコプター）4機を導入して監視態勢を強化した。

また、国内においては、平成16年5月末に山梨県の北富士演習場梨ヶ原地区に「模擬サマーワ宿营地」を設置し、現地の状況を取り入れたより実地的な派遣前の準備訓練を徹底して実施した。

なお、イラクにおける迫撃砲弾やロケット弾による宿营地に対する攻撃は、本派遣の全期間に散発的ではあったが合計10回以上発生した。このうち、平成16年10月22日から翌17年7月4日までの間にサマーワ宿营地内に着弾する事案が4回発生しており、特に、宿营地内に着弾した事案では、実際に被害が発生している。平成16年10月31日、現地時間午後10時30分頃に発射されたロケット弾は、駐屯地内の地面に衝突した後、鉄製の荷物用コンテナを貫通して土嚢にあたり宿营地外に抜けており、一つ間違えば甚大な被害に結びついた可能性もあった。

(2) 武器使用規定と安全の確保

ア 武器使用規定

武器使用規定については、カンボジアPKO以来これまでの海外活動等において逐次に変遷してきているが、今回のイラク派遣においても派遣の枠組みとして法制上は人道復興支援活動に必要な武器使用権限が担保された。現在に至るも危害許容要件は正当防衛及び緊急避難に限られてはいるものの、陸上自衛隊初の海外活動であったカンボジアPKOでの防護対象は、自己並びに現場に所在する他の自衛隊員及び国際平和協力隊員のみであり、武器使用の判断も隊員個人の判断のみによっていたが、平成10年の法改正により隊員個人の判断のみでなく指揮官の命令による武器使用の規定が追加されている。

また、平成13年のテロ特措法では職務に伴い自己の管理の下に入った者の防護のための武器使用が明確となった。同年PKO協力法も同様の改正が行われ、じ後のPKOでも同様の枠組みが適用された。

今回のイラク派遣では現場に所在する他の自衛隊員の枠組みに宿营地にいる外務省職員のようなイラク復興支援職員が防護対象として追加されるとともに、いわゆる「駆けつけ警護」として拉致された隊員の搜索の際に攻撃を受ける等の危険が生じた場合は自衛のための武器使用が解釈上可能となったのである。

第1編 イラク人道復興支援行動史

イ 各種の安全確保施策

安全確保のための施策に関し、はじめに強調すべき事項として適切な活動地域と任務の選定がある。それはサマーワという地域において人道復興支援活動を実施するという任務が付与されたことによって実は、派遣間の終始を通じる安全確保の基盤が形成されたのである。

このような基盤の中で、陸上自衛隊は派遣準備から派遣間の終始を通じて安全確保のための各種施策を行った。まず、日本からの派遣であることを明示するために、隊員の服装を日本国内で使用する緑色の迷彩とし、服装・車両に日の丸を表記し、その日の丸の大きさや添付場所にも着意して明瞭に識別可能とするとともに、イラクの高温・砂塵等に対する装備品の改善、監視システムの導入等の直接的な安全確保施策を施した。また、派遣前における武器使用基準に関する徹底した教育訓練の実施、北富士演習場に設置した「模擬サマーワ宿营地」における実際の訓練等により隊員及び部隊のスキルアップを図った。

派遣間は、派遣部隊自らが地域住民との良好な関係を構築・維持し、友好の輪を拡大する努力を続けたが、このような活動も部隊の安全確保に結びついていた。

迫撃砲攻撃等の事案発生後は、耐弾施設の強化や空中監視装置（無人ヘリコプター）を迅速に導入する等、各種の安全確保施策を実施した。

(3) 教訓事項

安全確保施策の徹底した実施は、いかなる任務の遂行においてもその基盤であり極めて重要である。